

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061 改 48(比)
提出年月日	令和 2 年 6 月 11 日

## 島根原子力発電所 2号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

### 比較表

令和 2 年 6 月  
中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）

波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等〕

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。			
相違No.	相違理由		
①	柏崎6/7号炉は、屋外と中央制御室、緊急時対策所との連絡用として5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを重大事故等対処設備として設置		
②	島根2号炉は、代替電源設備からの給電を確保するための設備として、タンクローリ、ホース、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び可搬ケーブルを使用する		
③	島根2号炉は、緊急時対策用発電機の電圧と緊急時対策所 低圧母線盤の電圧が同一であることから、負荷変圧器は不要		
④	東海第二は、無線通信設備（固定型）を自主対策設備としている		
⑤	島根2号炉はデータ伝送設備からE R S Sデータセンター及び本社へ伝送する。本社からは第二データセンターへ伝送する		
⑥	島根2号炉は、発電所外（社内外）との通信連絡として、電力保安通信用電話設備及び局線加入電話設備を使用する		
⑦	島根2号炉は、発電所外（社内外）との通信連絡として、衛星電話設備（社内向）を使用する		
⑧	島根2号炉の運転員は緊急時対策要員に含まれる		
⑨	島根2号炉は、緊急時対策所に要員が収まることから、待機場所を持っていない		
⑩	島根2号炉は、緊急時対策所で使用する場合、保管場所から運搬し接続して使用する		
⑪	島根2号炉は、有線式通信設備を緊急時対策所内で使用しない		
⑫	島根2号炉は、中央制御室から専用電話設備を用いて、発電所外（社内外）へ通信連絡を行う		
⑬	島根2号炉は、中央制御室から発電所外（社内外）への連絡に衛星電話設備、電力保安通信用電話設備及び局線加入電話を使用しない		
⑭	島根2号炉は、緊急時対策所から専用電話設備を用いて、本社、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う		
⑮	島根2号炉は、単号炉申請であり該当なし		
⑯	電源構成の相違		
⑰	設備設置場所及び台数の相違		
⑱	島根2号炉では同一会社		
⑲	設備構成に相違はあるが、必要な個所と通信連絡が可能な構成		
⑳	島根2号炉は、設計基準対処施設及び重大事故等対処設備ではない設備についても重大事故等対処設備の電源を囲っている		
㉑	設備の通話時間の相違		
㉒	連絡系統の相違		
㉓	各重要事故シーケンスで使用する設備は無線通信設備及び有線式通信設備である		

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定            (1) 対応手段と設備の選定の考え方            (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡            (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡            (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料 1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料 1.19.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料 1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料 1.19.6 多様性を確保した通信回線</p> <p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>添付資料 1.19.8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>添付資料 1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>添付資料 1.19.10 携帯型音声呼出電話設備等の使用方法及び使用場所</p> <p>添付資料 1.19.11 各重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数</p> <p>添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別</p> <p>添付資料 1.19.13 手順のリンク先について</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定            (1) 対応手段と設備の選定の考え方            (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡            (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡            (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料 1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料 1.19.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料 1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料 1.19.6 多様性を確保した通信回線</p> <p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>添付資料 1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>添付資料 1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>添付資料 1.19.10 有線式通信設備等の使用方法及び使用場所</p> <p>添付資料 1.19.11 各重要事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数</p> <p>添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別</p> <p>添付資料 1.19.13 手順のリンク先について</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定            (1) 対応手段と設備の選定の考え方            (2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡            (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡            (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等            (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料 1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料 1.19.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料 1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料 1.19.6 多様性を確保した通信回線</p> <p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>添付資料 1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>添付資料 1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>添付資料 1.19.10 有線式通信設備等の使用方法及び使用場所</p> <p>添付資料 1.19.11 各重要事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数</p> <p>添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別</p> <p>添付資料 1.19.13 手順のリンク先について</p>	

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>*1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十二条及び技術基準規則第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.19.1～1.19.13)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19.1表、第1.19.2表に示す。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の</p>	<p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>*1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十二条及び技術基準規則第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.19.1～1.19.13)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19-1表、第1.19-2表に整理する。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の</p>	<p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>*1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十二条及び技術基準規則第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.19.1～1.19.13)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19-1表、第1.19-2表に示す。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の</p>	

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（常設）</li> <li>・衛星電話設備（可搬型）</li> <li>・無線連絡設備（常設）</li> <li>・無線連絡設備（可搬型）</li> <li>・携帯型音声呼出電話設備</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）※2</li>   <li>・無線連絡設備（屋外アンテナ）</li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・有線（建屋内）</li>   <li>・送受話器（警報装置を含む。）</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <p>・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</p> <p>※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置により構成される。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul>	<p>必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型有線通話装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）※2</li> <li>・無線通信装置用アンテナ</li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・衛星電話設備（固定型）～衛星電話設備（屋外アンテナ）電路</li>   <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）～無線通信装置用アンテナ電路</li> <li>・専用接続箱～専用接続箱電路</li> <li>・衛星制御装置</li> <li>・送受話器（ページング）</li> <li>・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</li> </ul> <p>※2 SPDSは、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置により構成される。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul>	<p>必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線通信設備（固定型）</li> <li>・無線通信設備（携帯型）</li> <li>・有線式通信設備</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）※2</li>   <li>・無線通信設備（屋外アンテナ）</li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・有線（建物内）（有線式通信設備、無線通信設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）に係るもの）</li> <li>・有線（建物内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）に係るもの）</li>   <li>・所内通信連絡設備（警報装置を含む。）</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <p>※2 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置により構成される。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・緊急時対策所用燃料地下タンク</li> <li>・タンクローリ</li> <li>・ホース</li> </ul>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 号炉は、屋外と中央制御室、緊急時対策所との連絡用として 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを重大事故等対処設備として設置（以下、①の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</li> <li>交流分電盤</li> <li><u>負荷変圧器</u></li> <li>可搬ケーブル</li> </ul> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、無線通信装置、有線（建屋内）、<u>5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料補給設備、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、交流分電盤、<u>負荷変圧器</u>及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける（第 1.19.1 図）。</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用代替電源設備</li> <li>非常用交流電源設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、衛星電話設備（固定型）～衛星電話設備（屋外アンテナ）電路、専用接続箱～専用接続箱電路、無線通信装置、SPDS～無線通信装置用アンテナ電路、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料給油設備及び緊急時対策所用代替電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。（第 1.19-1 図） (添付資料 1.19.2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用発電機</li> <li>緊急時対策所 低圧母線盤</li> <li>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</li> <li>可搬ケーブル</li> </ul> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、<u>無線通信設備（固定型）</u>、<u>無線通信設備（携帯型）</u>、<u>有線式通信設備</u>、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>、<u>無線通信設備（屋外アンテナ）</u>、衛星電話設備（屋外アンテナ）、無線通信装置、有線（建物内）（有線式通信設備、無線通信設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）に係るもの）、有線（建物内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）に係るもの）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ、ホース、緊急時対策所低圧母線盤、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備と位置付ける（第 1.19-1 図）。</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p>	<p>島根 2 号炉は、代替電源設備からの給電を確保するための設備として、タンクローリ、ホース、緊急時対策所低圧母線盤、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び可搬ケーブルを使用する（以下、②の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、緊急時対策用発電機の電圧と緊急時対策所 低圧母線盤の電圧が同一であることから、負荷変圧器は不要（以下、③の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は、無線通信設備（固定型）を自主対策設備としている（以下、④の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 ①、③の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送受話器（警報装置を含む。）</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。</p>	<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・送受話器（ペーディング）</li> <li>・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である</p>	<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所内通信用連絡設備（警報装置を含む。）</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>④の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国は緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（<u>當設</u>）</li> <li>・衛星電話設備（<u>可搬型</u>）</li> <li>・統合原子力防災ネットワーク<u>を用いた</u>通信連絡設備</li> <li>・データ伝送設備<sup>※3</sup></li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・衛星無線通信装置</li> <li>・有線（建屋内）</li> <li>・テレビ会議システム</li> <li>・専用電話設備</li> <li>・衛星電話設備（社内向）</li> </ul> <p>※3：データ伝送設備は、<u>緊急時対策支援システム</u><u>伝送装置</u>により構成される。</p>	<p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国は緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム</u>、<u>IP電話</u>及び<u>FAX</u>）</li> <li>・データ伝送設備<sup>※3</sup></li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・衛星制御装置</li> <li>・衛星無線通信装置</li> <li>・通信機器</li> <li>・衛星電話設備（固定型）～衛星電話設備（屋外アンテナ）電路</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム</u>、<u>IP電話</u>及び<u>FAX</u>）～衛星無線通信装置電路</li> <li>・電力保安通信用電話設備（<u>固定電話機</u>、<u>PHS端末</u>及び<u>FAX</u>）</li> <li>・加入電話設備（<u>加入電話</u>及び<u>加入FAX</u>）</li> <li>・テレビ会議システム（社内）</li> <li>・専用電話設備（専用電話（<u>ホットライン</u>）（<u>地方公共団体</u>向））</li> </ul> <p>※3 データ伝送設備は、<u>緊急時対策支援システム</u><u>伝送装置</u>により構成される。</p>	<p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国は緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</li> <li>・データ伝送設備<sup>※3</sup></li> <li>・衛星電話設備（屋外アンテナ）</li> <li>・衛星通信装置</li> <li>・有線（建物内）（衛星電話設備（固定型）に係るもの）</li> <li>・有線（建物内）（統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの）</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・局線加入電話設備</li> <li>・テレビ会議システム</li> <li>・専用電話設備</li> <li>・衛星電話設備（社内向）</li> </ul> <p>※3 データ伝送設備は、<u>SPDS</u><u>伝送サーバ</u>により構成される。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、データ伝送設備から ERSS データセンター及び本社へ伝送する。本社からは第二データセンターへ伝送する（以下、⑤の相違）</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、発電所外（社内外）との通信連絡として、電力保安通信用電話設備及び局線加入電話設備を使用する（以下、⑥の相違）</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u></p> <p>・<u>交流分電盤</u></p> <p>・<u>負荷変圧器</u></p> <p>・<u>可搬ケーブル</u></p> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星無線通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料補給設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、交流分電盤、負荷変圧器及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける（第 1.19.1 図）。</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付けられる。</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・燃料給油設備</li> </ul> <p>・<u>緊急時対策所用代替電源設備</u></p> <p>・<u>非常用交流電源設備</u></p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）、データ伝送設備、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星制御装置、衛星電話設備（固定型）～衛星電話設備（屋外アンテナ）電路、衛星無線通信装置、通信機器、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）～衛星無線通信装置電路、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料給油設備及び緊急時対策所用代替電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。（第 1.19-1 図）</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.19.2)</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。</p> <p>代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・<u>緊急時対策所用発電機</u></li> <li>・<u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></li> <li>・<u>タンクローリ</u></li> <li>・<u>ホース</u></li> <li>・<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u></li> <li>・<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u></li> </ul> <p>・<u>可搬ケーブル</u></p> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ伝送設備、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建物内）（衛星電話設備（固定型）に係るもの）、有線（建物内）（統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ、ホース、緊急時対策所 低圧母線盤、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける。（第 1.19-1 図）</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付けられる。</p>	<p>島根 2 号炉は、発電所外（社内外）との通信連絡として、衛星電話設備（社内向）を使用する（以下、⑦の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>②の相違</li> </ul> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ会議システム</li> <li>・ 専用電話設備</li> <li>・ 衛星電話設備（社内向）</li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等</p> <p>上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、<u>運転員及び緊急時対策要員</u><sup>※4</sup> の対応として緊急時対策本部運営要領等に定める（第 1.19.1 表、第 1.19.2 表）。</p> <p>また、給電が必要となる設備についても整備する（第 1.19.3 表）。</p> <p>※4 緊急時対策要員：重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員。</p>	<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX）</li> <li>・ 加入電話設備（加入電話及び加入 FAX）</li> <li>・ テレビ会議システム（社内）</li> <li>・ 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））</li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等</p> <p>上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、<u>災害対策要員</u><sup>※4</sup> の対応として「非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）」、「AM 設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める。（第 1.19-1 表、第 1.19-2 表）</p> <p>また、給電が必要となる設備についても整備する。（第 1.19-3 表）</p> <p>※4 災害対策要員：重大事故等に対処するためには必要な指示を行う本部要員、各作業班員、現場にて対応を行う重大事故等対応要員、当直要員及び自衛消防隊要員（初期消火要員）。</p>	<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電力保安通信用電話設備</u></li> <li>・ <u>局線加入電話設備</u></li> <li>・ テレビ会議システム</li> <li>・ 専用電話設備</li> <li>・ <u>衛星電話設備（社内向）</u></li> </ul> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等</p> <p>上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、<u>緊急時対策要員</u><sup>※4</sup> の対応として原子力災害対策手順書に定める（第 1.19-1 表、第 1.19-2 表）。</p> <p>また、給電が必要となる設備についても整備する（第 1.19-3 表）。</p> <p>※4 緊急時対策要員：重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑦の相違</li> <li>・ 体制の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の運転員は、緊急時対策要員に含まれる（以下、⑧の相違）</li> </ul>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、<u>運転員及び緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を使用する手順を整備する。</u></p> <p><u>また、5号炉運転員及び緊急時対策要員が、5号炉中央制御室、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行うために、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する手順を整備する。</u></p> <p>さらに、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する手順を整備する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p>中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び5号炉</p>	<p>1.19.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、<u>データ伝送設備（発電所内）</u>により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>通信設備（発電所内）</u>により、<u>災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置、送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する手順を整備する。</p> <p>また、<u>データ伝送設備（発電所内）</u>により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、<u>SPDS</u>を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>通信設備（発電所内）</u>及び<u>データ伝送設備（発電所内）</u>により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、衛星</p>	<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>通信連絡設備（発電所内）</u>により、<u>緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線通信設備、有線式通信設備、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を使用する手順を整備する。</u></p> <p>また、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>通信連絡設備（発電所内）</u>及び<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p>中央制御室、中央制御室待避室及び緊急時対策所の</p>	<p>・体制、設備の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、緊急時対策所に要員が収まるところから、待機場所を持っていない（以下、⑨の相違）、⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p> <p>・体制の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（常設）を使用する。現場（屋外）の運転員及び緊急時対策要員並びに放射能観測車でモニタリングを行う緊急時対策要員は、衛星電話設備（可搬型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（常設）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（可搬型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般的な携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線連絡設備</p> <p>中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、無線連絡設備（常設）を使用する。現場（屋外）の運転員及び緊急時対策要員は、無線連絡設備（可搬型）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>電話設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般的な携帯電話と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線連絡設備</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、無線連絡設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の災害対策要員は、無線連絡設備（携帯型）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>緊急時対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の緊急時対策要員及び放射能観測車でモニタリングを行う緊急時対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(i) 中央制御室及び中央制御室待避室で使用する場合</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>(ii) 緊急時対策所で使用する場合</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、保管場所から使用場所へ運搬する。</p> <p>② 敷設済みの電話線を接続する。</p> <p>③ 一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般的な携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線通信設備</p> <p>中央制御室、中央制御室待避室及び緊急時対策所の緊急時対策要員は、無線通信設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の緊急時対策要員は、無線通信設備（携帯型）を使用する。これらの無線通信設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、緊急時対策所で使用する場合、保管場所から運搬し接続して使用する</p> <p>(以下、⑩の相違)</p> <p>・体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑧の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
うための対応として、以下の手順がある。		順がある。	
i. 無線連絡設備 (常設)	i. 無線連絡設備 (固定型)	i. 無線通信設備 (固定型) (i) 中央制御室及び中央制御室待避室で使用する場合	・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は、電源を常時「入」としている
① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、 <u>電源を「入」操作し、</u> 使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u> ② 中央制御室待避室で使用する場合は、運転員は、 <u>切替スイッチにより中央制御室待避室側へ切替えを行ふ。</u>	①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、 <u>電源を「入」操作し、</u> 使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したうえで <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u>	①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、 <u>使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したうえで通話ボタンを押し、連絡する。</u>	・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、使用場所ごとに回線を持たせるため、切替え不要
ii. 無線連絡設備 (可搬型)	ii. 無線連絡設備 (携帯型)	(ii) 緊急時対策所で使用する場合	・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、 <u>電源アダプタをコンセントへ接続し、敷設済みの電話線を接続する。</u> ③使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したうえで <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u>
① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。 ③ 使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で、 <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u> ④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。 ⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ②充電池の残量が少ない場合、ほかの端末又は予備の充電池を使用する。 ③使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したうえで、 <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u> ④使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ②充電式電池の残量が少ない場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。 ③使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したうえで、 <u>通話ボタンを押し、連絡する。</u> ④使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑩の相違
(c) 携帯型音声呼出電話設備  中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の運転員及び緊急時対策要員並びに現場(屋内)の運転員及び緊急時対策要員は、携帯型音声呼出電話機を使用する。これらの携帯型音声呼出電話機を使用する。	(c) 携行型有線通話装置  中央制御室、緊急時対策所及び現場(屋内)の災害対策要員は、携行型有線通話装置を使用する。これらの携行型有線通話装置を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(c) 有線式通信設備  中央制御室、中央制御室待避室及び現場(屋内)の緊急時対策要員は、有線式通信設備を使用する。これらの有線式通信設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	・体制、設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、有線式通信設備を中央制御室待避室で使用する、

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>電話機を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i . 携帯型音声呼出電話機</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、使用する携帯型音声呼出電話機とともに予備の乾電池を携行する。</p> <p>② 使用場所にて、最寄りの壁面に設置されている専用接続箱より接続ケーブルを引き出し、携帯型音声呼出電話機へ接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続箱と遠い場合は、必要に応じて中継用ケーブルドラムを使用する。</p> <p>③ 携帯型音声呼出電話機の受話器を持ち上げ、本体又は受話器の呼出ボタンを押しながら音声にて相手先を呼び出し、連絡する。</p> <p>④ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>(d) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の SPDS 表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i . データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii . SPDS 表示装置</p> <p>操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(e) 送受話器 (警報装置を含む。)</p> <p>中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の運転員及び緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、ハンドセットを使</p>	<p>i . 携行型有線通話装置</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、使用する携行型有線通話装置とともに予備の乾電池を携行する。</p> <p>② 使用場所にて、最寄りの専用接続箱に携行型有線通話装置を直接接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続箱と遠い場合は、必要に応じて中継用ケーブルドラムを使用する。</p> <p>③ スイッチを押して相手先を呼び出し、連絡する。</p> <p>④ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>(d) S P D S</p> <p>S P D S により、緊急時対策所の S P D S データ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i . データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii . S P D S データ表示装置</p> <p>操作手順及び操作の成立性は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(e) 送受話器 (ページング)</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び屋内外の災害対策要員は、送受話器 (ページング) を使用する。これらの送受話器 (ページング) を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>i . 有線式通信機</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、使用する有線式通信機とともに予備の乾電池を携行する。</p> <p>② 使用場所にて、最寄りの壁面に設置されている専用接続端子と有線式通信機を接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続端子と遠い場合は、必要に応じて中継コードを使用する。</p> <p>③ 呼出ボタンを押し (スイッチ操作)、相手先を呼び出し、連絡する。</p> <p>④ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>(d) 安全パラメータ表示システム (S P D S)</p> <p>S P D S データ収集サーバ及び S P D S 伝送サーバにより、緊急時対策所の S P D S データ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i . S P D S データ収集サーバ及び S P D S 伝送サーバ</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii . S P D S データ表示装置</p> <p>操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(e) 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び現場 (屋内外) の緊急時対策要員は、ハンドセットステーションを使用する。これらのハンドセットステーションを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>⑧, ⑨の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、有線式通信設備を緊急時対策所内で使用しない (以下、⑪の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>仕様の相違</p> <p>・体制、設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑧, ⑨の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
用する。これらのハンドセットを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。		ある。	
i. ハンドセット ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、使用チャンネルを選択し、連絡する。	i. 送受話器 (ページング) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、使用チャンネルを選択し、連絡する。	i. ハンドセットステーション ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、使用チャンネルを選択し、連絡する。	
(f) 電力保安通信用電話設備  中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の運転員及び緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、電力保安通信用電話設備である固定電話機、PHS 端末及びFAX を使用する。  これらの固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(f) 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及びFAX)  中央制御室、緊急時対策所及び現場（屋内外）の災害対策要員は、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及びFAX) である固定電話機、PHS 端末及びFAX を使用する。  これらの固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(f) 電力保安通信用電話設備  中央制御室、緊急時対策所及び現場（屋内外）の緊急時対策要員は、電力保安通信用電話設備である固定電話機、PHS 端末及びFAX を使用する。  これらの固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	・体制、設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑧、⑨の相違
i. 固定電話機、PHS 端末及びFAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAX と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② PHS 端末の充電式電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。	i. 固定電話機、PHS 端末及びFAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAX と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② PHS 端末の充電池の残量がなくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電池と交換する。	i. 固定電話機、PHS 端末及びFAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAX と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② PHS 端末の充電式電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。	・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違
(g) 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン  5号炉中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、インターフォンを使用する。これらのインターフォンを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。			
i. インターフォン ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場			

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>合は、屋外では、正面パネルにあるボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 屋内では、一般的な電話機と同様の操作により、連絡する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>無線連絡設備を中央制御室待避室で使用する場合は、切替スイッチにより容易に切り替えることが可能であり、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。切替え操作は、1 分程度の切替スイッチ操作のみであり、中央制御室待避室で使用する場合は運転員 1 名での対応が可能である。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、使用場所において携帯型音声呼出電話機と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子を容易かつ確実に接続可能とともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転員及び緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X）は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、使用場所において携行型有線通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子を容易かつ確実に接続可能とともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型有線通話装置を使用する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、無線通信設備、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>有線式通信設備は、使用場所において有線式通信機と中継コード及び専用接続端子を容易かつ確実に接続可能とともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の所内通信連絡設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線通信設備及び有線式通信設備を使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>島根 2 号炉は、使用場所ごとに回線を持たせるため、切替え不要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>仕様の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制、設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑧、⑨の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>使用する。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</u></p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所内）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、<u>使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等</u>の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には<u>送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備</u>を使用する。現場（屋外）と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備</u>を使用する。中央制御室と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線連絡設備</u>を使用する。中央制御室待避室と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛星電話設備及び無線連絡設備</u>を使用する。<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備</u>を使用する。また、放射能観測車と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛星電話設備</u>を使用する手順を整備する。</p>	<p>また、緊急時対策所の<u>災害対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、SPDSを使用する。</u></p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信設備（発電所内）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、<u>使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等</u>の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には、<u>携行型有線通話装置、送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する。現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には衛星電話設備、無線連絡設備、<u>送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する。中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、<u>送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する。<u>緊急時対策所建屋内での連絡には、携行型有線通話装置、送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する。現場（屋外）との連絡には、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、<u>送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）</u>を使用する手順を整備する。</p>	<p>また、緊急時対策所の<u>緊急時対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</u></p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所内）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、<u>発電所周辺の放射線量等</u>の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び有線式通信設備を使用する。現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線通信設備を使用する。中央制御室と緊急時対策所との連絡には所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線通信設備を使用する。中央制御室待避室と緊急時対策所との連絡には衛星電話設備及び無線通信設備を使用する。また、放射能観測車と緊急時対策所との連絡には衛星電話設備を使用する。現場（屋外）との連絡には、衛星電話設備（携帯型）、無線通信設備（携帯型）及び電力保安通信用電話設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、<u>使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率の計測に可搬型の計測器を使用しない</u></p> <p>・運用、設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、現場（屋外）との連絡を実施する、⑨の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、緊急時対策所内での連絡に通信連絡設備を使用しない。現場（屋外）間</p>

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の<u>送受話器</u>（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携帯型音声呼出電話設備を使用する。 なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を<u>通信設備</u>（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の<u>送受話器</u>（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）を優先して使用する。 自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型有線通話装置を使用する。 なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を<u>通信連絡設備</u>（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の<u>所内通信連絡設備</u>（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線通信設備及び<u>有線式通信設備</u>を使用する。 なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	の連絡に送受話器（ページング）を使用しない

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員が、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）を使用する手順を整備する。</u></p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（常設）を使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）へ通信連絡を行う。また、所外関係箇所（社内向）の緊急時対策要員は、衛星電話設備（可搬型）を使用し<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、</u></u></p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員が、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、テレビ会議システム（社内）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p><u>中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用し、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。また、屋外の災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用し、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、</u></p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、中央制御室及び緊急時対策所の緊急時対策要員が、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星電話設備</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）へ通信連絡を行う。また、所外関係箇所（社内向）の緊急時対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用し緊急時対策所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順があ</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、中央制御室から専用電話設備を用いて、発電所外（社内外）へ通信連絡を行う（以下、⑫の相違），⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、電力保安通信用電話設備を使用する，⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、中央制御室から発電所外（社内外）への連絡に衛星電話設備、電力保安通信用電話設備及び</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
以下の手順がある。	て、以下の手順がある。	る。	局線加入電話を使用しない (以下⑬の相違)、島根 2 号炉は、屋外から発電所外 (社内外) へ通信連絡を行わない。 ・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑩の相違
i. 衛星電話設備 (常設) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	i. 衛星電話設備 (固定型) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	i 衛星電話設備 (固定型) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、 <u>保管場所から使用場所へ運搬する。</u> ②敷設済みの電話線を接続する。 ③一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	
ii. 衛星電話設備 (可搬型) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。 ③ 一般的な携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。 ⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	ii. 衛星電話設備 (携帯型) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ②充電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電池を使用する。 ③一般的な携帯電話と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ④使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	ii 衛星電話設備 (携帯型) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ②充電式電池の残量が少ない場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。 ③一般的な携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ④使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	
(b) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備  5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAXを使用し、本社、国及び自治体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議、IP電話及びIP-FAX)  緊急時対策所の災害対策要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを使用し、本店(東京)、国及び地方公共団体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備  緊急時対策所の緊急時対策要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAXを使用し、本社、国及び自治体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	
i. テレビ会議システム ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ② リモコン操作により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を	i. テレビ会議システム ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ②操作端末により、通信先と接続する。 ③使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を	i テレビ会議システム ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ②操作端末により、通信先と接続する。 ③使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を	

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
「切」操作する。	「切」操作する。	「切」操作する。	
ii. IP-電話機 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	ii. I P 電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	ii I P-電話機 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。	
iii. IP-FAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	iii. I P - F A X ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的のF A Xと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	iii I P - F A X ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的のF A Xと同様の操作により、通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	
(c) データ伝送設備 緊急時対策支援システム伝送装置により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。	(c) データ伝送設備 データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（E R S S）へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。	(c) データ伝送設備 S P D S 伝送サーバにより、国の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。	・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違
i. 緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。	i. 緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。	i S P D S 伝送サーバ 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。	
(d) 電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X） 中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、固定電話機、P H S 端末及びF A Xを使用し、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。 固定電話機、P H S 端末及びF A Xを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	i. 固定電話機、P H S 端末及びF A X ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話又はF A Xと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ②P H S 端末の充電池の残量がなくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電池を使用する。	(d) 電力保安通信用電話設備 緊急時対策所の緊急時対策要員は、固定電話機、P H S 端末及びF A Xを使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）へ通信連絡を行う。 固定電話機、P H S 端末及びF A Xを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i 固定電話機、P H S 端末及びF A X ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般的な電話機、携帯型電話機又はF A Xと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ②P H S 端末の充電式電池の残量がなくなった場合は、別の端末又は予備の充電式電池と交換する。	・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違 ・運用の相違 【東海第二】 ⑬の相違

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<p>(e) 加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX)</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、加入電話及び加入 FAX を使用し、本店(東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。</p> <p>加入電話及び加入 FAX を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話及び加入 FAX</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機又は FAX と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>	<p>(e) 局線加入電話設備</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策要員は、固定電話機及び FAX を使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所(社内向)へ通信連絡を行う。</p> <p>固定電話機及び FAX を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i 固定電話機及び FAX</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機又は FAX (パソコンによる FAX 送信を含む) と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑩の相違</p>
(d) テレビ会議システム		(f) テレビ会議システム (社内)	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、テレビ会議システム(社内向)を使用し、本社へ通信連絡を行う。テレビ会議システム(社内向)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。		緊急時対策所の災害対策要員は、テレビ会議システム(社内)を使用し、本店(東京)へ通信連絡を行う。テレビ会議システム(社内)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	
i. テレビ会議システム(社内向)		i. テレビ会議システム(社内)	
① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。		①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。	
② リモコン操作又は端末操作により、通信先と接続する。		②操作端末により、通信先と接続する。	
③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。		③使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。	
(e) 専用電話設備		(g) 専用電話設備 (専用電話(ホットライン)) (地方公共団体向)	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、専用電話設備(ホットライン)を使用し、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。専用電話設備(ホットライン)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。		緊急時対策所の災害対策要員は、専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)により、地方公共団体へ通信連絡を行う。専用電話(ホットライン)(地方公共団体)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	
		(g) 専用電話設備	
		中央制御室及び緊急時対策所の緊急時対策要員は、専用電話設備(ホットライン)を使用し、本社、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。専用電話設備(ホットライン)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>⑫の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>i . 専用電話設備 (ホットライン)</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、<u>電話機横のハンドルを回すことにより通話先電話機のベルを鳴らし、連絡する。</u></p> <p>(f) 衛星電話設備 (社内向)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備 (社内向) を使用し、本社へ通信連絡を行う。衛星電話設備 (社内向) を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i . 衛星社内電話機</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii . テレビ会議システム (社内向)</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② <u>リモコン操作又は端末操作により、通信先と接続する。</u></p> <p>③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備 (社内向) は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p>	<p>i . 専用電話 (ホットライン) <u>(地方公共団体向)</u></p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、<u>一般的の電話機と同様の操作により、通信先の短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</u></p>	<p>i . 専用電話設備 (ホットライン)</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、<u>通信先の呼出しボタンを押し、連絡する。</u></p> <p>(h) 衛星電話設備 (社内向)</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備 (社内向) を使用し、本社へ通信連絡を行う。衛星電話設備 (社内向) を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</u></p> <p>i . 衛星社内電話機</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii . テレビ会議システム (社内向)</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、<u>テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</u></p> <p>②<u>操作端末により、通信先と接続する。</u></p> <p>③<u>使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。</u></p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、テレビ会議システム (社内)、加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)、専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>仕様の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>仕様の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員が本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備のテレビ会議システム又は衛星電話設備（社内向）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の災害対策要員が、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備（固定型）を使用する。</p> <p>緊急時対策所の災害対策要員が、本店（東京）及び国との間で通信連絡を行う場合、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）及びテレビ会議システム（社内）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>緊急時対策所の災害対策要員が、地方公共団体との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>緊急時対策所の災害対策要員が、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、緊急時対策所の災害対策要員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の緊急時対策要員が、本社及びその他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、自主対策設備の専用電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策要員が、本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備及び専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、緊急時対策所の緊急時対策要員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑫の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑬の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、緊急時対策所から専用電話設備を用いて、本社、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う（以下、⑭の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑤の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、<u>使用済燃料プール水位</u>、<u>使用済燃料プール周辺線量率</u>、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>と本社との連絡にはテレビ会議システム、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク<u>を用いた</u>通信連絡設備を使用する。国との連絡には衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク<u>を用いた</u>通信連絡設備を使用する。自治体、その他関係機関等との連絡には専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク<u>を用いた</u>通信連絡設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との連絡には衛星電話設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため、<u>通信設備</u>（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、<u>使用済燃料プール水位</u>、<u>使用済燃料プール周辺線量率</u>、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、<u>中央制御室と本店（東京）</u>、<u>国</u>、<u>地方公共団体</u>、<u>その他関係機関等</u>との連絡には、衛星電話設備、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）及び加入電話設備（加入電話及び加入F A X）<u>を使用する</u>。<u>緊急時対策所と本店（東京）</u>との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム</u>、<u>I P 電話</u>及び<u>I P-F A X</u>）、加入電話設備（<u>加入電話及び加入F A X</u>）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）及び<u>テレビ会議システム（社内）</u>を<u>使用する</u>。<u>緊急時対策所と国</u>との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム</u>、<u>I P 電話</u>及び<u>I P-F A X</u>）、加入電話設備（<u>加入電話及び加入F A X</u>）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）<u>を使用する</u>。<u>緊急時対策所と地方公共団体</u>との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム</u>、<u>I P 電話</u>及び<u>I P-F A X</u>）、加入電話設備（<u>加入電話及び加入F A X</u>）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）及び専用電話設備（<u>専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）</u>）<u>を使用する</u>。<u>緊急時対策所とその他関係機関等</u>との連絡には、衛星電話設備、加入電話設備（<u>加入電話及び加入F A X</u>）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）<u>を使用する</u>手順を整備する。</p>	<p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため、<u>通信連絡設備</u>（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、<u>緊急時対策所と本社</u>との連絡には<u>局線加入電話設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>、<u>テレビ会議システム</u>、<u>専用電話設備</u>、<u>衛星電話設備（社内向）</u>、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。国との連絡には<u>局線加入電話設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>、<u>衛星電話設備</u>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。自治体、その他関係機関等との連絡には<u>局線加入電話設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>、<u>専用電話設備</u>、<u>衛星電話設備</u>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との連絡には<u>局線加入電話設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>及び<u>衛星電話設備</u>を<u>使用する</u>手順を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7、東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率の計測に可搬型の計測器を使用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>⑦、⑬の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7、東海第二】</b></p> <p>⑭の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所外）により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有を可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備のテレビ会議システム又は衛星電話設備（社内向）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信設備（発電所外）により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有を可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、本店（東京）との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）及びテレビ会議システム（社内）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、電力</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所外）により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有を可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備及び専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備を使用する。所外関係箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑥の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7、東海第二】</li> <li>⑭の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>⑦の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑥の相違</li> </ul>

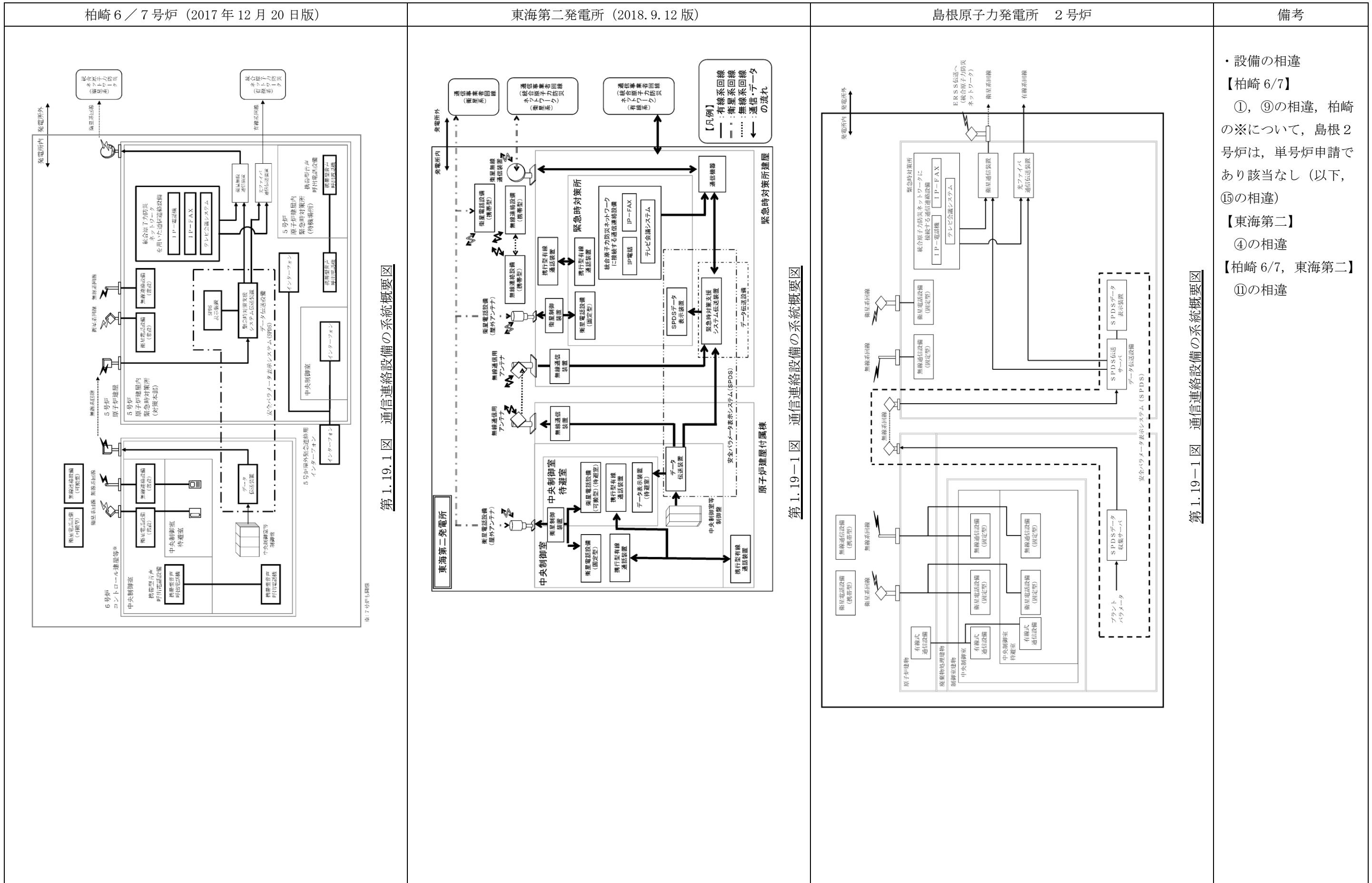
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-F A X）を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>(社内向)との間で通信連絡を行う場合は、<u>自主対策設備の局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</u></p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）、<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とする。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、SPDS 及びデータ伝送設備へ給電する。</p> <p>給電の手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する。</p> <p>充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、<u>中央制御室又は緊急時対策所</u>の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とする。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備（固定型）、無線通信設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線通信設備（携帯型）及び有線式通信設備は、充電式電池又は乾電池を使用する。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末又は予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>緊急時対策所</u>の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより 7 日間以上継続しての通話を可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>④の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、緊急時対策所で充電を行う</p>

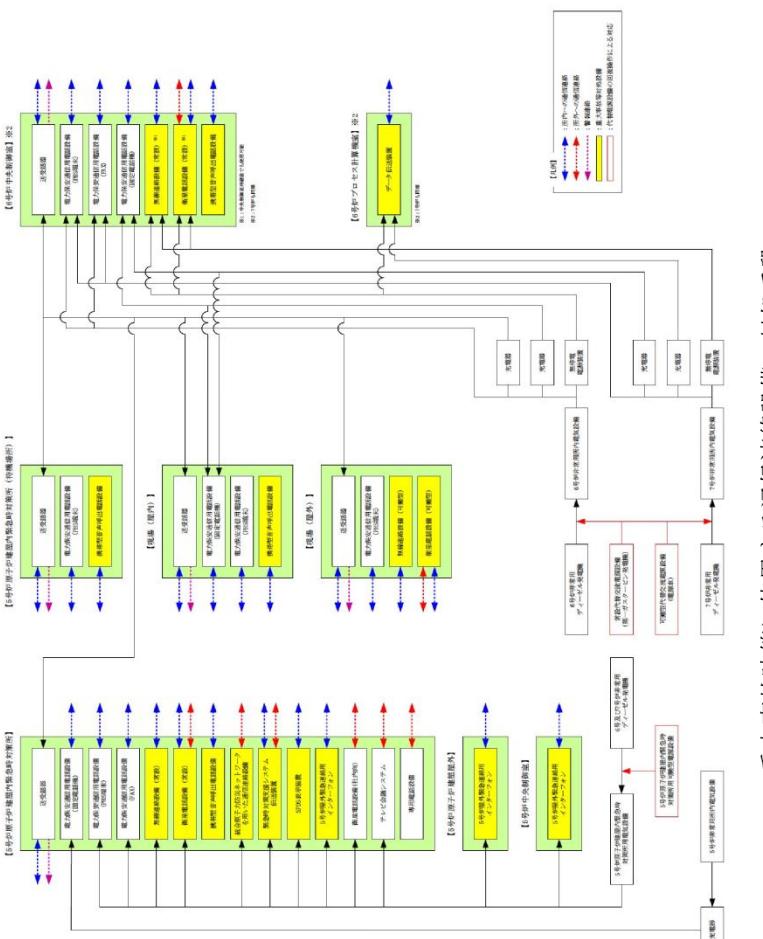
柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)			東海第二発電所 (2018.9.12版)			島根原子力発電所 2号炉			備考																																																																																																																																																																		
<p>第1.19.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>衛星電話設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備 自立設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>携行型有線通話装置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> </tr> <tr> <td>消防警報・警報・電話設備</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> <td>衛星制御装置</td> </tr> <tr> <td>5号機屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ)</td> <td>専用接続箱～専用接続箱電路</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置用アンテナ</td> </tr> <tr> <td>石炭 (送電用)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup>～無線通信装置用アンテナ電路</td> </tr> <tr> <td>送受音器 (警報装置を含む)</td> <td>送受話器 (ページング)</td> <td rowspan="5">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)</td> </tr> <tr> <td>5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備<sup>②</sup></td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>交流分電盤<sup>③</sup></td> <td>非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> </tr> <tr> <td>負荷変動<sup>④</sup></td> <td>非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>可搬型代用交流電源設備<sup>⑤</sup></td> <td>A/M設備別操作手順書</td> <td rowspan="5">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>燃料給油設備<sup>⑥</sup></td> <td>重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑦A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑧</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑨A/PW</sup></td> <td>緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑩A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑪</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>			分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>	衛星電話設備 (携帯型)	衛星電話設備 (可搬型)	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備 (可搬型)	携行型有線通話装置	無線連絡設備 (可搬型)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	消防警報・警報・電話設備	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	衛星制御装置	5号機屋外緊急連絡用インターフォン	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路	無線連絡設備 (屋外アンテナ)	専用接続箱～専用接続箱電路	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	無線通信装置	無線通信装置	無線通信装置用アンテナ	石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路	送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)	5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)	交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」	負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領	常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>	常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>	<p>第1.19-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>衛星電話設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備 自立設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>携行型有線通話装置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> </tr> <tr> <td>消防警報・警報・電話設備</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> <td>衛星制御装置</td> </tr> <tr> <td>5号機屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ)</td> <td>専用接続箱～専用接続箱電路</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置用アンテナ</td> </tr> <tr> <td>石炭 (送電用)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup>～無線通信装置用アンテナ電路</td> </tr> <tr> <td>送受音器 (警報装置を含む)</td> <td>送受話器 (ページング)</td> <td rowspan="5">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)</td> </tr> <tr> <td>5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備<sup>②</sup></td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>交流分電盤<sup>③</sup></td> <td>非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> </tr> <tr> <td>負荷変動<sup>④</sup></td> <td>非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>可搬型代用交流電源設備<sup>⑤</sup></td> <td>A/M設備別操作手順書</td> <td rowspan="5">重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>燃料給油設備<sup>⑥</sup></td> <td>重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑦A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑧</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑨A/PW</sup></td> <td>緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑩A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑪</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>			分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>	衛星電話設備 (携帯型)	衛星電話設備 (可搬型)	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備 (可搬型)	携行型有線通話装置	無線連絡設備 (可搬型)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	消防警報・警報・電話設備	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	衛星制御装置	5号機屋外緊急連絡用インターフォン	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路	無線連絡設備 (屋外アンテナ)	専用接続箱～専用接続箱電路	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	無線通信装置	無線通信装置	無線通信装置用アンテナ	石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路	送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)	5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)	交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」	負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備	燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領	常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>	常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>	<p>第1.19-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>衛星電話設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備 自立設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup></td> <td rowspan="10">原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (衛星)<sup>①</sup></td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>携行型有線通話装置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> </tr> <tr> <td>消防警報・警報・電話設備</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup></td> <td>衛星制御装置</td> </tr> <tr> <td>5号機屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ)</td> <td>専用接続箱～専用接続箱電路</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置用アンテナ</td> </tr> <tr> <td>石炭 (送電用)</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)<sup>①</sup>～無線通信装置用アンテナ電路</td> </tr> <tr> <td>送受音器 (警報装置を含む)</td> <td>送受話器 (ページング)</td> <td rowspan="5">原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)</td> </tr> <tr> <td>5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備<sup>②</sup></td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>交流分電盤<sup>③</sup></td> <td>非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> </tr> <tr> <td>負荷変動<sup>④</sup></td> <td>非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>可搬型代用交流電源設備<sup>⑤</sup></td> <td>A/M設備別操作手順書</td> <td rowspan="5">原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備</td> </tr> <tr> <td>燃料給油設備<sup>⑥</sup></td> <td>重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑦A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑧</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑨A/PW</sup></td> <td>緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>⑩A/PW</sup></td> <td>緊急時対策所用代替電源設備<sup>⑪</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>			分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>	衛星電話設備 (携帯型)	衛星電話設備 (可搬型)	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備 (可搬型)	携行型有線通話装置	無線連絡設備 (可搬型)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	消防警報・警報・電話設備	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>	衛星制御装置	5号機屋外緊急連絡用インターフォン	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路	無線連絡設備 (屋外アンテナ)	専用接続箱～専用接続箱電路	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	無線通信装置	無線通信装置	無線通信装置用アンテナ	石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路	送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備	電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)	5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)	交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」	負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備	燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領	常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>	常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①, ③の相違</li> <li>設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>②, ④の相違</li> </ul>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																																																																																																																																																																							
全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																							
	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>		衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (可搬型)		無線連絡設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		携行型有線通話装置																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>																																																																																																																																																																								
	消防警報・警報・電話設備		衛星電話設備 (屋外アンテナ)																																																																																																																																																																								
	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>		衛星制御装置																																																																																																																																																																								
	5号機屋外緊急連絡用インターフォン		衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (屋外アンテナ)		専用接続箱～専用接続箱電路																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (屋外アンテナ)		無線通信装置																																																																																																																																																																								
無線通信装置	無線通信装置用アンテナ																																																																																																																																																																										
石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路																																																																																																																																																																										
送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)																																																																																																																																																																										
5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)																																																																																																																																																																										
交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」																																																																																																																																																																										
負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>																																																																																																																																																																										
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																																																																																																																																																																							
全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																							
	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>		衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (可搬型)		無線連絡設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		携行型有線通話装置																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>																																																																																																																																																																								
	消防警報・警報・電話設備		衛星電話設備 (屋外アンテナ)																																																																																																																																																																								
	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>		衛星制御装置																																																																																																																																																																								
	5号機屋外緊急連絡用インターフォン		衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (屋外アンテナ)		専用接続箱～専用接続箱電路																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (屋外アンテナ)		無線通信装置																																																																																																																																																																								
無線通信装置	無線通信装置用アンテナ																																																																																																																																																																										
石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路																																																																																																																																																																										
送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)																																																																																																																																																																										
5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)																																																																																																																																																																										
交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」																																																																																																																																																																										
負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	重大事故等対策要領 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>																																																																																																																																																																										
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																																																																																																																																																																							
全交流動力電源	衛星電話設備 (衛星) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 自立設備	衛星電話設備 (固定型) <sup>*1</sup>	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																							
	無線通信設備 (衛星) <sup>①</sup>		衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (可搬型)		無線連絡設備 (携帯型)																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		携行型有線通話装置																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (可搬型)		安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>																																																																																																																																																																								
	消防警報・警報・電話設備		衛星電話設備 (屋外アンテナ)																																																																																																																																																																								
	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup>		衛星制御装置																																																																																																																																																																								
	5号機屋外緊急連絡用インターフォン		衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路																																																																																																																																																																								
	無線連絡設備 (屋外アンテナ)		専用接続箱～専用接続箱電路																																																																																																																																																																								
	衛星電話設備 (屋外アンテナ)		無線通信装置																																																																																																																																																																								
無線通信装置	無線通信装置用アンテナ																																																																																																																																																																										
石炭 (送電用)	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>①</sup> ～無線通信装置用アンテナ電路																																																																																																																																																																										
送受音器 (警報装置を含む)	送受話器 (ページング)	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)																																																																																																																																																																										
5号機原子炉建屋内緊急対策用可搬空港設備 <sup>②</sup>	無線連絡設備 (固定型)																																																																																																																																																																										
交流分電盤 <sup>③</sup>	非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」																																																																																																																																																																										
負荷変動 <sup>④</sup>	非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
可搬型代用交流電源設備 <sup>⑤</sup>	A/M設備別操作手順書	原子力災害対策手順書 重大事故等対処設備 自立設備																																																																																																																																																																									
燃料給油設備 <sup>⑥</sup>	重大事故等対策要領																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑦A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑧</sup>																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑨A/PW</sup>	緊急時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」																																																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 <sup>⑩A/PW</sup>	緊急時対策所用代替電源設備 <sup>⑪</sup>																																																																																																																																																																										

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)				東海第二発電所 (2018.9.12 版)				島根原子力発電所 2 号炉				備考																																																																																																																																
<p>第 1.19.2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>衛星電話設備 (常設)<sup>①</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）</td> <td>緊急時対策本部運営要領 AM設備別操作手順書 中央制御半導道半導体性確保</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>緊急時対策本部運営要領</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備<sup>②</sup></td> <td>データ伝送設備<sup>③</sup></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備<sup>④</sup></td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> <td>衛星制御装置</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路</td> </tr> <tr> <td>有線 (通信内)</td> <td>衛星無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (社内向)</td> <td>通信機器</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>電力保安用電話設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保</td> <td>5 分初期炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備<sup>⑤</sup></td> <td rowspan="7">自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）</td> <td>多様なハザード対応手順</td> <td rowspan="7">重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）</td> <td>局線加入電話設備</td> </tr> <tr> <td>交通分電盤<sup>⑥</sup></td> <td>AM設備別操作手順書 多様なハザード対応手順</td> <td>衛星電話設備 (社内向)</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器<sup>⑦</sup></td> <td></td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>可搬型代用交流電源設備<sup>⑧</sup></td> <td></td> <td>専用電話設備</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備<sup>⑨</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代用交流電源設備<sup>⑩</sup>※<sup>⑪</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代用交流電源設備<sup>⑫</sup>※<sup>⑬</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書	全交流動力電源	衛星電話設備 (常設) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	緊急時対策本部運営要領 AM設備別操作手順書 中央制御半導道半導体性確保	衛星電話設備 (可搬型)	緊急時対策本部運営要領	統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備 <sup>②</sup>	データ伝送設備 <sup>③</sup>	データ伝送設備 <sup>④</sup>	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	衛星制御装置	無線通信装置	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路	有線 (通信内)	衛星無線通信装置	衛星電話設備 (社内向)	通信機器	テレビ会議システム	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路	専用電話設備	電力保安用電話設備	代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	5 分初期炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 <sup>⑤</sup>	自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）	多様なハザード対応手順	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	局線加入電話設備	交通分電盤 <sup>⑥</sup>	AM設備別操作手順書 多様なハザード対応手順	衛星電話設備 (社内向)	負荷変圧器 <sup>⑦</sup>		テレビ会議システム	可搬型代用交流電源設備 <sup>⑧</sup>		専用電話設備	燃料補給設備 <sup>⑨</sup>			常設代用交流電源設備 <sup>⑩</sup> ※ <sup>⑪</sup>			常設代用交流電源設備 <sup>⑫</sup> ※ <sup>⑬</sup>			<p>第 1.19-2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>衛星電話設備 (固定型)<sup>①</sup></td> <td rowspan="10">重大事故等対策要領 （発電所外 (社内外) の通信連絡）</td> <td>衛星電話設備 (固定型)<sup>④</sup></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) *<sup>1</sup></td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備<sup>①</sup></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備<sup>③</sup></td> <td>データ伝送設備<sup>④</sup></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)</td> </tr> <tr> <td>衛星制御装置</td> <td>衛星通信装置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路</td> <td>有線 (衛星電話設備 (固定型) に係るもの)</td> </tr> <tr> <td>衛星無線通信装置</td> <td>有線 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るものに係るもの)</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>電力保安用電話設備</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路</td> <td>局線加入電話設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保</td> <td>電力保安用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及びFAX)</td> <td rowspan="7">自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）</td> <td>衛星電話設備 (社内向)</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (社内)</td> <td>専用電話設備</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備<sup>②</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備<sup>②</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備<sup>②</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書	全交流動力電源	衛星電話設備 (固定型) <sup>①</sup>	重大事故等対策要領 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	衛星電話設備 (固定型) <sup>④</sup>	衛星電話設備 (携帯型)	衛星電話設備 (携帯型)	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) * <sup>1</sup>	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>①</sup>	データ伝送設備 <sup>③</sup>	データ伝送設備 <sup>④</sup>	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	衛星制御装置	衛星通信装置	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路	有線 (衛星電話設備 (固定型) に係るもの)	衛星無線通信装置	有線 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るものに係るもの)	通信機器	電力保安用電話設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路	局線加入電話設備	代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	電力保安用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及びFAX)	自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）	衛星電話設備 (社内向)	加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)	テレビ会議システム	テレビ会議システム (社内)	専用電話設備	専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))		非常用交流電源設備 <sup>②</sup>		常設代替交流電源設備 <sup>②</sup>		可搬型代替交流電源設備 <sup>②</sup>		<p>第 1.19-2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全交流動力電源</td> <td>非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>非常時対策所用差電機<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>ホース<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所低圧母線盤<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保</td> <td>緊急時対策所発電機接続プラグ盤<sup>③</sup></td> <td rowspan="7">重 大 事 故 等 対 処 設 備 （代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保）</td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル<sup>③</sup></td> <td>原子力災害対策手順書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替電源設備から給電する。 ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書	全交流動力電源	非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	原子力災害対策手順書	非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	原子力災害対策手順書	AM設備別操作手順書	原子力災害対策手順書	重大事故等対策要領	原子力災害対策手順書	重大事故等対策要領	原子力災害対策手順書	非常時対策所用差電機 <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書	緊急時対策所用燃料地下タンク <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書	タンクローリ <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書	ホース <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書	緊急時対策所低圧母線盤 <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書	代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	緊急時対策所発電機接続プラグ盤 <sup>③</sup>	重 大 事 故 等 対 処 設 備 （代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保）	原子力災害対策手順書	可搬ケーブル <sup>③</sup>	原子力災害対策手順書											<p>島根原子力発電所 2 号炉</p>	<p>島根原子力発電所 2 号炉</p>	<p>島根原子力発電所 2 号炉</p>	<p>島根原子力発電所 2 号炉</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書																																																																																																																																									
全交流動力電源	衛星電話設備 (常設) <sup>①</sup>	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	緊急時対策本部運営要領 AM設備別操作手順書 中央制御半導道半導体性確保																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (可搬型)		緊急時対策本部運営要領																																																																																																																																									
	統合原子力防災ネットワーク用いた通信連絡設備 <sup>②</sup>		データ伝送設備 <sup>③</sup>																																																																																																																																									
	データ伝送設備 <sup>④</sup>		衛星電話設備 (屋外アンテナ)																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (屋外アンテナ)		衛星制御装置																																																																																																																																									
	無線通信装置		衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路																																																																																																																																									
	有線 (通信内)		衛星無線通信装置																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (社内向)		通信機器																																																																																																																																									
	テレビ会議システム		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路																																																																																																																																									
	専用電話設備		電力保安用電話設備																																																																																																																																									
代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	5 分初期炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 <sup>⑤</sup>	自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）	多様なハザード対応手順	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	局線加入電話設備																																																																																																																																							
	交通分電盤 <sup>⑥</sup>		AM設備別操作手順書 多様なハザード対応手順		衛星電話設備 (社内向)																																																																																																																																							
	負荷変圧器 <sup>⑦</sup>				テレビ会議システム																																																																																																																																							
	可搬型代用交流電源設備 <sup>⑧</sup>				専用電話設備																																																																																																																																							
	燃料補給設備 <sup>⑨</sup>																																																																																																																																											
	常設代用交流電源設備 <sup>⑩</sup> ※ <sup>⑪</sup>																																																																																																																																											
	常設代用交流電源設備 <sup>⑫</sup> ※ <sup>⑬</sup>																																																																																																																																											
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書																																																																																																																																									
全交流動力電源	衛星電話設備 (固定型) <sup>①</sup>	重大事故等対策要領 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	衛星電話設備 (固定型) <sup>④</sup>																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (携帯型)		衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																									
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) * <sup>1</sup>		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>①</sup>																																																																																																																																									
	データ伝送設備 <sup>③</sup>		データ伝送設備 <sup>④</sup>																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (屋外アンテナ)		衛星電話設備 (屋外アンテナ)																																																																																																																																									
	衛星制御装置		衛星通信装置																																																																																																																																									
	衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路		有線 (衛星電話設備 (固定型) に係るもの)																																																																																																																																									
	衛星無線通信装置		有線 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ伝送設備に係るものに係るもの)																																																																																																																																									
	通信機器		電力保安用電話設備																																																																																																																																									
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路		局線加入電話設備																																																																																																																																									
代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	電力保安用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及びFAX)	自 主 對 策 設 備 （全 交 流 動 力 電 源）	衛星電話設備 (社内向)																																																																																																																																									
	加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)		テレビ会議システム																																																																																																																																									
	テレビ会議システム (社内)		専用電話設備																																																																																																																																									
	専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))																																																																																																																																											
	非常用交流電源設備 <sup>②</sup>																																																																																																																																											
	常設代替交流電源設備 <sup>②</sup>																																																																																																																																											
	可搬型代替交流電源設備 <sup>②</sup>																																																																																																																																											
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	手順書																																																																																																																																									
全交流動力電源	非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	重大事故等対処設備 （発電所外 (社内外) の通信連絡）	原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	AM設備別操作手順書		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	重大事故等対策要領		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	重大事故等対策要領		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	非常時対策所用差電機 <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	緊急時対策所用燃料地下タンク <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	タンクローリ <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	ホース <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	緊急時対策所低圧母線盤 <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保	緊急時対策所発電機接続プラグ盤 <sup>③</sup>	重 大 事 故 等 対 処 設 備 （代 替 電 源 設 備 か ら の 給 電 の 確 保）	原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
	可搬ケーブル <sup>③</sup>		原子力災害対策手順書																																																																																																																																									
<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③, ⑥の相違</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ②, ⑦の相違</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 電源構成の相違</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ②, ⑦の相違</p>																																																																																																																																									

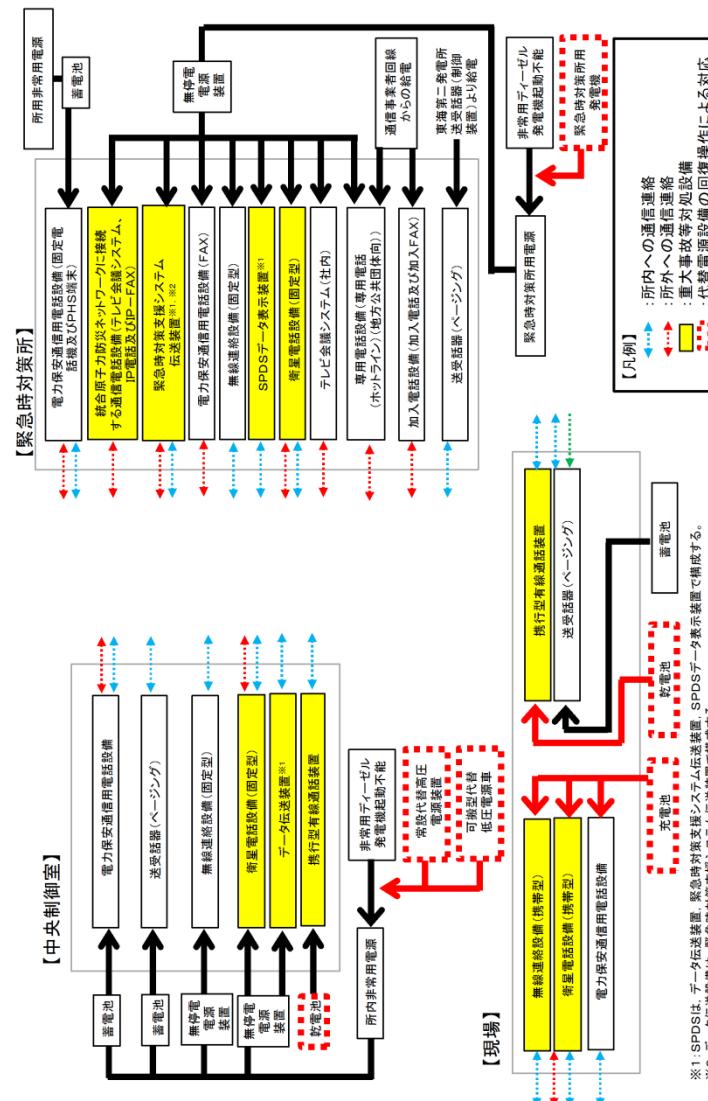
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																																																																																												
<p><b>第 1.19.3 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">衛星電話設備 (常設)</td> <td>非常用低圧母線 6C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無線連絡設備 (常設)</td> <td>非常用低圧母線 6C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">【1.19】 通信連絡に関する手順等</td> <td rowspan="2">データ伝送装置</td> <td>非常用低圧母線 6C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDS 表示装置</td> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>非常用低圧母線 6E-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用低圧母線 7C-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	衛星電話設備 (常設)	非常用低圧母線 6C-1		非常用低圧母線 6E-1		非常用低圧母線 7C-1		無線連絡設備 (常設)	非常用低圧母線 6C-1		非常用低圧母線 6E-1		非常用低圧母線 7C-1		総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	非常用低圧母線 6E-1		非常用低圧母線 7C-1		【1.19】 通信連絡に関する手順等	データ伝送装置	非常用低圧母線 6C-1		非常用低圧母線 7C-1		SPDS 表示装置	非常用低圧母線 6E-1		非常用低圧母線 7C-1		緊急時対策支援システム伝送装置	非常用低圧母線 6E-1		非常用低圧母線 7C-1		データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置		非常用低圧母線 7C-1		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	非常用低圧母線 6E-1			非常用低圧母線 7C-1		<p><b>第 1.19-3 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">【1.19】 通信連絡に関する手順等</td> <td rowspan="3">衛星電話設備 (固定型)</td> <td>M C C 2 D 系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及び I P - F A X )</td> <td>緊急時対策所用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>M C C 2 D 系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>緊急時対策所用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用 M C C</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDS データ表示装置</td> <td>緊急時対策所用 M C C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	【1.19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話設備 (固定型)	M C C 2 D 系		緊急用 M C C		緊急時対策所用 M C C		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及び I P - F A X )	緊急時対策所用 M C C		M C C 2 D 系		緊急用 M C C		緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策所用 M C C		緊急時対策所用 M C C		SPDS データ表示装置	緊急時対策所用 M C C		<p><b>第 1.19-3 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">【1.19】 通信連絡に関する手順等</td> <td rowspan="3">衛星電話設備 (固定型)</td> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-D 系 S A-C/C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所低圧母線</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無線通信設備 (固定型)</td> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-C 系 S A-C/C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所低圧母線</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SPDS データ 取集サークル (SPDS)</td> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 計装 C/C-D 系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所低圧母線</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 (発電所外)</td> <td>SPDS データ 表示装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所低圧母線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	【1.19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話設備 (固定型)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-D 系 S A-C/C		緊急時対策所用代替交流電源設備		緊急時対策所低圧母線		無線通信設備 (固定型)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-C 系 S A-C/C		緊急時対策所用代替交流電源設備		緊急時対策所低圧母線		SPDS データ 取集サークル (SPDS)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 計装 C/C-D 系		緊急時対策所用代替交流電源設備		緊急時対策所低圧母線		データ伝送設備 (発電所外)	SPDS データ 表示装置		緊急時対策所用代替交流電源設備			緊急時対策所低圧母線		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 電源構成の相違及び 対応手段の相違による 供給対象設備の相違</p>
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線																																																																																																													
衛星電話設備 (常設)	非常用低圧母線 6C-1																																																																																																														
	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																														
	非常用低圧母線 7C-1																																																																																																														
無線連絡設備 (常設)	非常用低圧母線 6C-1																																																																																																														
	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																														
	非常用低圧母線 7C-1																																																																																																														
総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																														
	非常用低圧母線 7C-1																																																																																																														
【1.19】 通信連絡に関する手順等	データ伝送装置	非常用低圧母線 6C-1																																																																																																													
		非常用低圧母線 7C-1																																																																																																													
	SPDS 表示装置	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																													
		非常用低圧母線 7C-1																																																																																																													
	緊急時対策支援システム伝送装置	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																													
		非常用低圧母線 7C-1																																																																																																													
	データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																																													
		非常用低圧母線 7C-1																																																																																																													
	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	非常用低圧母線 6E-1																																																																																																													
		非常用低圧母線 7C-1																																																																																																													
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線																																																																																																													
【1.19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話設備 (固定型)	M C C 2 D 系																																																																																																													
		緊急用 M C C																																																																																																													
		緊急時対策所用 M C C																																																																																																													
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及び I P - F A X )	緊急時対策所用 M C C																																																																																																													
		M C C 2 D 系																																																																																																													
		緊急用 M C C																																																																																																													
	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策所用 M C C																																																																																																													
		緊急時対策所用 M C C																																																																																																													
	SPDS データ表示装置	緊急時対策所用 M C C																																																																																																													
		対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線																																																																																																											
【1.19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話設備 (固定型)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-D 系 S A-C/C																																																																																																													
		緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																													
		緊急時対策所低圧母線																																																																																																													
	無線通信設備 (固定型)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 C/C-C 系 S A-C/C																																																																																																													
		緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																													
		緊急時対策所低圧母線																																																																																																													
	SPDS データ 取集サークル (SPDS)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 計装 C/C-D 系																																																																																																													
		緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																													
		緊急時対策所低圧母線																																																																																																													
	データ伝送設備 (発電所外)	SPDS データ 表示装置																																																																																																													
緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																															
	緊急時対策所低圧母線																																																																																																														



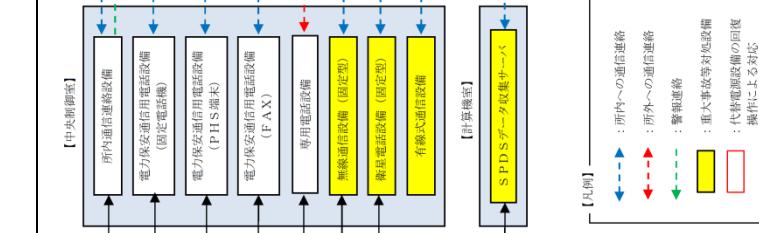
添付資料 1.19.1



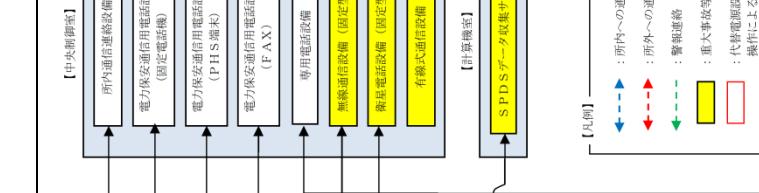
## 重大事故等に使用する通信連絡設備の対処手段



添付資料 1.19.1



添付資料 1.19.1



## ・設備の相違

## 【柏崎 6/7】

- ①, ⑥, ⑨, ⑪,
- ⑬, ⑮の相違

## ・設備の相違

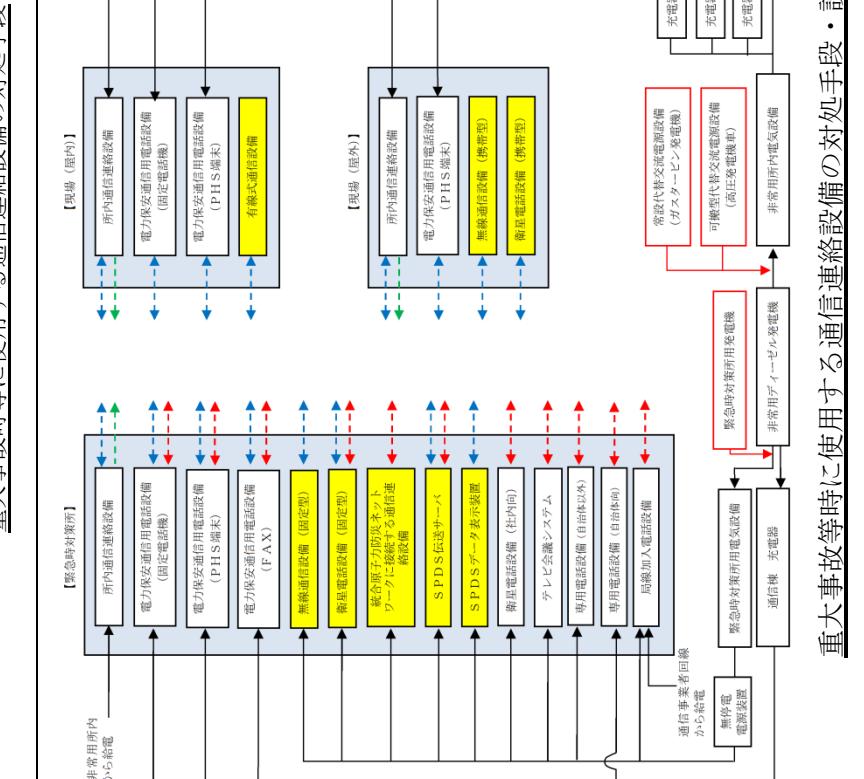
## 【東海第二】

- ④, ⑦の相違

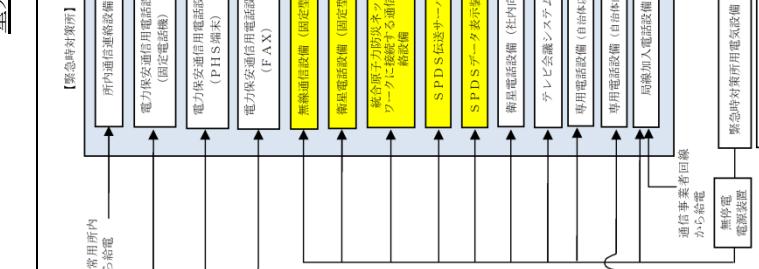
## ・設備の相違

## 【柏崎 6/7, 東海第二】

電源構成の相違（以下、⑯の相違）、⑫、  
⑯の相違



## 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段



## 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.2</p> <p><u>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/2)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">技術的能力審査基準 (1.19)</th> <th style="text-align: right; padding: 5px;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【本文】</b>            発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">①</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【解釈】</b>            1 「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">②</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           b) 計測を行った時に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">③</td> </tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準 (1.19)	番号	<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	①	<b>【解釈】</b> 1 「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	②	b) 計測を行った時に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	③	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.2</p> <p><u>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/3)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">技術的能力審査基準 (1.19)</th> <th style="text-align: right; padding: 5px;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【本文】</b>            発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">④</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【解釈】</b>            1 第62条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">⑤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">⑥</td> </tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準 (1.19)	番号	<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	④	<b>【解釈】</b> 1 第62条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	⑤	b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	⑥	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.2</p> <p><u>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/3)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">技術的能力審査基準 (1.19)</th> <th style="text-align: right; padding: 5px;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【本文】</b>            発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">⑦</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <b>【解釈】</b>            1 第77条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">⑧</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">           b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。         </td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">⑨</td> </tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準 (1.19)	番号	<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	⑦	<b>【解釈】</b> 1 第77条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	⑧	b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	⑨
技術的能力審査基準 (1.19)	番号																															
<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	①																															
<b>【解釈】</b> 1 「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—																															
a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	②																															
b) 計測を行った時に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	③																															
技術的能力審査基準 (1.19)	番号																															
<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	④																															
<b>【解釈】</b> 1 第62条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—																															
a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	⑤																															
b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	⑥																															
技術的能力審査基準 (1.19)	番号																															
<b>【本文】</b> 発電用原子炉施設において、重大事故等が発生した場合において葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備された方針が適切に示されていること。	⑦																															
<b>【解釈】</b> 1 第77条に規定する「葉巻用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—																															
a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。	⑧																															
b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。	⑨																															

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/2)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段						
機能	機器系統	既設 新設	解釈 対応番号	自主対策設備		
				機器名	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か
衛星電話設備 (常設)	新設			送受話器 (警報装置を含む)	常設	—
衛星電話設備 (可搬)	新設			電力保安通信電話設備	常設／可搬	—
無線連絡設備 (常設)	新設			テレビ会議システム	常設	—
無線連絡設備 (可搬)	新設			専用電話設備	常設	—
衛星電話設備 (常設)	新設			衛星電話設備 (社内向)	常設	—
結合原子力防災ネットワークを用いた通信路設備	新設					
安全パラメータ表示システム (SPDS)	新設					
データ伝送設備	新設					
衛星外張通路用インゲーブォン	新設					
無線連絡設備 (屋外アンテナ)	新設					
衛星電話設備 (屋外アンテナ)	新設					
無線通信装置	新設					
衛星無線通信装置	新設					
有線 (建物内)	既設／新設					
代用代替交流電源設備	新設					
可搬型代替交流電源設備	新設					
6丁目原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	新設					
交流分電盤	新設					
合流弁装置	新設					
燃料補給設備	新設					
可搬ケーブル	新設					
非常用ディーゼル発電機	既設					

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/3)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段						
機能	機器名	既設 新設	解釈 対応番号	自主対策設備		
				機能	機器名	常設 可搬
衛星電話設備 (固定型)	新設			送受話器 (ページング)	常設	—
衛星電話設備 (携帯型)	新設			電力保安通信電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)	常設／可搬	—
無線連絡設備 (携帯型)	新設			無線連絡設備 (固定型)	常設	—
携行型有線電話装置	新設			加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)	常設	—
結合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	新設			テレビ会議システム (社内)	常設	—
安全パラメータ表示システム (SPDS)	新設			専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体向け)	常設	—
データ伝送設備	新設					
衛星電話設備 (屋外アンテナ)	新設					
衛星制御装置	新設					
衛星電話設備 (屋上アンテナ) 電路	新設					
専用接続箱～専用接続箱電路	新設					
無線通信装置	新設					
無線通信装置用アンテナ	新設					
安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信装置用アンテナ電路	新設					
衛星無線通信装置	新設					
通信機器	新設					
結合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路	新設					
代用代替交流電源設備	新設					
可搬型代替交流電源設備	新設					
緊急時対策所用発電機	新設					
緊急時対策所用燃料地下タンク	新設					
タンクローリー	新設					
ホース	新設					
緊急時対策所低圧母線盤	新設					
緊急時対策所発電機接続プラグ盤	新設					
可搬ケーブル	新設					
非常用交流電源設備	既設					

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/3)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段						
機能	機器名	既設 新設	解釈 対応番号	自主対策設備		
				機能	機器名	必要時間内に 使用可能か
衛星電話設備 (固定型)	新設			送受話器 (ページング)	常設	—
衛星電話設備 (携帯型)	新設			電力保安通信電話設備	常設／可搬	—
無線通信設備 (固定型)	新設			無線通信設備 (固定型)	常設	—
無線通信設備 (携帯型)	新設			局線加入電話設備	固定	—
テレビ会議システム	新設			無線通信設備 (携帯型)	固定／携帯	—
専用電話設備	新設			データ伝送設備	固定	—
衛星会議設備 (社内)	新設			無線通信設備 (屋外アンテナ)	固定	—
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	新設			衛星電話設備 (屋外アンテナ)	新設	—
安全パラメータ表示システム (SPDS)	新設			無線通信装置	新設	—
データ伝送設備	新設			衛星通信装置	新設	—
無線通信設備 (屋外アンテナ)	新設			有線 (建物内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型) に係るもの)	新設	—
衛星電話設備 (屋上アンテナ)	新設			衛星電話設備 (固定型) に係るもの)	新設	—
衛星通信装置	新設			有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの)	新設	—
衛星通信装置	新設			有線 (建物内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの)	新設	—
有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの)	新設			有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの)	新設	—
常設代替交流電源設備	新設			常設代替交流電源設備	新設	—
可搬型代替交流電源設備	新設			可搬型代替交流電源設備	新設	—
緊急時対策所用発電機	新設			緊急時対策所用燃料地下タンク	新設	—
タンクローリー	新設			タンクローリー	新設	—
ホース	新設			ホース	新設	—
緊急時対策所低圧母線盤	新設			緊急時対策所低圧母線盤	新設	—
緊急時対策所発電機接続プラグ盤	新設			緊急時対策所発電機接続プラグ盤	新設	—
可搬ケーブル	新設			可搬ケーブル	新設	—
非常用交流電源設備	既設			非常用交流電源設備	既設	—

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考								
	<p style="text-align: center;"><u>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (3／3)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">技術的能力審査基準 (1.19)</th><th style="width: 50%;">適合方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p> </td><td> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）により共有するに必要な手順等を整備する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準 (1.19)	適合方針	<p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）により共有するに必要な手順等を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (3／3)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">技術的能力審査基準 (1.19)</th><th style="width: 50%;">適合方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p> </td><td> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、有線式通信設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用発電機から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線通信設備（固定型）、無線通信設備（携帯型）、有線式通信設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備により共有するに必要な手順等を整備する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準 (1.19)	適合方針	<p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、有線式通信設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用発電機から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線通信設備（固定型）、無線通信設備（携帯型）、有線式通信設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備により共有するに必要な手順等を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b> 島根 2 号炉は、技術的能力審査基準における適合方針を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b> ④の相違</p>
技術的能力審査基準 (1.19)	適合方針										
<p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）により共有するに必要な手順等を整備する。</p>										
技術的能力審査基準 (1.19)	適合方針										
<p><b>【要求事項】</b> 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b> 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a.) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b.) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p>	<p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、有線式通信設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備により通信連絡するに必要な手順等を整備する。</p> <p>—</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用発電機から給電するために必要な手順等を整備する。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所及び発電所外（社内外）の必要な場所で衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線通信設備（固定型）、無線通信設備（携帯型）、有線式通信設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備により共有するに必要な手順等を整備する。</p>										

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																																																																										
<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.3</p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故等対処設備における点検頻度</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処設備</th> <th>点検項目</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（常設） 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型） 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設） 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型） 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム 外観点検 通信確認</td> <td rowspan="3">1回/6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 外観点検 通信確認</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX 外観点検 通信確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>データ伝送装置 外観点検 機能確認</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>SPDS 表示装置 外観点検 機能確認</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>インターフォン 外観点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度	衛星電話設備	衛星電話設備（常設） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	衛星電話設備（可搬型） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	無線連絡設備	無線連絡設備（常設） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	無線連絡設備（可搬型） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	IP-電話機 外観点検 通信確認	IP-FAX 外観点検 通信確認	安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年	緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年	SPDS 表示装置 外観点検 機能確認	1回/年	データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	インターフォン 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.3</p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故等対処設備における点検頻度</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処設備</th> <th>点検項目</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型） 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型） 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（携帯型） 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>携行型有線通話装置 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>IP電話 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX 外観点検 通信確認</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>S P D S</td> <td>外観点検 機能確認</td> <td>1回／年</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	衛星電話設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	携行型有線通話装置 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	IP電話 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	IP-FAX 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月	S P D S	外観点検 機能確認	1回／年	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.3</p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故等対処設備における点検頻度</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処設備</th> <th>点検項目</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線通信設備</td> <td>無線通信設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>有線式通信設備</td> <td>有線式通信機 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>I P - F A X 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／6ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>S P D S データ収集サーバ 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>S P D S データ表示装置 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験</td> <td>1回／年</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	衛星電話設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	無線通信設備	無線通信設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	無線通信設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	有線式通信設備	有線式通信機 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	IP-電話機 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	I P - F A X 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月	安全パラメータ表示システム (SPDS)	S P D S データ収集サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年	S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年	S P D S データ表示装置 外観点検 機能・性能試験	1回／年	データ伝送設備	S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 【東海第二】 ④の相違</p>
重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度																																																																																											
衛星電話設備	衛星電話設備（常設） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
	衛星電話設備（可搬型） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
無線連絡設備	無線連絡設備（常設） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
	無線連絡設備（可搬型） 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
	IP-電話機 外観点検 通信確認																																																																																												
	IP-FAX 外観点検 通信確認																																																																																												
安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年																																																																																											
	緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年																																																																																											
	SPDS 表示装置 外観点検 機能確認	1回/年																																																																																											
データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置 外観点検 機能確認	1回/年																																																																																											
5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	インターフォン 外観点検 通信確認	1回/6ヶ月																																																																																											
重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度																																																																																											
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
	衛星電話設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型） 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
	携行型有線通話装置 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
	IP電話 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
	IP-FAX 外観点検 通信確認	1回／6ヶ月																																																																																											
S P D S	外観点検 機能確認	1回／年																																																																																											
重大事故等対処設備	点検項目	点検頻度																																																																																											
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
	衛星電話設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
無線通信設備	無線通信設備（固定型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
	無線通信設備（携帯型） 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
有線式通信設備	有線式通信機 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
	IP-電話機 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
	I P - F A X 外観点検 機能・性能試験	1回／6ヶ月																																																																																											
安全パラメータ表示システム (SPDS)	S P D S データ収集サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年																																																																																											
	S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年																																																																																											
	S P D S データ表示装置 外観点検 機能・性能試験	1回／年																																																																																											
データ伝送設備	S P D S 伝送サーバ 外観点検 機能・性能試験	1回／年																																																																																											

**通信連絡設備（発電所内）の一覧（1/3）**

主要設備	台数・保管場所	電源設備
送受話器 (警報装置を含む。)	台数・保管場所 <sup>※1</sup>	電源設備（連続利用時間）
ハンドセット	合計 約 370 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：1台 ・6号及び7号中央制御室：各 11 台 ・屋外：約 20 台	・6号缶非常用所内電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガススター・ビン充電機 ・蓄電池（蓄電池）（連続約 4 時間使用可能）
スピーカー	合計 約 1,000 台 ・中央制御室：21 台（6号炉）, 18 台（7号炉） ・6号及び7号原子炉建屋内緊急時対策所：1台 ・屋外：約 20 台	・6号缶非常用所内電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガススター・ビン充電機 ・蓄電池（蓄電池）（連続約 4 時間使用可能）
電力保安通用電話設備	合計 約 290 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：19 台 ・6号及び7号中央制御室：14 台（共用） ・事務棟・原子炉建屋ほか、 ・屋外：約 20 台	・6号缶非常用所内電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガススター・ビン充電機 ・蓄電池（蓄電池）（連続約 4 時間使用可能）
FAX	合計 約 250 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：30 台 ・6号及び7号中央制御室：17 台（共用） ・発電所員（主）：配備分 ・屋外：約 20 台	・6号及び7号缶非常用所内電気設備 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電気設備 ・蓄電池（連続約 4 時間使用可能） <sup>※2</sup> ・電源車
携帯型音声叫出電話設備	合計 26 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：各 10 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：各 5 台 ・6号及び7号中央制御室：各 1 台 ・屋外：2 台	・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電気設備 ・電源車
中継用ケーブルドーム	合計 12 台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所：各 5 台 ・6号及び7号中央制御室：各 1 台 ・屋外：—	—

添付資料 1.19.4

**通信連絡設備（発電所内用）の一覧（1／3）**

主要設備	台数・保管場所	電源設備
送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)	約 280 台 ・緊急時対策所建屋：20 台 ・中央制御室：9 台 ・原子炉建屋他：約 230 台 ・屋外：約 20 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替低圧電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・蓄電池
固定電話機	約 180 台 ・緊急時対策所：4 台 ・中央制御室：6 台 ・原子炉建屋他：約 170 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・可搬型代替高圧電源車 ・蓄電池
PHS 端末	約 300 台 ・緊急時対策所：約 40 台 ・中央制御室：4 台 ・発電所員他配備：約 250 台	・充電池 ※別の端末又は別の充電池と交換することで 7 日間以上継続して通話が可能
FAX	2 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：1 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・緊急時対策所用充電機 ・無停電電源装置

- 台数については、今後訓練等を通して見直しを行う。
- 5号原子炉建屋内緊急時対策所は運転約 15 時間使用可能。
- 6号及び7号缶中央制御室は運転約 12 時間使用可能。
- 6号缶未若しくは予備の蓄電池と交換することにより 7 日間以上継続しての通話が可能。
- 必要な予備の充電池を保有し、予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続しての通話が可能。

添付資料 1.19.4

**東海第二発電所(2018.9.12 版)**

**島根原子力発電所 2号炉**

添付資料 1.19.4

**備考**

- 設備の相違  
【柏崎 6/7、東海第二】  
設備設置場所及び台数の相違（以下、⑯の相違）、⑪、⑯の相違

主要設備	台数・保管場所	電源設備
送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)	約 280 台 ・緊急時対策所建屋：20 台 ・中央制御室：9 台 ・原子炉建屋他：約 230 台 ・屋外：約 20 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・蓄電池
固定電話機	約 180 台 ・緊急時対策所：4 台 ・中央制御室：6 台 ・原子炉建屋他：約 170 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・蓄電池
PHS 端末	約 300 台 ・緊急時対策所：約 40 台 ・中央制御室：4 台 ・発電所員他配備：約 250 台	・充電池 ※別の端末又は別の充電池と交換することで 7 日間以上継続して通話が可能
FAX	2 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：1 台	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・緊急時対策所用充電機 ・無停電電源装置

**通信連絡設備（発電所内）の一覧（1／2）**

主要設備	台数・保管場所	電源設備	
所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	ハンドセットステーション	約 173 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：14 台 ・原子炉建屋他：約 150 台 ・屋外：8 台	・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・ガススター・ビン充電機 ・高压発電機車
スピーカー	スピーカー	約 293 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：4 台 ・原子炉建屋他：約 280 台 ・屋外：8 台	・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・ガススター・ビン充電機 ・高压発電機車
固定電話機	固定電話機	約 217 台 ・緊急時対策所：10 台 ・中央制御室：7 台 ・管理事務所・原子炉建屋他：約 200 台 ・屋外：8 台	・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・ガススター・ビン充電機 ・高压発電機車
電力保安通用電話設備	PHS 端末	約 542 台 ・緊急時対策所：32 台 ・中央制御室：10 台 ・発電所員他配備分：約 500 台 2 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：1 台	・非常用ディーゼル発電機 ・無停電電源装置 ・ガススター・ビン充電機 ・高压発電機車 ・緊急時対策所用充電機
有線式通信設備	有線式通信機 中継コード	10 台 ・廃棄物処理建物 （中央制御室付近）：10 台 6 台 ・廃棄物処理建物 （中央制御室付近）：6 台 —	・非常用ディーゼル発電機 ・蓄電池 ※予備の充電池と交換することで 7 日間以上継続して通話が可能

・台数については今後訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）の一覧（2/3）

主要設備	台数・保管場所 <sup>※1</sup>		電源設備（連続利用時間）
	合計	台数・保管場所 <sup>※1</sup>	
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）	合計 11 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 各 1 台 ・6号及び 7号炉中央制御室 : 各 1 台 (待避室用を含む)	・6号及び 7号炉非常用所内電気設備 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガスタービン発電機 ・電源車 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
	衛星電話設備（可搬型）	合計 39 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 15 台 ・参集地点、(0)羽製作所、(1)エネルギー : 24 台	・5号炉非常用所内電気設備 ・充電式電池（連続約 4 時間使用可能） <sup>※2</sup>
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）	合計 6 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 各 1 台 ・6号及び 7号炉中央制御室 : 各 1 台 (待避室用を含む)	・6号及び 7号炉非常用所内電気設備 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガスタービン発電機 ・電源車 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
	無線連絡設備（可搬型）	合計 180 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 90 台 ・事務施屋ほか : 90 台	・無停電電源装置（連続約 12 時間使用可能） <sup>※3</sup> ・充電式電池（連続約 12 時間使用可能） <sup>※2</sup>
安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送装置	1式 ・6号炉 コントロール建屋 プロセス計測機室 ・7号炉 コントロール建屋 プロセス計測機室	・6号及び 7号炉非常用所内電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・第一ガスタービン発電機 ・電源車 ・充電式電池（連続約 12 時間使用可能） <sup>※4</sup>
	緊急時対策支援システム 伝送装置	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
	SPDS 表示装置	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	

※1 台数については今後訓練等を通して見直しを行う。  
※2 は他の機器としては予備の充電式電池と交換することにより 7 日間以上継続での通話が可能であり、使用後の充電式電池は代替電源設備にて充電可能。

※3 7号炉のみ。

※4 6号炉のみ。

※5 保守点検又は放障時のバックアップ用として、自主的に 1式を保管する。

通信連絡設備（発電所内用）の一覧（2 / 3）

主要設備	台数・保管場所		電源設備
	台数	保管場所	
携行型有線電話装置	15 台（予備 2 台） ・緊急時対策所 : 3 台（予備 1 台） ・中央制御室 : 12 台（予備 1 台）		・乾電池 ※予備の乾電池と交換することで 7 日間以上継続での通話が可能
衛星電話設備（固定型）	8 台 ・緊急時対策所 : 6 台 ・中央制御室 : 2 台		・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高压電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置
衛星電話設備（携帯型）	11 台（予備 1 台） ・緊急時対策所 : 11 台（予備 1 台）		・充電池 ※別の端末又は別の充電池と交換することで 7 日間以上継続しての通話が可能
無線連絡設備（固定型）	3 台 ・緊急時対策所 : 2 台 ・中央制御室 : 1 台		・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高压電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置
無線連絡設備（携帯型）	19 台（予備 1 台） ・緊急時対策所 : 19 台（予備 1 台）		・充電池 ※別の端末又は別の充電池と交換することで 7 日間以上継続しての通話が可能

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）の一覧（2 / 2）

主要設備	台数・保管場所		電源設備（連続利用時間）
	台数	保管場所	
衛星電話設備（固定型）	7台 ・緊急時対策所 : 5台 ・中央制御室 : 2台 (待避室用を含む)		・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・無停電電源装置 ・ガススタービン発電機 ・高压発電機車 ・緊急時対策所用発電機
衛星電話設備（携帯型）	26台 ・緊急時対策所 : 10 台 ・構外参集地点 : 15 台 ・支援地点 : 1 台		・充電式電池 ※別の端末又は予備の充電式電池と交換することで 7 日間以上継続して通話が可能
無線通信設備（固定型）	7台 ・緊急時対策所 : 5台 ・中央制御室 : 2台 (待避室用を含む)		・充電式電池 ・無停電電源装置 ・ガススタービン発電機 ・高压発電機車 ・緊急時対策所用発電機
無線通信設備（携帯型）	62台 ・緊急時対策所 : 62 台		・充電式電池 ※別の端末又は予備の充電式電池と交換することで 7 日間以上継続して通話が可能
SPDS データ収集サーバ	1式 ・計算機室		・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・ガススタービン発電機 ・高压発電機車
SPDS 伝送サーバ	1式 ・緊急時対策所		・非常用ディーゼル発電機 ・充電器（蓄電池） ・ガススタービン発電機 ・高压発電機車
SPDS データ表示装置	1式 ・緊急時対策所		・無停電電源装置 ・緊急時対策所用発電機

・台数については今後訓練等を通して見直しを行う。

柏崎 6 / 7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版) 東海第二発電所(2018.9.12 版) 島根原子力発電所 2 号炉

備考

- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7、東海第二】
- ⑯, ⑰の相違

- ・記載表現の相違
- 【東海第二】

島根 2 号炉は、有線式通信設備を通信連絡設備（発電所内）の一覧（1 / 2）にて記載

## 通信連絡設備（発電所内用）の一覧 (3 / 3)

主要設備	台数・保管場所	電源設備
S P D S 緊急時対策支援システム伝送装置	一式 ・中央制御室	・非常用ディーゼル発電機 ・常設代替高圧電源装置 ・可搬型代替低圧電源車 ・無停電電源装置
	一式 ・緊急時対策所建屋	・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置
	一式 ・緊急時対策所表示装置	・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置

・記載表現の相違

【東海第二】

島根 2号炉は、通信連絡設備（発電所内）の一覧 (2 / 2) にて記載

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考						
<p>通信連絡設備（発電所内）の一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>台数・保管場所*</th> <th>電源設備（連続利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>合計 5 台 ・5号炉原子炉建屋外 : 3 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 1 台 ・5号炉中央制御室 : 1 台</td> <td>・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 合数については今後訓練等を通して見直しを行ふ。</p>	主要設備	台数・保管場所*	電源設備（連続利用時間）	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	合計 5 台 ・5号炉原子炉建屋外 : 3 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 1 台 ・5号炉中央制御室 : 1 台	・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>
主要設備	台数・保管場所*	電源設備（連続利用時間）							
5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	合計 5 台 ・5号炉原子炉建屋外 : 3 台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 : 1 台 ・5号炉中央制御室 : 1 台	・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備							

通信連絡設備（発電所外）の一覧

主要設備		台数・保管場所※1	電源設備（連続利用時間）
テレビ会議システム (社内向)	1式 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所		・5号原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
専用電話設備 (ホットライン)	7台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所 : 7台		・乾電池（連続約10日間使用可能）※2
衛星電話設備	衛星電話設備（常設） 衛星電話設備（可搬型）	発電所内と同様	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-電話機 IP-FAX	6台（有線系：4台、衛星系2台） ・5号原子炉建屋内緊急時対策所 : 4台（有線系）、 2台（衛星系） 2台（有線系：1台、衛星系1台） ・5号原子炉建屋内緊急時対策所 : 1台（有線系）、 1台（衛星系）	・5号原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
衛星電話設備（社内向）	衛星社内電話機	4台 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所 : 4台	・5号原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
データ伝送設備	データ伝送装置	1式 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所	・5号原子炉建屋内緊急時対策所用電気設備 ・5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備

※1 台数については今後訓練等を通して見直しを行う。

※2 手動乾電池又は予備の乾電池と交換することで通話時間を延長可能。

通信連絡設備（発電所外設備用）の一覧（1／2）

主要設備		台数・保管場所	電源設備
加入電話		10台 ・緊急時対策所 : 9台 ・中央制御室 : 1台 (災害時優先契約あり)	・通信事業者回線からの給電
加入電話設備	加入FAX	2台 ・緊急時対策所 : 1台 ・中央制御室 : 1台	・通信事業者回線からの給電 ・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置
衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)	通信連絡設備（発電所内用）と同じ	
テレビ会議システム（社内）	テレビ会議システム（社内） （地方公共団体向）	2台 ・緊急時対策所 : 2台	・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置
専用電話設備	専用電話 (ホットライン) （地方公共団体向）	1台 ・緊急時対策所 : 1台	・通信事業者回線からの給電 ・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機 ・無停電電源装置

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行いう可能性がある。

通信連絡設備（発電所外）の一覧（1／2）

主要設備		台数・保管場所※1	電源設備、連続利用時間
局線加入電話設備	固定電話機	1台 ・緊急時対策所 : 1台	・通信事業者回線からの給電
	FAX	1台 ・緊急時対策所 : 1台	・通信事業者回線からの給電 ・非常用ディーゼル発電機 ・緊急時対策所用発電機
テレビ会議システム	テレビ会議システム（社内向）	1式 ・緊急時対策所	・非常用ディーゼル発電機 ・無停電電源装置 ・緊急時対策所用発電機
専用電話設備	専用電話設備（ホットライン）	6台 ・中央制御室 : 2台 ・緊急時対策所 : 4台	・非常用ディーゼル発電機 ・無停電電源装置 ・ガスタービン発電機 ・高圧送電機車 ・緊急時対策所用発電機
衛星電話設備（社内向）	衛星社内電話	1台 ・緊急時対策所 : 1台	・非常用ディーゼル発電機 ・無停電電源装置 ・緊急時対策所用発電機
	固定電話機	10台 ・緊急時対策所 : 10台	・非常用ディーゼル発電機 ・充電式電池 ・緊急時対策所用発電機
PHS端末		約532台 ・緊急時対策所 : 32台 ・発電所員配備分 : 約500台	・別の端末又は子備の充電式電池と交換することで7日間以上継続して電話が可能
電力保安通信用電話設備	FAX	2台 ・緊急時対策所 : 1台	・非常用ディーゼル発電機 ・無停電電源装置 ・緊急時対策所用発電機

・台数については今後訓練等を通して見直しを行う。

・記載表現、設備の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備を通信連絡設備（発電所外）の一覧（2／2）にて記載、⑥の相違
・設備の相違 【東海第二】 ⑦の相違
・記載表現、設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、衛星電話設備を通信連絡設備（発電所外）の一覧（2／2）にて記載
・記載表現、設備の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 島根2号炉は、衛星電話設備を通信連絡設備（発電所外）の一覧（2／2）にて記載

通信連絡設備（発電所外設備用）の一覧（2／2）

主要設備	台数・保管場所	電源設備（連続利用時間）
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話 IP-FAX	6台（有線系：4台、衛星系：2台） ・緊急時対策所：6台 （有線系：4台、衛星系：2台）
	テレビ会議システム	3台（有線系：2台、衛星系1台） ・緊急時対策所：3台 （有線系：2台、衛星系1台）
	データ伝送設備	1台 ・緊急時対策所：1台
	電力保安通信用電話設備	緊急時対策所支援システム PHS端末 FAX
		通信連絡設備（発電所内用）と同じ

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行いう可能性がある。

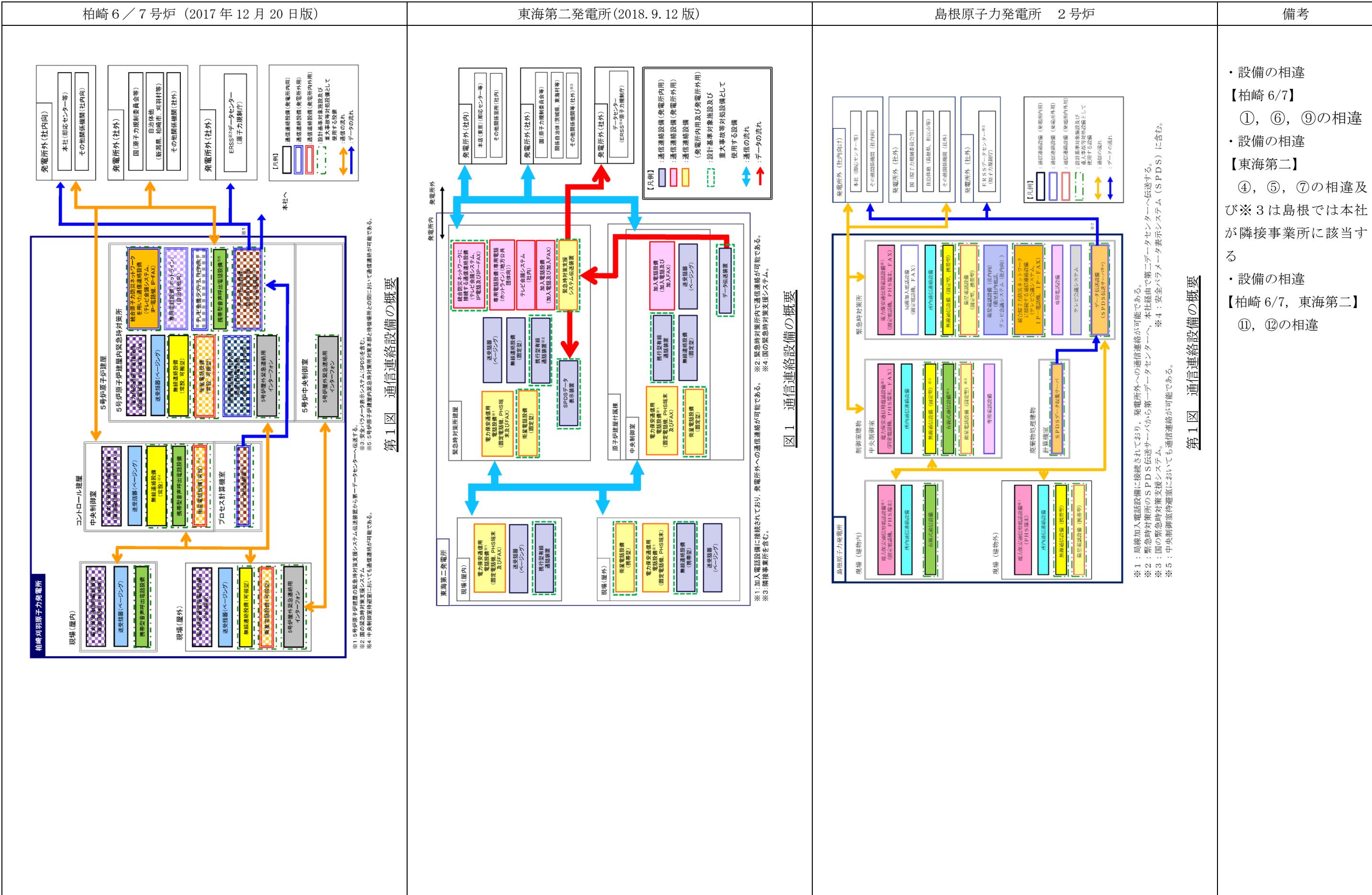
通信連絡設備（発電所外）の一覧（2／2）

主要設備	台数・保管場所	電源設備、連続利用時間
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話機	6台（有線系：4台、衛星系：2台） ・緊急時対策所：4台（有線系 2台（衛星系）
	IP-FAX	3台（有線系：2台、衛星系：1台） ・緊急時対策所：2台（有線系 1台（衛星系）
	テレビ会議システム	1式 ・緊急時対策所
	衛星電話設備（固定型）	5台 ・緊急時対策所：5台
	衛星電話設備（携帯型）	26台 ・緊急時対策所：10台 ・構外参集拠点他：15台 （緑ヶ丘施設、宮内社宅・寮、佐太前原） ・支援拠点：1台
データ伝送設備	SPDS 伝送サーバ	1式 ・緊急時対策所

・台数については今後訓練等を通して見直しを行う。

- 記載表現の相違
- 【東海第二】  
島根 2 号炉の電力保安通信用電話設備は、通信連絡設備（発電所外）の一覧（1／2）にて記載
- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7、東海第二】  
⑯, ⑰の相違

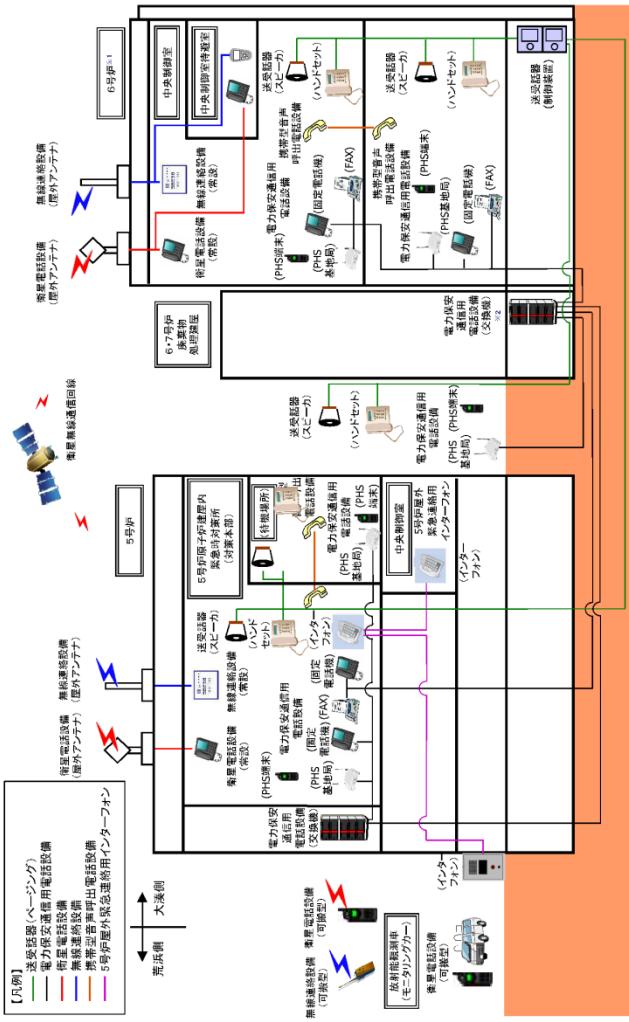
柏崎 6／7号炉（2017年12月20日版）	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。</p> <p>(1) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者に対し、必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へデータを転送する。</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。<u>通信連絡設備</u>は、<u>警報装置</u>、<u>通信設備（発電所内）</u>、<u>データ伝送設備（発電所内）</u>、<u>通信設備（発電所外）</u>及び<u>データ伝送設備（発電所外）</u>から構成される。<u>通信連絡設備の概要</u>を図1に示す。</p> <p>(1) <u>警報装置</u> <u>事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</u></p> <p>(2) <u>通信設備（発電所内）</u> 中央制御室等から建屋内外各所の者へ<u>操作</u>、<u>作業</u>又は<u>退避の指示</u>及び連絡を行う。</p> <p>(3) <u>データ伝送設備（発電所内）</u> <u>事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）</u>を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) <u>通信設備（発電所外）</u> 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) <u>データ伝送設備（発電所外）</u> 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>添付資料 1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。</p> <p>(1) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建物内外各所の者に対し、必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違       <ul style="list-style-type: none"> <li>【東海第二】 島根2号炉は、警報装置を通信連絡設備（発電所内）に含んでいる</li> </ul> </li> <li>・設備の相違       <ul style="list-style-type: none"> <li>【東海第二】 ⑤の相違</li> </ul> </li> </ul>



45

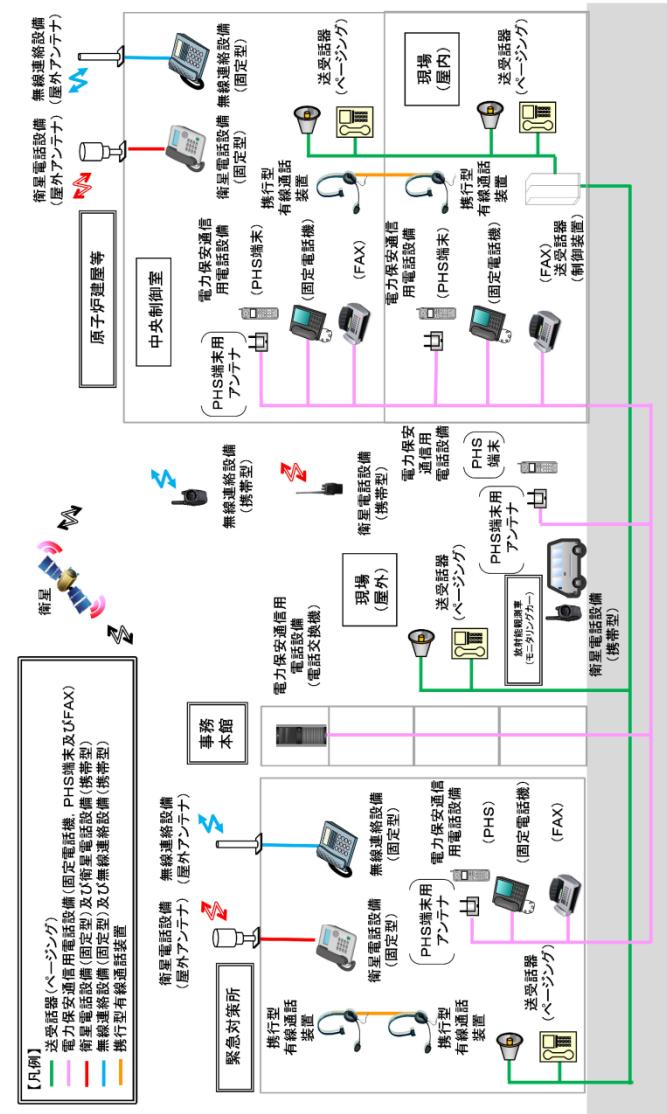
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>2. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外 各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンの多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第 2 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第 1 表に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所内）のうち、重大事故等対処設備である衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6 号及び 7 号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回路が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型音声呼出電話設備により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>1. 1 警報装置及び通信設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X），衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型有線電話装置の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を図 2 に示す。</p> <p>また、通信設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線電話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等時においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>万が一、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X）の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、発電所建屋内は携行型有線電話装置及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>2. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物、タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、所内通信連絡設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備、有線式通信設備、無線通信設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第 2 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第 1 表に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線通信設備及び有線式通信設備は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建物間の有線系回線の構成は、制御室建物及び通信棟に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）を接続し、通信棟に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機、P H S 端末及び F A X を接続する設計とする。</p> <p>万が一、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建物外は無線通信設備又は衛星電話設備、発電所建物内は有線式通信設備、無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①, ⑯の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>島根 2 号炉は、制御室建物及び通信棟に交換機を設置する</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>島根 2 号炉は、通信連絡設備として所内通信連絡設備を記載。また、有線系回線を含めて設備が機能喪失した場合、衛星電話設備等を使用する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7, 東海第二】</li> <li>島根 2 号炉は、建物内の通信連絡設備として、無線通信設備及び衛星電話設備を記載。</li> </ul>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)



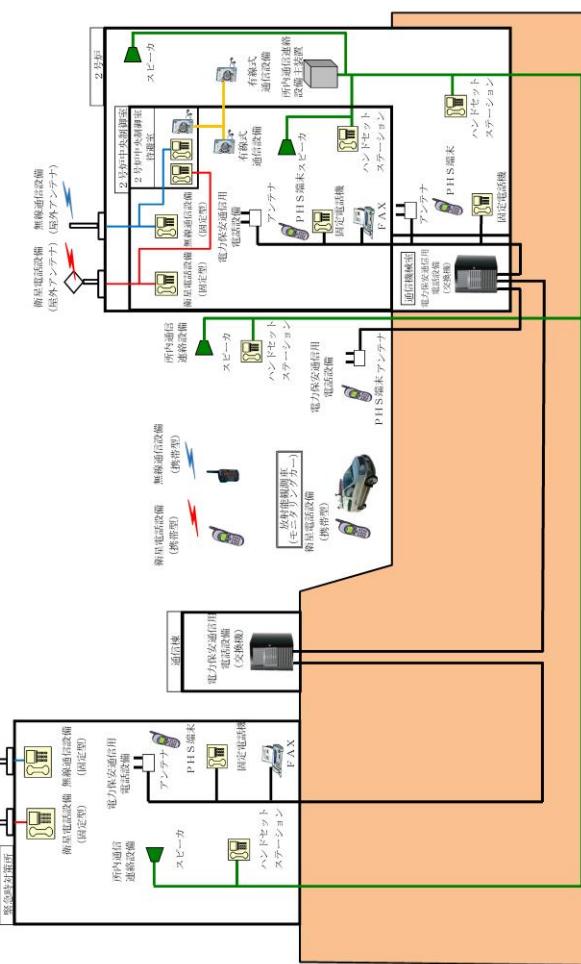
第 2 図 通信連絡設備（発電所内）の概要

東海第二発電所(2018.9.12 版)



第 2 図 通信設備（発電所内）の概要

島根原子力発電所 2 号炉



第 2 図 通信連絡設備（発電所内）の概要

備考

・設備の相違

【柏崎 6/7】

①, ⑨, ⑯の相違

【柏崎 6/7, 東海第二】

⑪の相違

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																																																														
<p><b>第 1 表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>機能</th><th>通信回線種別</th><th>通信連絡の場所<sup>*1</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器 (警報装置を含む。)</td><td>ハンドセット・スピーカ</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用 電話設備</td><td>固定電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> <tr> <td>PHS 端末</td><td>電話</td><td>有線系／無線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>FAX</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備</td><td>衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）</td><td>電話</td><td>衛星系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>携帯型音声呼出 電話設備</td><td>携帯型音声呼出電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所<sup>*2</sup></td></tr> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用 インターフォン</td><td>インターフォン</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－5号炉原子炉建屋屋外 ・5号炉中央制御室－5号炉原子炉建屋屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 中央制御室：6号及び7号炉中央制御室 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋 ※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部と待機場所間の通信連絡を行う。</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>*1</sup>	送受話器 (警報装置を含む。)	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）	PHS 端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）	携帯型音声呼出 電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所 <sup>*2</sup>	5号炉屋外緊急連絡用 インターフォン	インターフォン	電話	有線系回線	・緊急時対策所－5号炉原子炉建屋屋外 ・5号炉中央制御室－5号炉原子炉建屋屋外	<p><b>第 1 表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>機能</th><th>通信回線種別</th><th>通信連絡の場所<sup>*1</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td><td>ハンドセット ステーション・スピーカ</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用 電話設備</td><td>固定電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> <tr> <td>PHS 端末</td><td>電話</td><td>有線系／無線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>FAX</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備</td><td>衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）</td><td>電話</td><td>衛星系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>無線通信設備</td><td>無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型）</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>有線式通信設備</td><td>有線式通信機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：制御室建物、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>*1</sup>	所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	ハンドセット ステーション・スピーカ	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内）	電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）	PHS 端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	無線通信設備	無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型）	電話	無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	有線式通信設備	有線式通信機	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>①，⑨，⑪の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は、通信連絡設備（発電所内）の多様性について記載</p>
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>*1</sup>																																																																														
送受話器 (警報装置を含む。)	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																													
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）																																																																													
	PHS 端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																													
	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室																																																																													
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																													
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外）																																																																													
携帯型音声呼出 電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所 <sup>*2</sup>																																																																													
5号炉屋外緊急連絡用 インターフォン	インターフォン	電話	有線系回線	・緊急時対策所－5号炉原子炉建屋屋外 ・5号炉中央制御室－5号炉原子炉建屋屋外																																																																													
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 <sup>*1</sup>																																																																														
所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	ハンドセット ステーション・スピーカ	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内）																																																																													
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）																																																																													
	PHS 端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																													
	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策所－中央制御室																																																																													
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																													
無線通信設備	無線通信設備（固定型） 無線通信設備（携帯型）	電話	無線系回線	・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																													
有線式通信設備	有線式通信機	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）																																																																													

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>3. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を行うため、通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第 3, 4, 5 図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、重大事故等対応設備である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>(1) テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）に接続しているテレビ会議システム（社内向）</p> <p>(2) 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備</p> <p>(3) 衛星電話設備（社内向） 通信事業者が提供する衛星無線通信回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機</p>	<p>1. 2 通信設備（発電所外）の概要</p> <p>発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX）、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話、加入 FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））を設置又は保管する設計とし、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を図 3、図 4、図 5 に示す。</p> <p>また、通信設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等時においても使用し、重大事故等時においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>a. 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX） 当社及び東京電力パワーグリッド株式会社が構築する専用通信回線（無線系及び有線系）に接続している固定電話機、PHS 端末及び FAX</p> <p>b. テレビ会議システム（社内） 通信事業者が提供する通信回線（有線系及び無線系）に接続しているテレビ会議システム（社内）</p> <p>c. 加入電話設備（加入電話及び加入 FAX） 通信事業者が提供する通信回線（有線系）に接続している加入電話及び加入 FAX</p> <p>e. 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）） 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）</p>	<p>3. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第 3 図、第 4 図及び第 5 図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>(1) 電力保安通信用電話設備 当社及び通信事業者が構築する専用通信回線（有線系）並びに当社が構築している専用通信回線（無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末及び FAX</p> <p>(2) テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）に接続しているテレビ会議システム（社内向）</p> <p>(3) 局線加入電話設備 通信事業者が提供する通信回線（有線系）に接続している固定電話機及び FAX</p> <p>(4) 専用電話設備 当社及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）並びに当社が構築している専用通信回線（無線系）に接続する専用電話設備</p> <p>(5) 衛星電話設備（社内向） 通信事業者が提供する衛星通信回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、無線系回線も使用する、⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は、無線系にも接続可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、自社設備として、有線系の一部と無線系を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>⑦の相違</p>

柏崎 6／7号炉（2017年12月20日版）	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 衛星電話設備 通信事業者が提供する衛星<u>無線</u>通信回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）</p> <p>(5) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP-電話機、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>f. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>d. 統合原子力防災ネットワークに接続している通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続しているIP電話、IP-FAX及びテレビ会議システム</p> <p>万が一、電力保安通信電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>(6) 衛星電話設備 通信事業者が提供する衛星通信回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(7) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続するIP電話機、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安用通信回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線と無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な外観点検及び機能・性能試験により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、無線系回線も使用</p> <p>・記載表現の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、保守管理について記載</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)

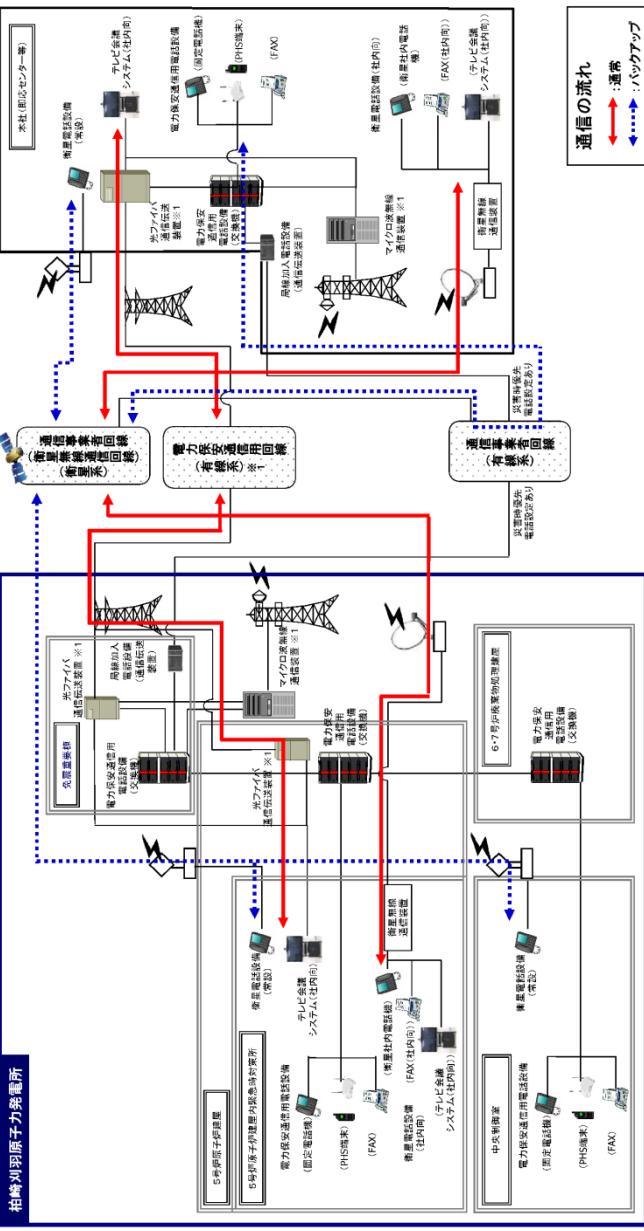
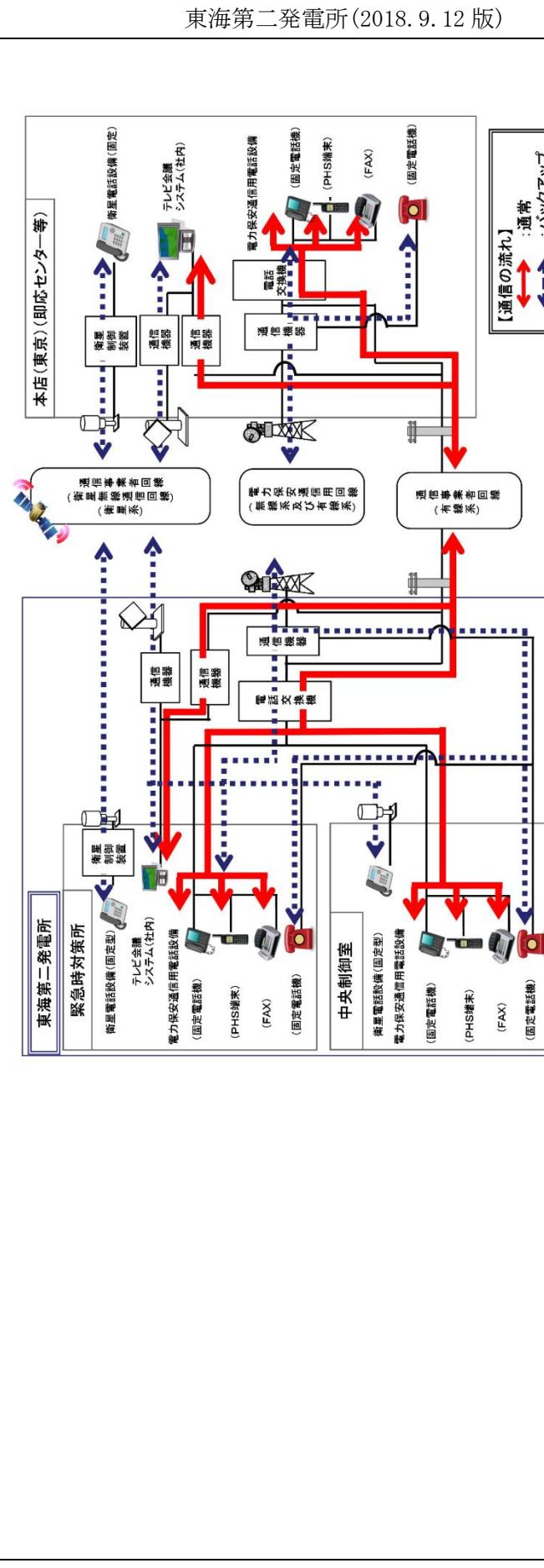
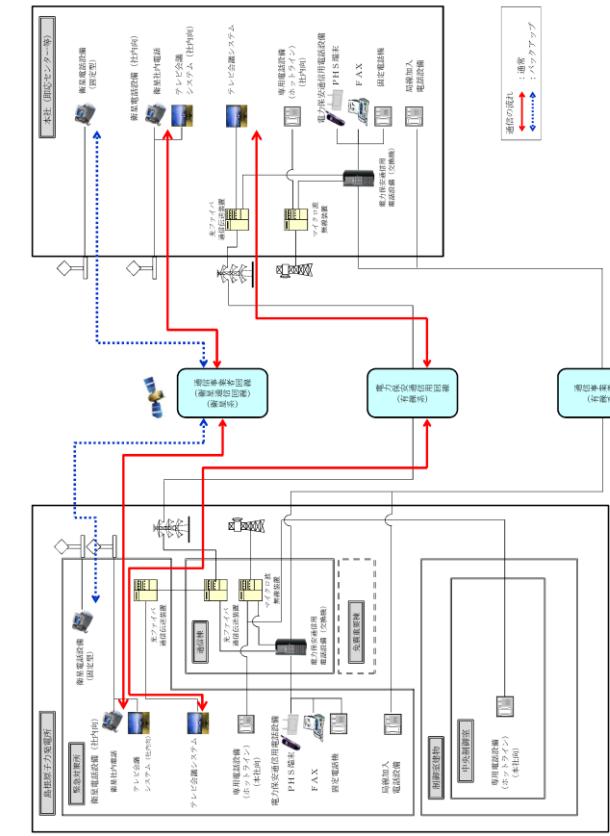
第3図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）  
(テレビ会議システム)

図3 通信設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要

島根原子力発電所 2号炉



備考

- ・設備の相違

#### 【柏崎 6/7】

※ 1 は島根 2 号炉では同一会社（以下、⑯の相違）、⑥の相違

- ・設備の相違

#### 【東海第二】

⑦の相違

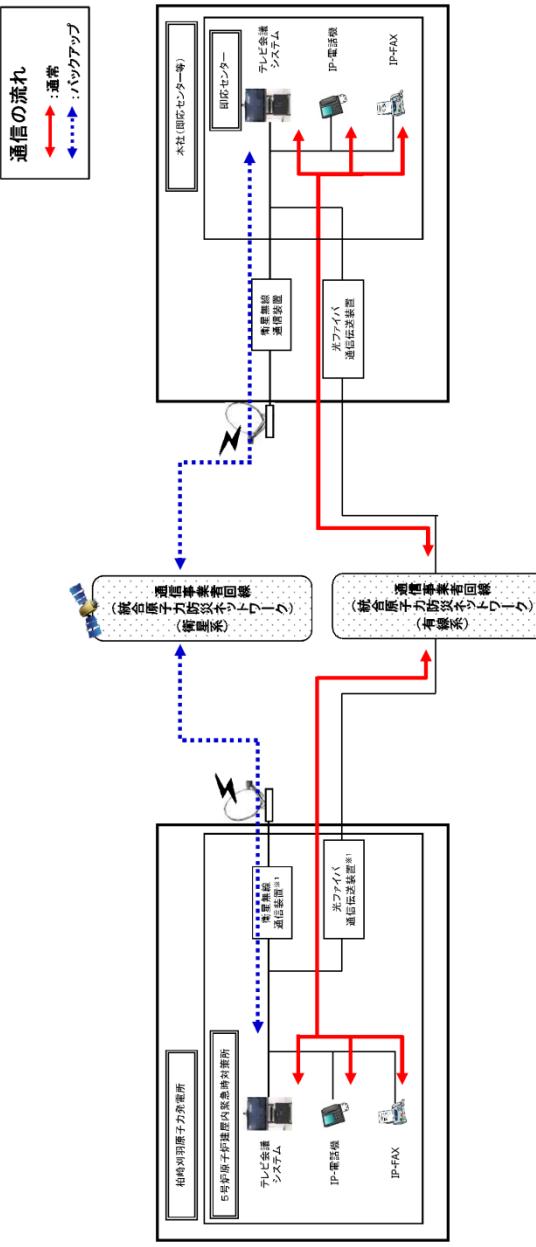
- ・設備の相違

#### 【柏崎 6/7, 東海第二】

設備構成に相違はあるが、必要な個所と通信連絡が可能な構成

（以下、⑯の相違）、⑫、⑬の相違

第3図 通信連絡設備（発電所外（社内関係箇所））の概要（その1）  
(電力保安通信電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、衛星電話設備)



※1:通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から、自治体所掌の通信連絡設備となる。

第4図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その2）  
（統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）

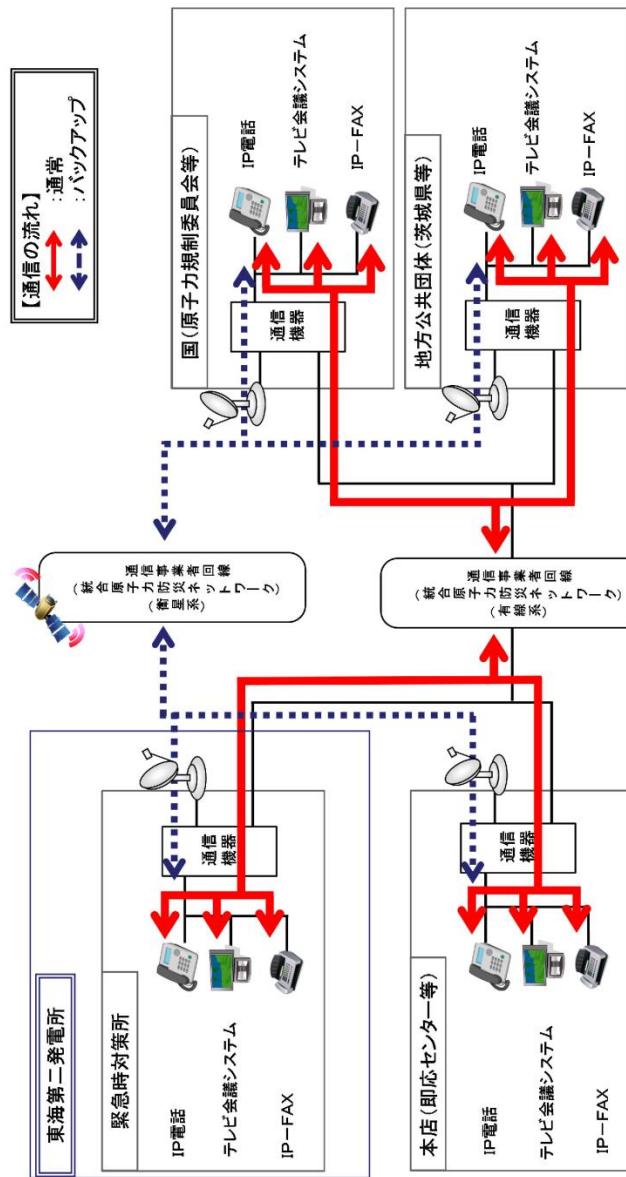
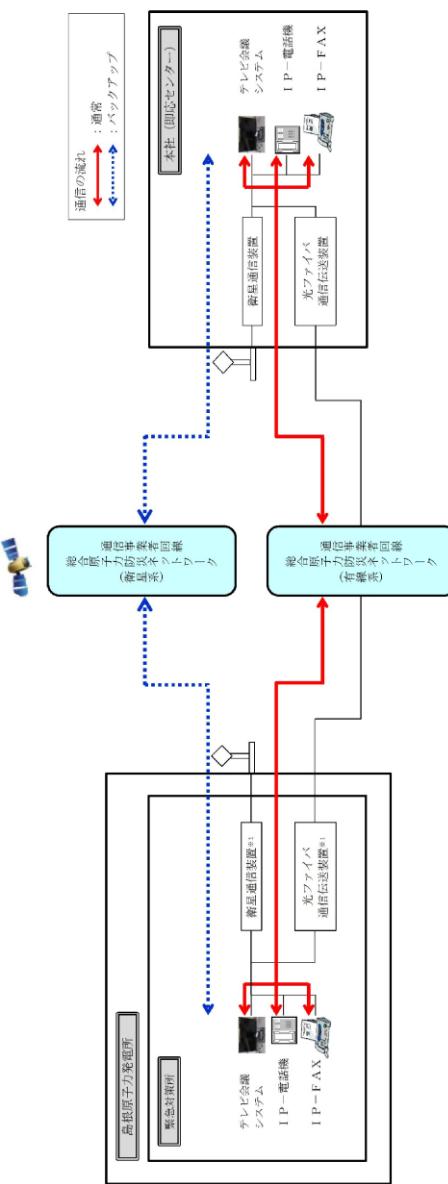


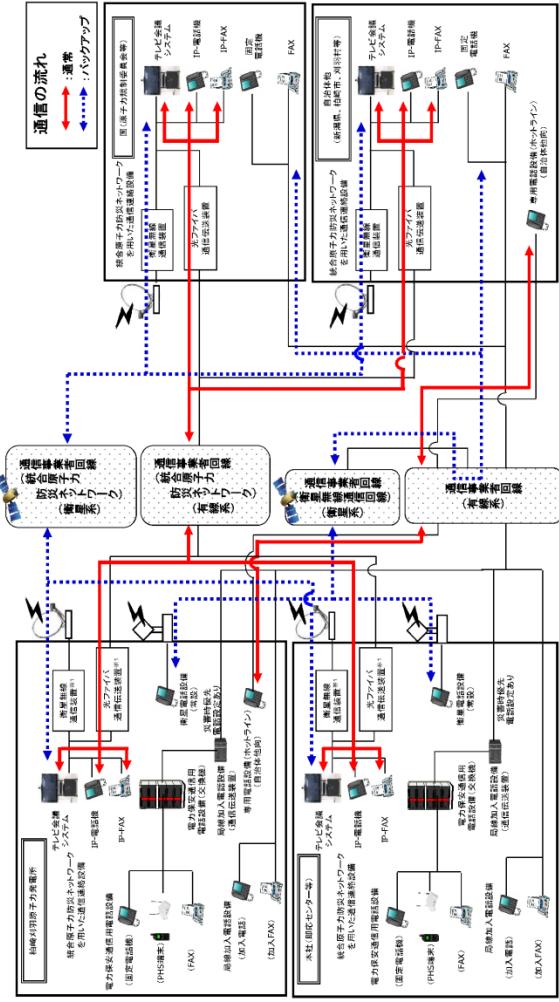
図5 通信設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）



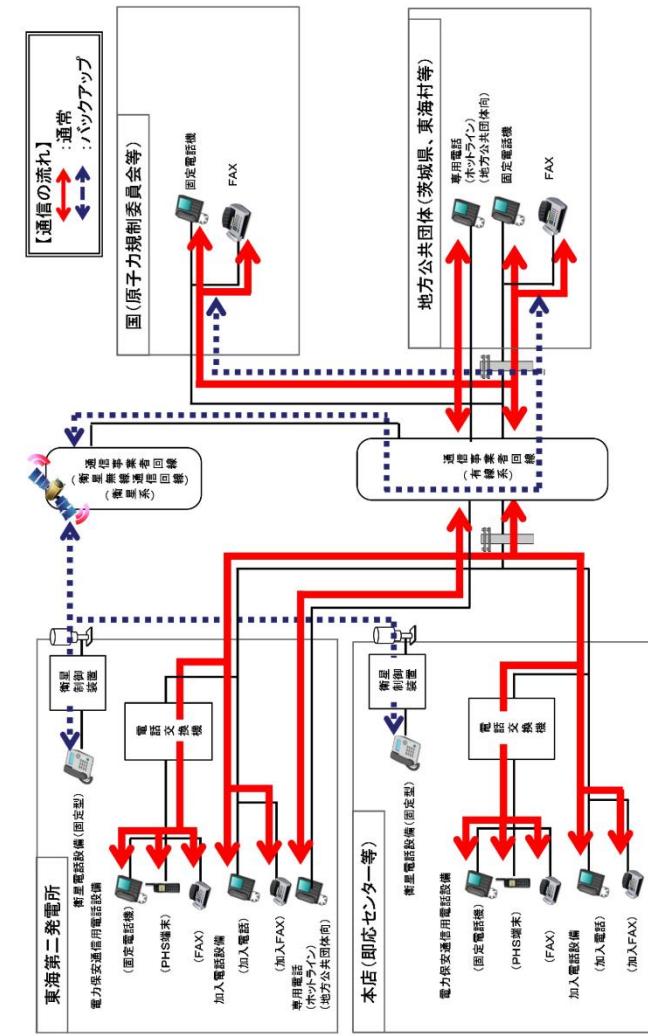
※1：通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から、自治体所掌の通信連絡設備となる。

第4図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その2）  
（統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）

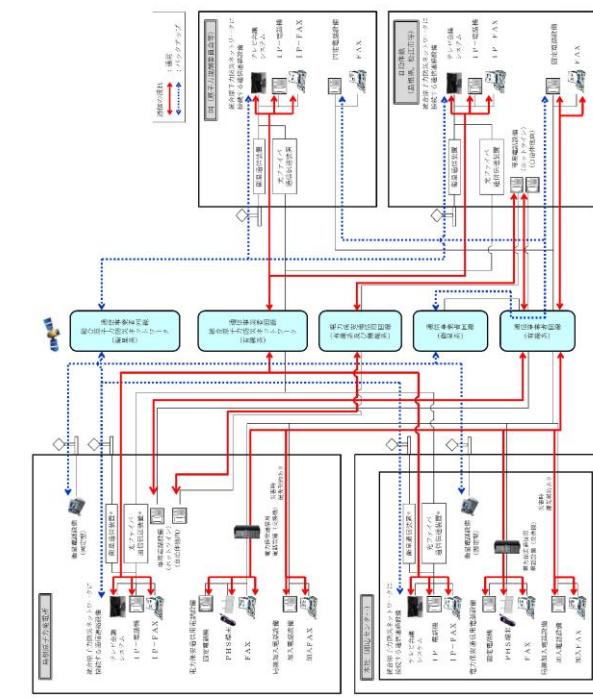
- 記載表現の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、国及び自治体他との通信連絡概要を第5図に記載



**第5図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要  
(衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)**



**図4 通信設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1）**

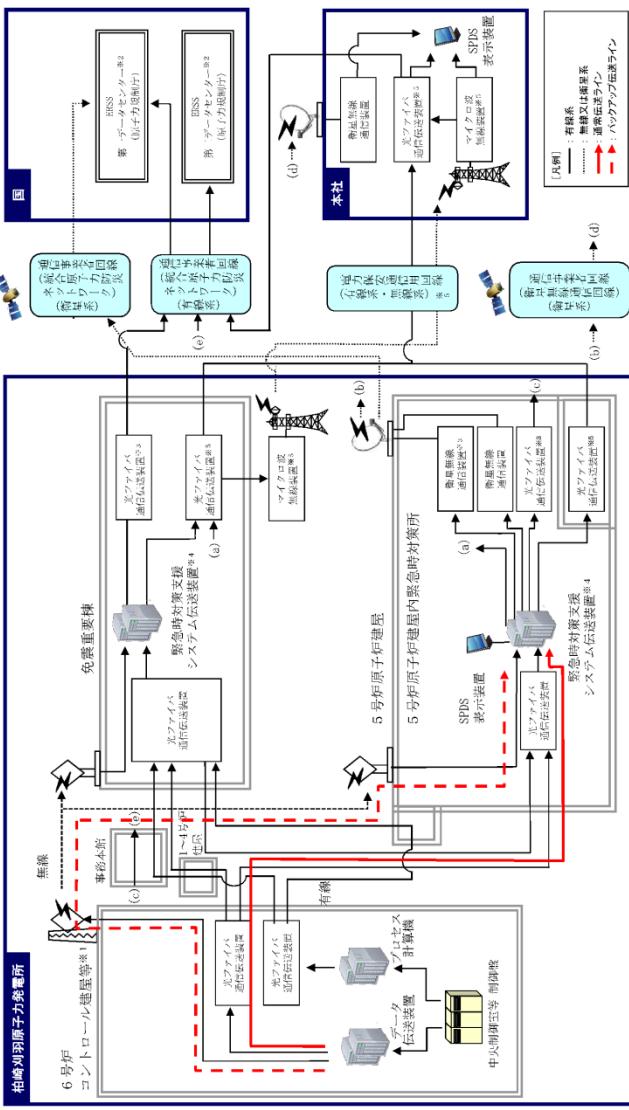


※1: 通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から、自治体所掌の通信連絡設備となる。

**第5図 通信連絡設備（電話設備、衛星電話設備、衛星電話設備、専用電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）**

- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7、東海第二】
- ⑯の相違

柏崎 6／7号炉（2017年12月20日版）	東海第二発電所（2018.9.12版）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ伝送装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し多様性を確保するとともに、専用の電力保安信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第6図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、重大事故等対処設備であるデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が接続可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>1. 3 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成するSPDSを設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ伝送装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し多様性を確保するとともに、専用の電力保安信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を図6に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等時においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、原子炉建屋と緊急時対策所建屋間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し、有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p>	<p>4. 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送サーバで構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、SPDSデータ収集サーバからデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し多様性を確保するとともに、専用の電力保安信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第6図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるSPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建物間の有線系回線2回線は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建物間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な外観点検及び機能・性能試験により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</li> <li>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</li> <li>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、統合原子力防災ネットワーク、電力保安信用回線及び通信事業者回線を使用しERSS及び本社へ伝送する</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、有線系回線を異なるルートで2回線有する</li> <li>・記載表現の相違 【東海第二】 島根2号炉は、保守管理について記載</li> </ul>



第6回 安全パトローニタ奉公システム(SPDTS)及び電子伝達詳説備の概要

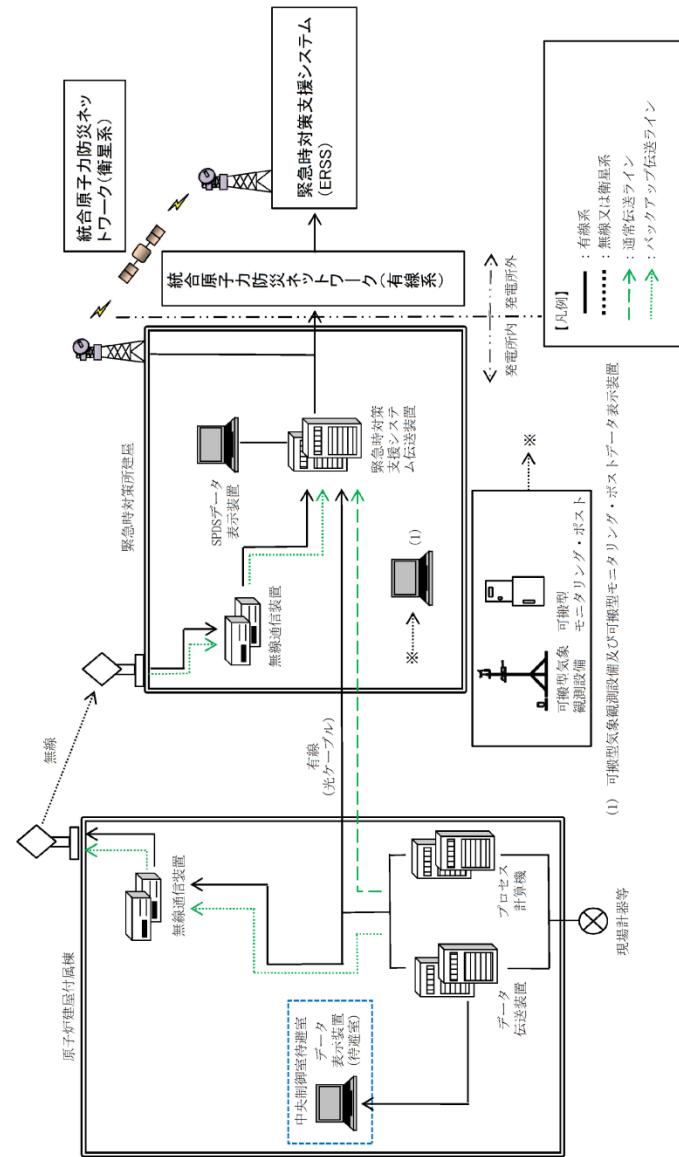
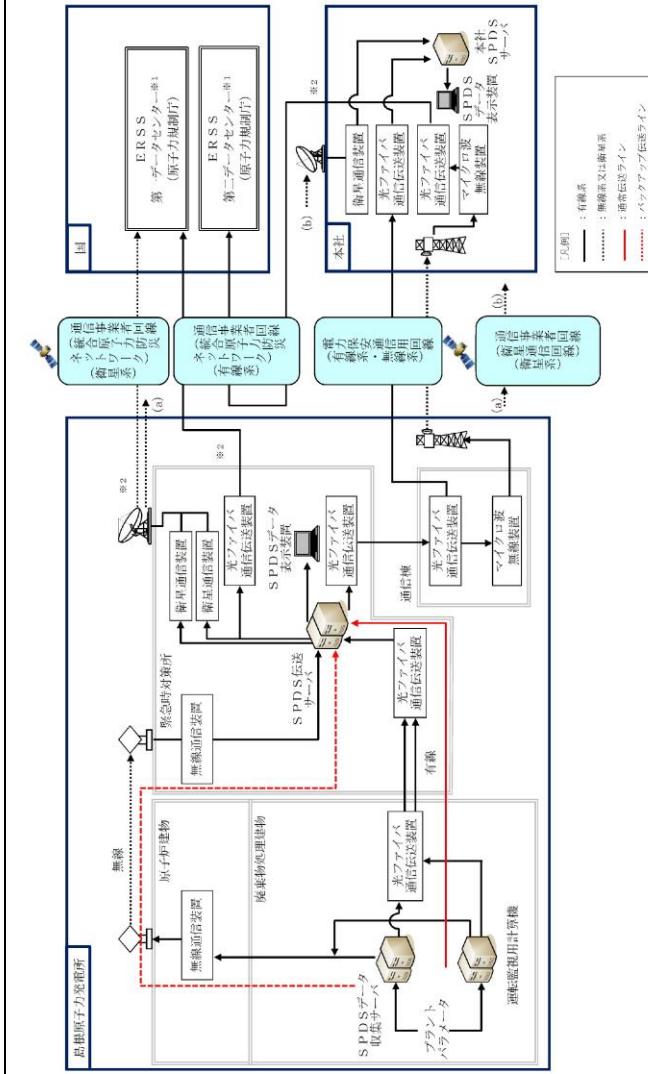


図 6 S P D S 及びデータ伝送設備の概要



第6回 実力、資源一々充てん（SDS）が、（二）実証的の地図  
※2：通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。

- ・設備の相違

【柏崎 6/7】

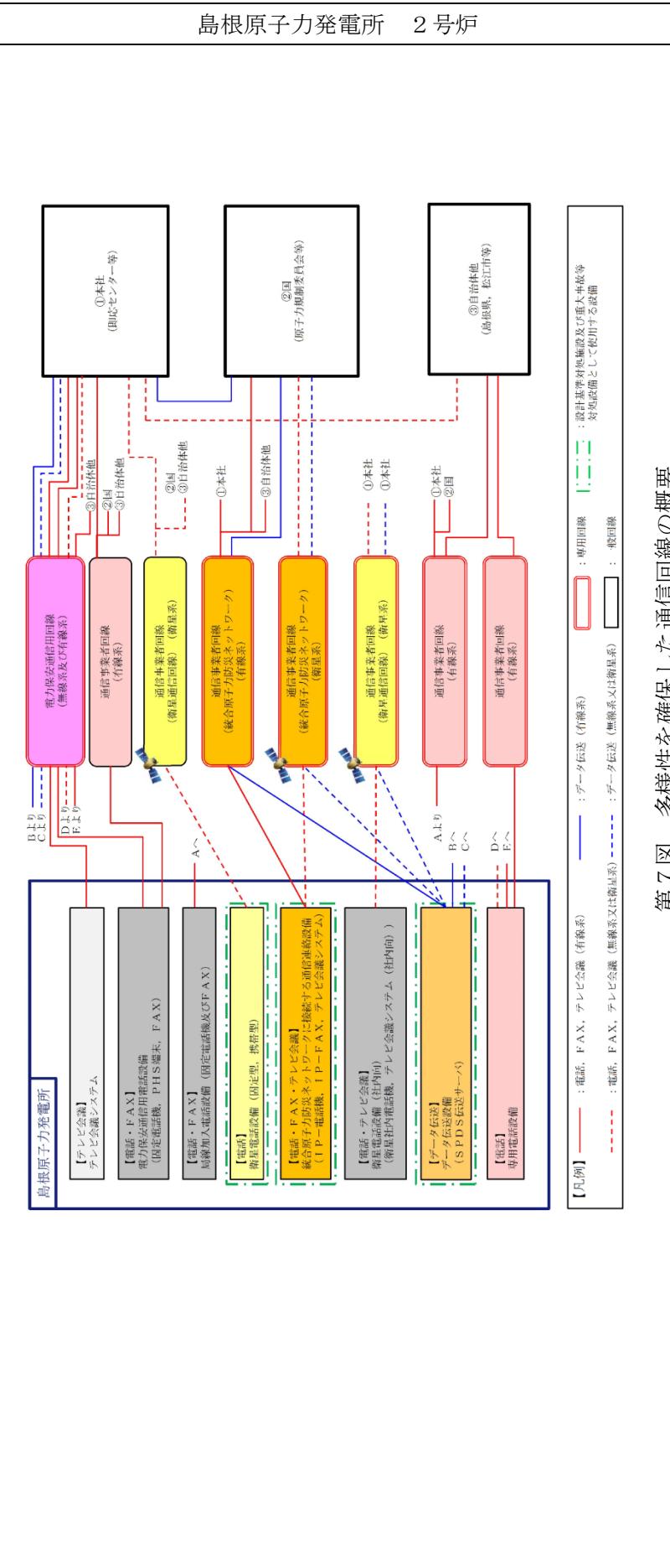
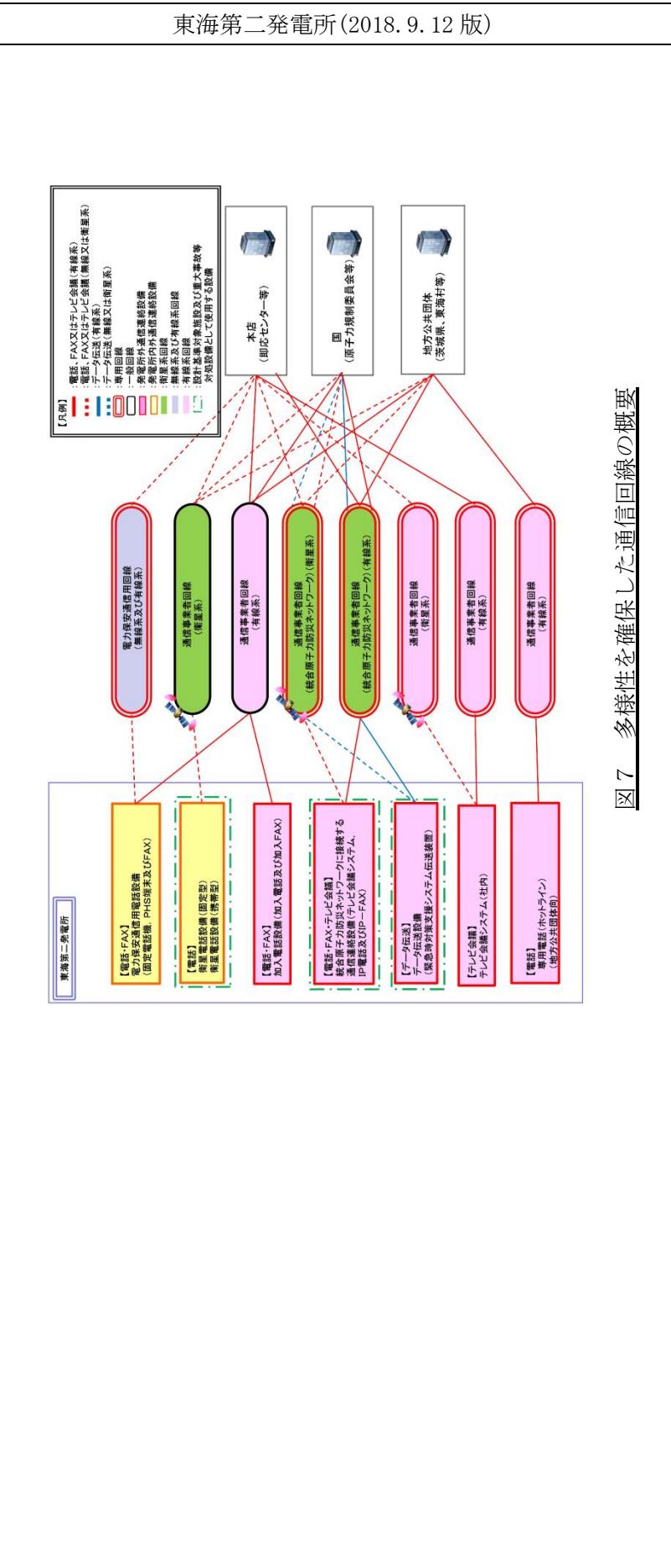
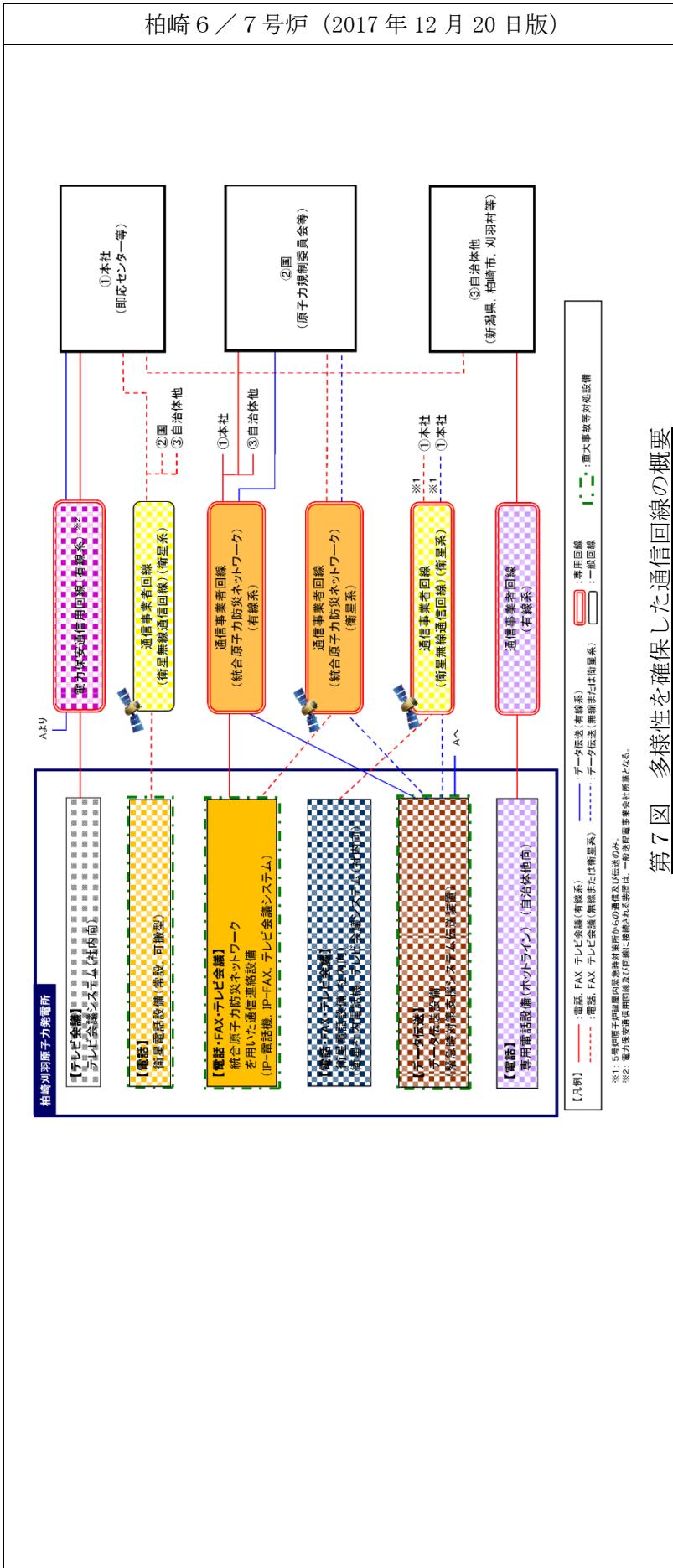
※1は⑯の相違、※5は⑰の相違

  - ・設備の相違

【柏崎 6/7、東海第二】

設備構成の相違

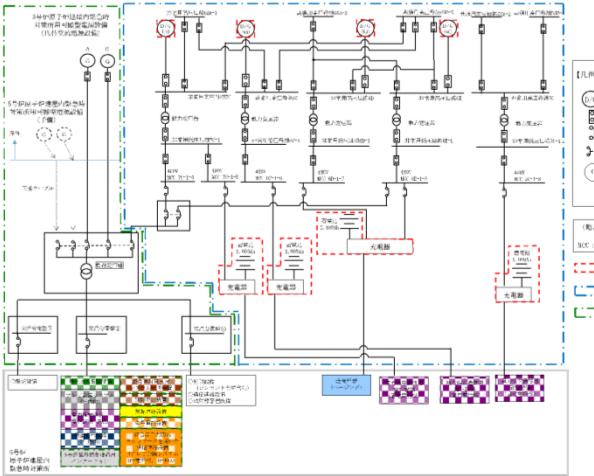
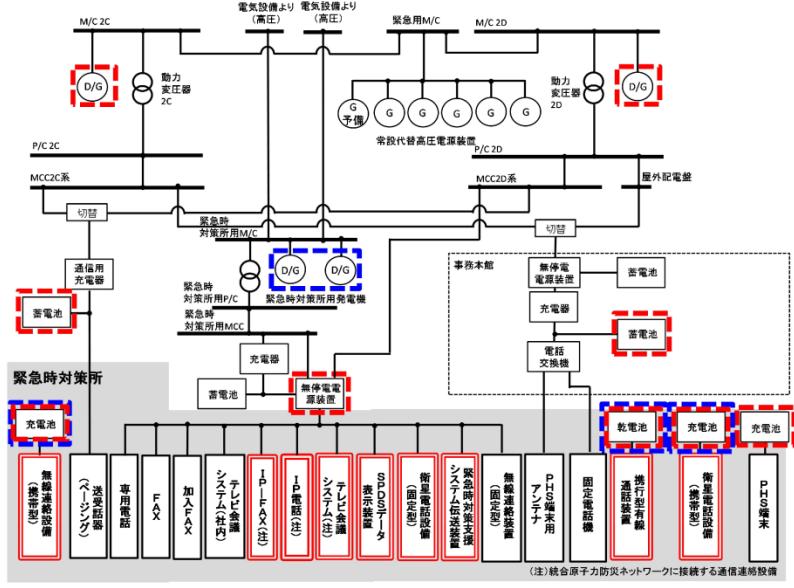
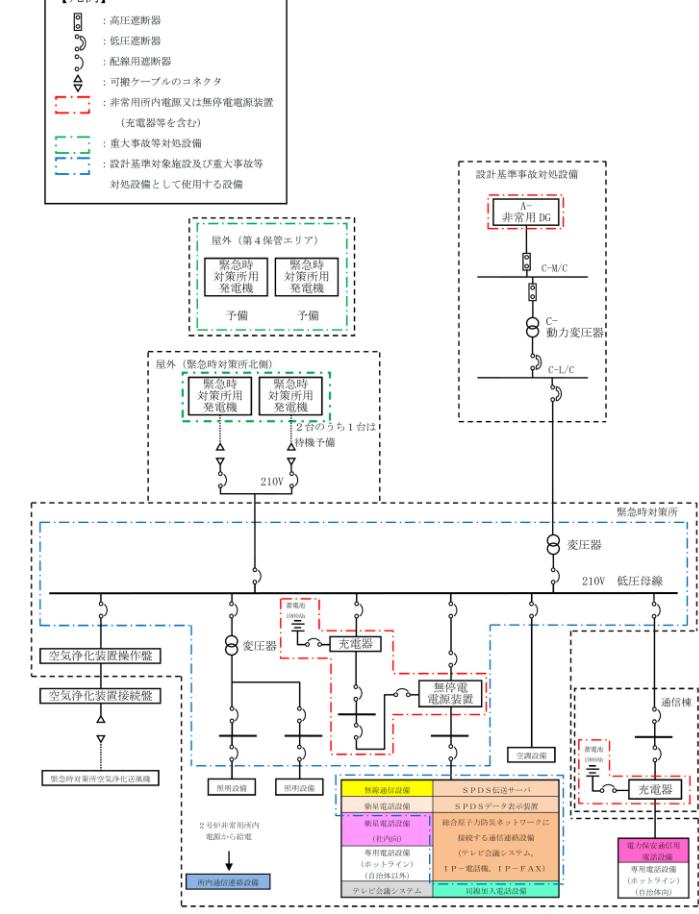
柏崎 6／7 号炉 (2017年 12月 20日版)		東海第二発電所(2018.9.12 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考		
添付資料 1.19.6 多様性を確保した通信回線		2. 多様性を確保した通信回線 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。主要設備ごとに接続する通信回線種別を第2表に記載するとともに、概要を第7図に示す。		添付資料 1.19.6 多様性を確保した通信回線		・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、無線系回線も使用する		
通信回線種別		主要設備 機能 専用 通信の制限 <sup>※1</sup>		通信回線種別		通信回線種別		
電力保安 通信用回線 <sup>※2</sup>	有線系回線 (光ファイバ)	テレビ会議システム (社内向) データ伝送設備	テレビ会議 データ伝送	○ ○	電力保安 通信用回線 (マイクロ波回線)	固定電話機, P H S 端末 F A X	電話 ○ ○	主要設備 機能 専用 通信の制限 <sup>※1</sup>
	衛星系回線	衛星電話設備 衛星系回線 データ伝送設備	電話 データ伝送	— ○	有線系回線 (災害時優先契約あり) 有線系回線 (災害時優先契約なし)	加入電話 加入 F A X 加入電話 加入 F A X	電話 — ○ F A X — ×	データ伝送設備
	衛星系回線	衛星電話設備 (社内向) 衛星社内電話機	データ伝送	○ ○	有線系回線	テレビ会議システム (社内)	テレビ会議 ○ ○	SP D S 伝送サーバ
	有線系回線	専用電話設備 (ホットライン) (自治体向)	電話	○ ○	衛星系回線	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)	電話 — ○	データ伝送サーバ
	通信事業者 回線	有線系回線 (光ファイバ) 統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備	IP-電話機 IP-FAX テレビ会議システム	○ ○ ○	通信事業者 回線	専用電話設備 (ホットライン)(地方公共 団体向)	電話 ○ ○	SP D S 伝送サーバ
	通信事業者 回線 (統合原子力 防災ネット ワーク)	衛星系回線	IP-電話機 IP-FAX テレビ会議システム	○ ○ ○	有線系回線 (光ファイバ)	I P 電話 I P - F A X テレビ会議システム I P 電話 I P - F A X テレビ会議システム	電話 ○ ○ ○ ○ ○	データ伝送設備
	有線系回線 (光ファイバ)	データ伝送設備	緊急時対策支援 システム伝送装置	データ伝送	衛星系回線	データ伝送設備	データ伝送 ○ ○	SP D S 伝送サーバ
	衛星系回線				有線系回線 (光ファイバ)	データ伝送 設備	データ伝送 ○ ○	データ伝送 ○ ○
※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定 ※2：電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業会社所掌となる。		※1：加入電話設備にも接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定		※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定 ※2：局線加入電話設備にも接続されており、発電所外への連絡も可能		※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定 ※2：局線加入電話設備にも接続されており、発電所外への連絡も可能		
【凡例】・専用 ○：専用回線 —：非専用回線 ・輻輳 ○：制限なし ○：制限のおそれがある		【凡例】・専用 ○：専用回線（帯域専有を含む） —：非専用回線 ・通信の制限 ○：制限なし ○：制限のおそれがある ×：制限のおそれがある		【凡例】・専用 ○：専用回線 —：非専用回線 ・輻輳 ○：制限なし ○：制限のおそれがない ×：制限のおそれがある		【凡例】・専用 ○：専用回線 —：非専用回線 ・輻輳 ○：制限なし ○：制限のおそれがない ×：制限のおそれがある		



備の相違  
崎 6/7】  
，※2は⑯の相違  
備の相違  
海第二】  
，⑦の相違  
備の相違  
崎 6/7，東海第二】  
，⑭の相違

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>1. 6号及び7号炉中央制御室</p> <p>6号及び7号炉中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、6号及び7号炉中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である第一ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。概要を第8図及び第9図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第3表、第4表及び第5表に示す。</p> <p>第8図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成（6号炉）</p>	<p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>3. 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）から給電できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備の通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む）から給電できる。単線結線図を図8、図9に示し、接続電源の一覧を表2、表3、表4に記載する。</p> <p>図8 中央制御室における通信連絡設備の単線結線図</p>	<p>添付資料 1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>1. 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源である非常用ディーゼル発電機又は充電器（蓄電池等を含む）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である高圧発電機車から受電可能な設計とする。概要を第8図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第3表、第4表及び第5表に示す。</p> <p>第8図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】       <ul style="list-style-type: none"> <li>⑯の相違</li> </ul> </li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7、東海第二】       <ul style="list-style-type: none"> <li>島根2号炉は、充電器（蓄電池等を含む）から供給する</li> <li>・設備の相違</li> </ul> </li> <li>【柏崎 6/7】       <ul style="list-style-type: none"> <li>⑯の相違</li> </ul> </li> </ul>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>第9図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成（7号炉）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑯の相違</li> </ul>

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を第10図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第3表、第4表及び第5表に示す。</p>  <p>第10図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）</li> <li>□ : 代替電源設備</li> <li>■ : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する通信連絡設備</li> </ul> <p>（注）統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p>	<p>2. 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。概要を第9図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第3表、第4表及び第5表に示す。</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 高圧遮断器</li> <li>□ : 低圧遮断器</li> <li>△ : 配線用遮断器</li> <li>◆ : 可搬ケーブルのコネクタ</li> <li>■ : 非常用所内電源又は無停電電源装置（充電器等を含む。）</li> <li>■ : 重大事故等対処設備</li> <li>■ : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備</li> </ul> <p>（注）緊急時対策所北側</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑯の相違</p>	

第3表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備（その1）

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等	代替電源設備
送受話器 (警報装置を含む。)	携帯型音声呼出電話設備 ハンドセッタ、スピーカ	6号及び7号炉 中央制御室 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 6号及び7号炉 中央制御室	乾電池 <sup>*1</sup> 非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）	6号及び7号炉 中央制御室 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	第一 GTG <sup>*2</sup> 常設代替交流電源設備 電源車（可搬型代替交流電源設備） 第一 GTG <sup>*2</sup> 常設代替交流電源設備 電源車（可搬型代替交流電源設備） 可搬型電源設備 <sup>*3</sup> (代替交流電源設備)
発電所内	無線連絡設備（可搬型）	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 6号及び7号炉 中央制御室 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 6号及び7号炉 中央制御室	可搬型電源設備 <sup>*3</sup> (代替交流電源設備) 第一 GTG <sup>*2</sup> 常設代替交流電源設備 電源車（可搬型代替交流電源設備） 可搬型電源設備 <sup>*3</sup> (代替交流電源設備)
電力保安通信用電話設備	PHS端末	光電式電池（本体内蔵） <sup>*4</sup> 充電器（蓄電池）	第一 GTG <sup>*2</sup> 常設代替交流電源設備 電源車（可搬型代替交流電源設備） 可搬型電源設備 <sup>*3</sup> (代替交流電源設備)
FAX		光電式電池（本体内蔵） <sup>*4</sup> 充電器（蓄電池）	第一 GTG <sup>*2</sup> 常設代替交流電源設備 電源車（可搬型代替交流電源設備） 可搬型電源設備 <sup>*3</sup> (代替交流電源設備)

※1 乾電池により約1日間の連続通話が可能。また、必要な予備の発電池を保有し、予備の発電池と交換することにより7日間以上連続しての通話が可能。  
 ※2 GTG：ガスタービン発電機  
 ※3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備  
 ※4 光電式電池により約12時間の連続通話が可能。また、ほかの端末若しくは予備の光電式電池と交換することにより7日間以上連続しての通話が可能。  
 使用後の光電式電池は代替電源設備にて充電可能。  
 ※5 光電式電池は代替電源設備にて充電可能。

表2 通信連絡設備（発電所内用）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源 又は無停電電源等	代替電源設備
携行型有線通話装置	携行型有線通話装置	中央制御室 乾電池 <sup>*1</sup> (乾電池)	
送受話器 (ペーパーイング) (警報装置を含む。)	送話器 (ペーパーイング) (警報装置を含む。)	中央制御室 非常用ディーゼル発電機 蓄電池	常設代替高压電源装置 可搬型代替高压電源車
S P D S	無線通話装置（固定型）	緊急時対策所 中央制御室 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	常設代替高压電源装置 可搬型代替高压電源車
発電所内	無線連絡設備	緊急時対策所 中央制御室 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機  (乾電池)
	無線通話装置（携帯型）	緊急時対策所 充電池 <sup>*2</sup> (乾電池)	
	データ伝送装置 ム伝送装置 S P D Sデータ表示装置	中央制御室 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	常設代替高压電源装置 可搬型代替高压電源車 緊急時対策所用発電機

※1：乾電池により約12時間の連続通話が可能。また、必要な予備の発電池を保有し、予備の発電池と交換することにより7日間以上連続しての通話が可能。  
 ※2：光電式電池により約14時間の連続通話が可能。また、他の端末若しくは予備の光電式電池と交換することにより7日間以上連続しての通話が可能。

□：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備 □：重大事故等対処設備

第3表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等	代替電源設備
有線式通信設備 (警報装置を含む。)	有線式通信機 ハンドセットステーション、スピーカ	中央制御室 乾電池 <sup>*1</sup> 緊急時対策所	ガスターイン発電機 高压発電機車 (乾電池)
発電所内	無線通信設備（固定型）	中央制御室 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	ガスターイン発電機 高压発電機車 緊急時対策所用発電機
	無線通信設備（携帯型）	緊急時対策所 充電式電池 <sup>*2</sup> (充電式電池)	緊急時対策所用発電機 (充電式電池)

※1：乾電池により約4日間の連続通話が可能。また、必要な予備の乾電池を保有し、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能。  
 ※2：充電式電池により約10時間の連続通話が可能。また、別の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上連続しての通話が可能。

□：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備

・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉の乾電池 は消耗品であり、軽油 等と同様に運用で配備 するものであることか ら重大事故等対処設備 としない、島根2号炉 は、安全パラメータ表 示システム（S P D S）を第4表に記載， ④の相違 ・記載の適正化 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、設計 基準対処施設及び重大 事故等対処設備ではない 設備についても重大 事故等対処設備の電源 を囲っている（以下， ⑩の相違），設備の通 話時間の相違（以下， ⑪の相違），⑯の相違
--

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考										
<p>第3表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備（その2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信種別</th> <th rowspan="2">主要施設</th> <th colspan="2">非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等</th> <th rowspan="2">代替電源設備</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋屋外</th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所内</td> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン インターネット</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>可搬型電源設備<sup>※1</sup> (代替交流電源設備)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</p> <p>■：重大事故等対応設備</p>	通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等		代替電源設備	5号炉原子炉建屋屋外	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室	発電所内	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン インターネット	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室	非常用ディーゼル発電機	可搬型電源設備 <sup>※1</sup> (代替交流電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>
通信種別			主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等		代替電源設備							
	5号炉原子炉建屋屋外	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室											
発電所内	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン インターネット	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉中央制御室	非常用ディーゼル発電機	可搬型電源設備 <sup>※1</sup> (代替交流電源設備)									

第4表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電电源装置 又は搬型代替交流電源設備	代替電源設備
安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送装置	6号炉 プロセス計算機室 7号炉 プロセス計算機室	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置 非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）
データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置	免震重要棟	第一GTG <sup>※1</sup> （常設代替交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
発電所内外	SPDS表示装置	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	—
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）	6号及CS7号炉 中央制御室	可搬型電源設備 <sup>※2</sup> （常設代替交流電源設備）
衛星電話設備	衛星電話設備（可搬型）	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	第一GTG <sup>※1</sup> （常設代替交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1 GTG：ガスタービン発電機。

※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。

※3 充電式電池により約4時間の通話が可能。また、ほがの端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の充電池は代替電源設備にて充電可能。

※4 充電式電池は代替電源設備にて充電可能。

※5 使用後の充電式電池は代替電源設備にて充電可能。

※6 充電式電池により約7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の充電池は代替電源設備にて充電可能。

表3 通信連絡設備（発電所内用及び発電所外用）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電电源装置 又は搬型代替交流電源設備	代替電源設備
電力保安通信用電話設備	固定電話機	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 蓄電池
P HS端末	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 充電池	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
FAX	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
衛星電話設備（固定型）	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
テレビ会議システム（社内）	テレビ会議システム（社内）	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
テレビ会議システム（社外）	（先電池）	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車
衛星電話設備	（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	常設代替高圧電源車 可搬型代替高圧電源車

※1：充電池により約4時間の連続通話が可能。また、他の端末もしくは予備の充電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の充電池は代替電源設備にて充電可能。

※2：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備

※3：重大事故等対処設備

東海第二発電所(2018.9.12版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

・設備の相違

【柏崎 6/7】

⑥の相違

・設備の相違

【東海第二】

島根 2号炉は、テレビ会議システムを第5表に記載

【柏崎 6/7、東海第二】

⑯、⑳、㉑の相違

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電电源装置等 又は搬型代替交流電源設備	代替電源設備
電力保安通信用電話設備	固定電話機	非常用ディーゼル発電機 蓄電池	ガスタービン発電機 高圧発電機車
P HS端末	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車 緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
FAX	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
S P D Sデータ収集サーバ、S P D S伝送サーバ	計算機室	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
データ伝送設備	S P D S表示装置	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
衛星電話設備	（蓄電池）	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電电源装置等 又は搬型代替交流電源設備	代替電源設備
電力保安通信用電話設備	固定電話機	非常用ディーゼル発電機 蓄電池	ガスタービン発電機 高圧発電機車
P HS端末	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
FAX	中央制御室 緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 充電器（蓄電池）	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
S P D Sデータ収集サーバ、S P D S伝送サーバ	計算機室	非常用ディーゼル発電機 無停電电源装置	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
データ伝送設備	S P D S表示装置	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車
衛星電話設備	（蓄電池）	緊急時対策所	緊急時対策所用発電機 ガスタービン発電機 高圧発電機車

※1：充電式電池により約6時間の通話が可能。また、別の端末又は予備の光電式電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の光電式電池は代替電源設備にて充電可能。

※2：充電式電池により約7日間以上継続しての通話が可能。また、別の端末又は予備の光電式電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の光電式電池は代替電源設備にて充電可能。

※3：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

※4：重大事故等対処設備

第5表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等	代替電源設備
発電所外	テレビ会議システム (有線系、衛星系 共用)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	IP-電話機 (有線系、衛星系)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	IP-FAX (有線系、衛星系)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	専用電話設備 (ホットライン)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 乾電池※1	手動充電、乾電池（予備）
	専用電話設備 (自治体他向)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	テレビ会議システム (社内向)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	テレビ会議システム (社内向)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	衛星社内電話機	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 可搬型電源設備※2 (代替交流電源設備)
	専用電話設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等
	テレホンボックス	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	代替電源設備

※1 乾電池により 10 日間以上の連続通話が可能。また、手動充電又は予備の乾電池と交換することにより通話時間を延長可能。

※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備

□：重大事故等対処設備

表4 通信連絡設備（発電所外用）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源 又は無停電電源装置等	代替電源設備
発電所外	IP電話機 (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	IP-FAX (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	IP-FAX (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	加入電話	緊急時対策所 通信事業者回線からの給電 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	加入FAX	緊急時対策所 通信事業者回線からの給電 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	緊急時対策支援システム ム伝送装置	（通信事業者回線からの給電）
	データ伝送設備	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	専用電話設備	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）

□：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備

□：重大事故等対処設備

第5表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要施設	非常用所内電源設備 又は無停電電源装置等	代替電源設備
発電所外	IP電話機 (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	IP-FAX (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	IP-FAX (有線系、衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	固定電話機	中央制御室 緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	FAX	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 ガスバーナー発電機 高圧空気压缩機	（通信事業者回線からの給電）
	専用電話設備 (ホットライン)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	テレビ会議システム (社内向)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）
	衛星社内電話機	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	衛星社内電話機	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	（通信事業者回線からの給電）

□：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

□：重大事故等対処設備

島根原子力発電所 2号炉

備考

- ・設備の相違

## 【柏崎 6/7】

- ⑥の相違

- ・設備の相違

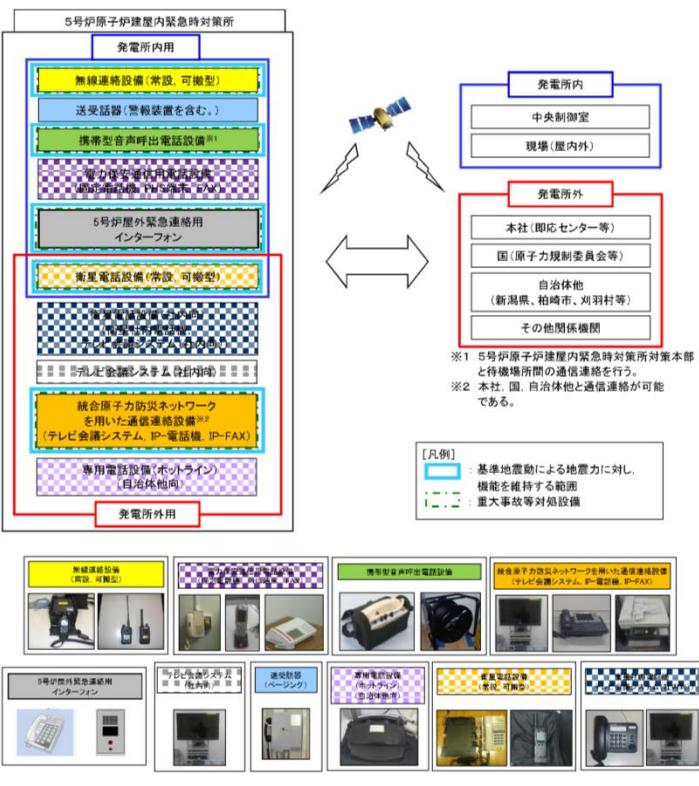
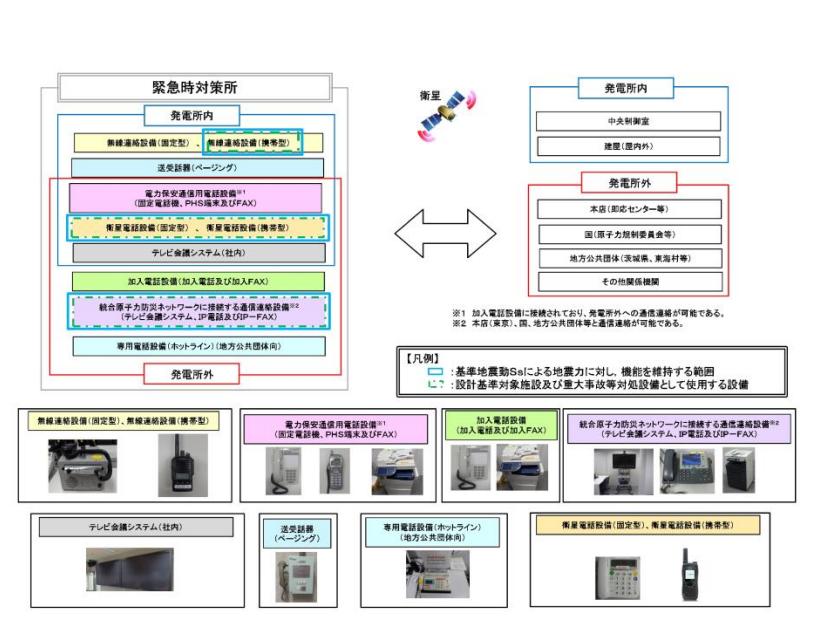
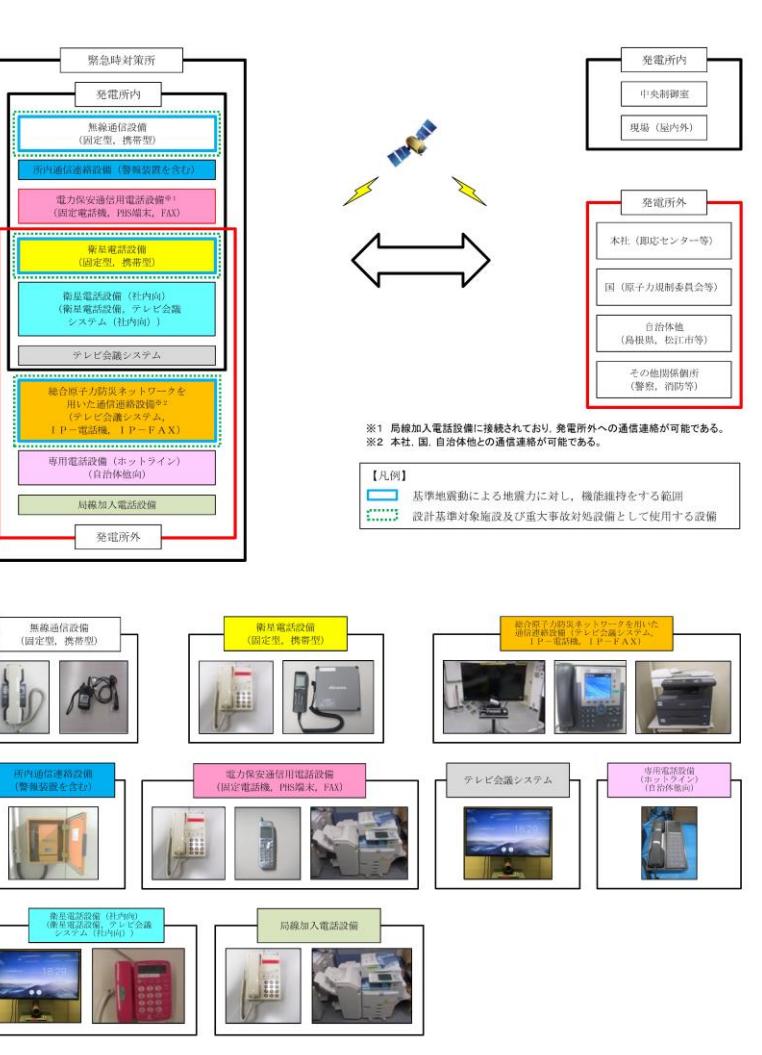
## 【東海第二】

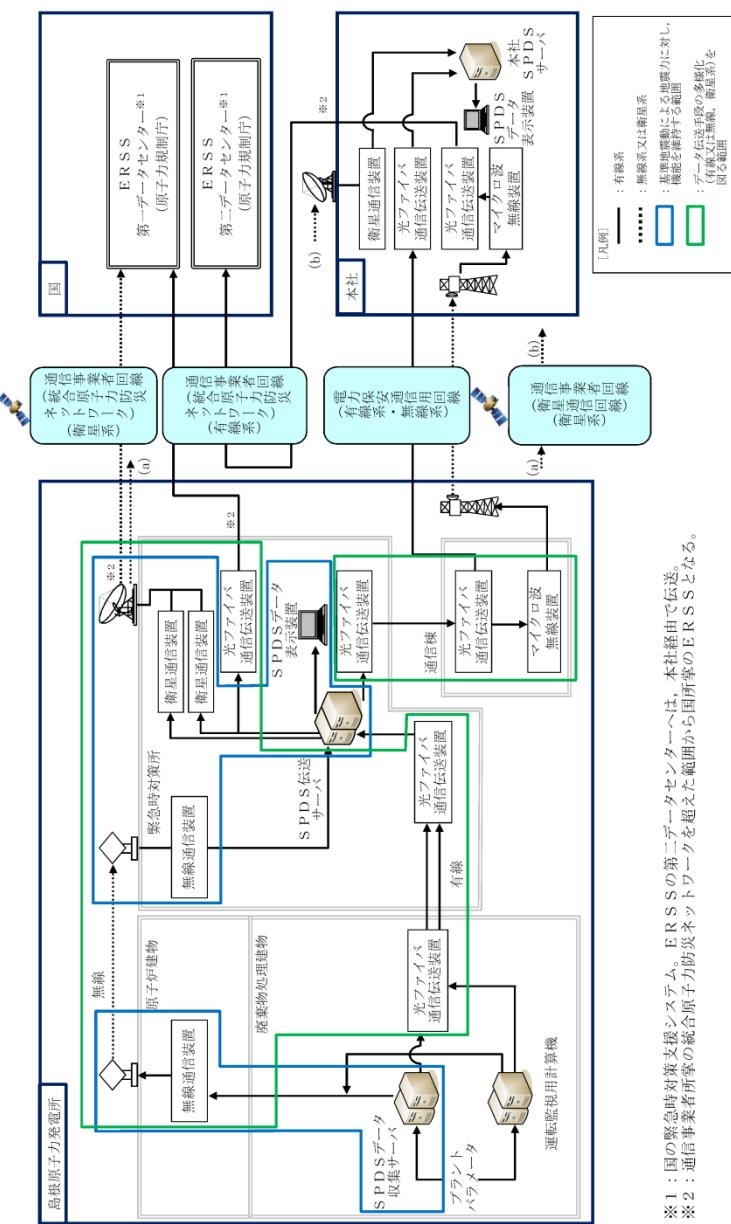
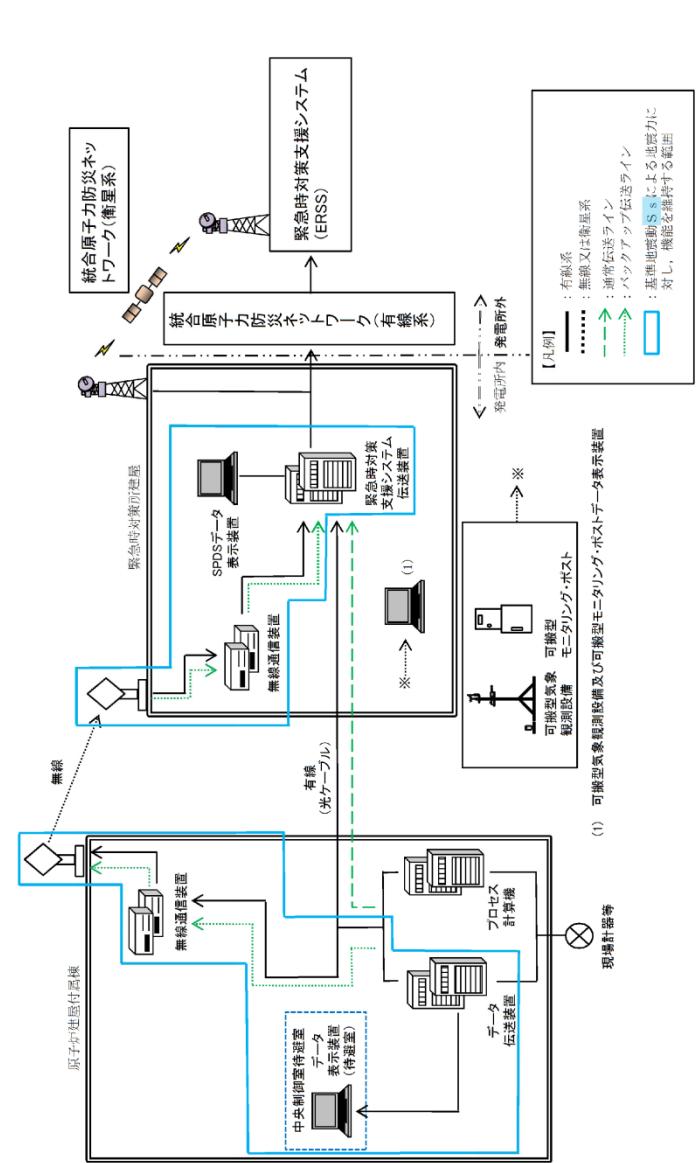
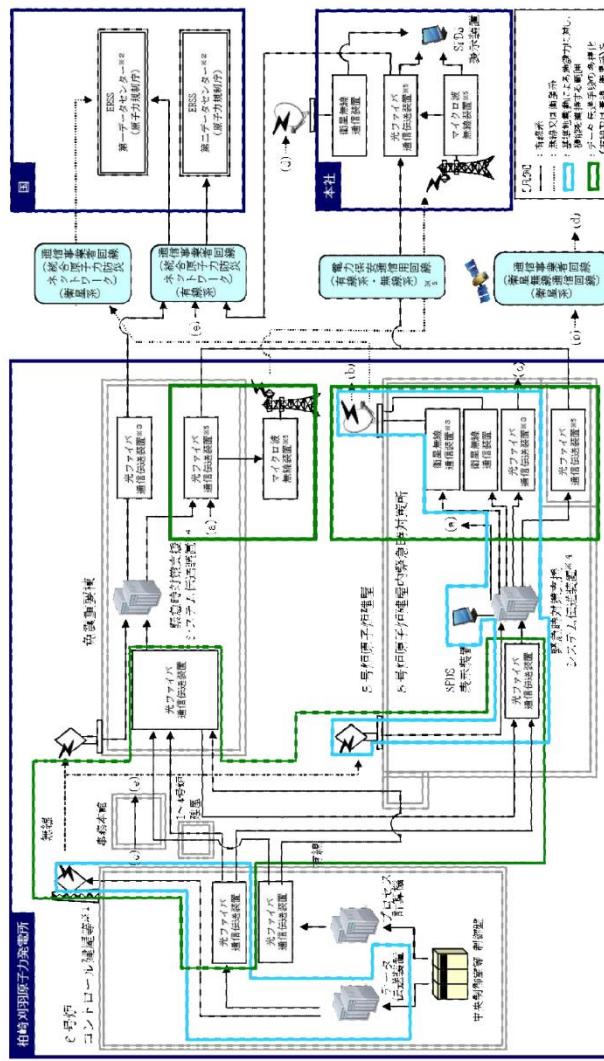
島根 2号炉は、データ伝送設備を第4表に記載、⑦の相違

## 【柏崎 6/7、東海第二】

- ⑯、⑳の相違

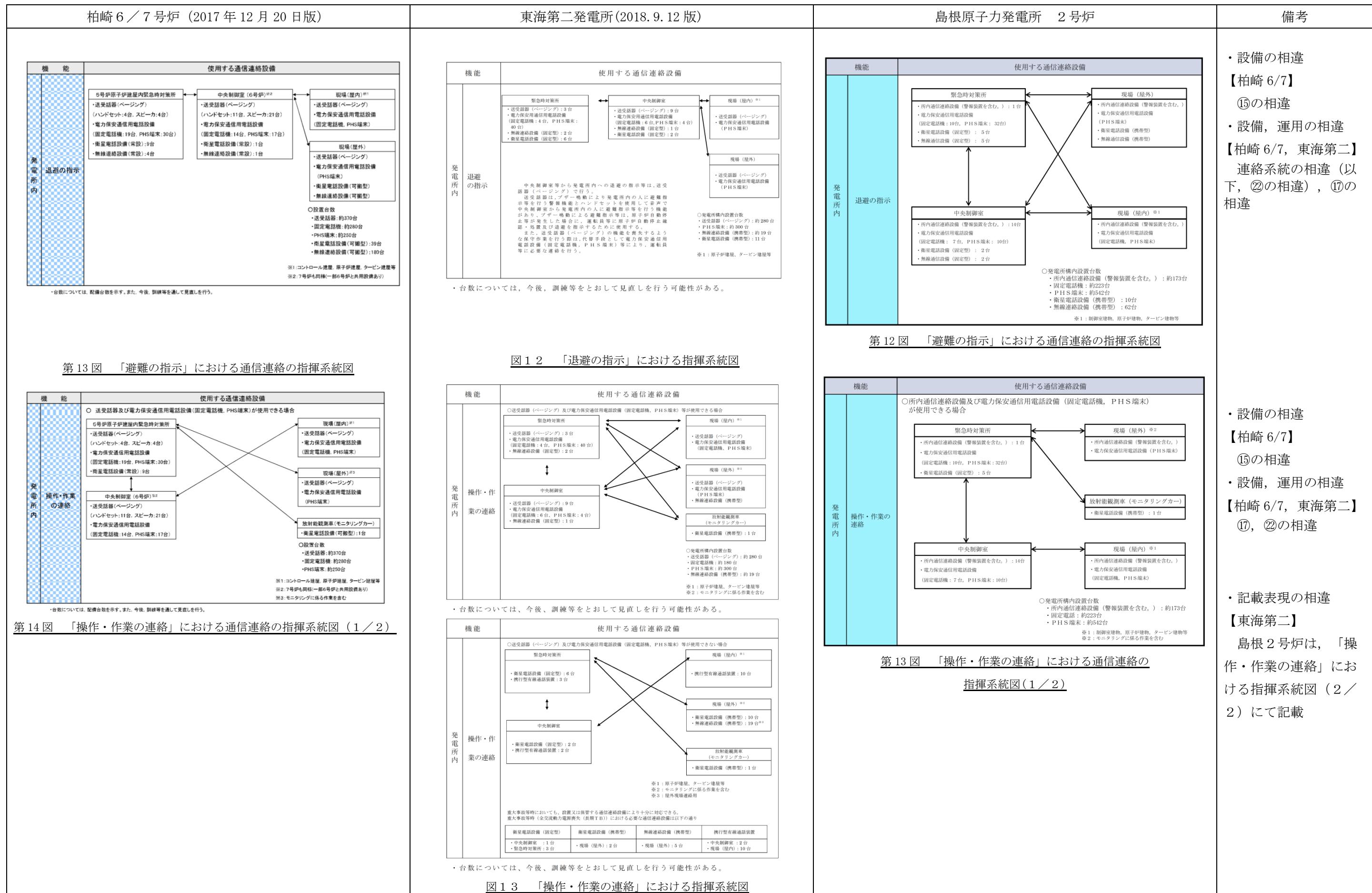
柏崎 6／7号炉（2017年12月20日版）	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付資料 1.19.8</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の通信連絡設備に係る耐震措置について</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを転送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>概要を第11図及び第12図に示す。（SPDS表示装置については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。）</p>	<p>4. 緊急時対策所に設置する通信設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震設計</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所における通信設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すことなく、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震措置の概要を図10、11に示す。（SPDSデータ表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>	<p>添付資料 1.19.8</p> <p><u>緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</u></p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建物間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>概要を第10図及び第11図に示す。（SPDSデータ表示装置については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、転倒防止及び加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能維持を図る</li> <li>・記載表現の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有線系回線についても記載</li> </ul>

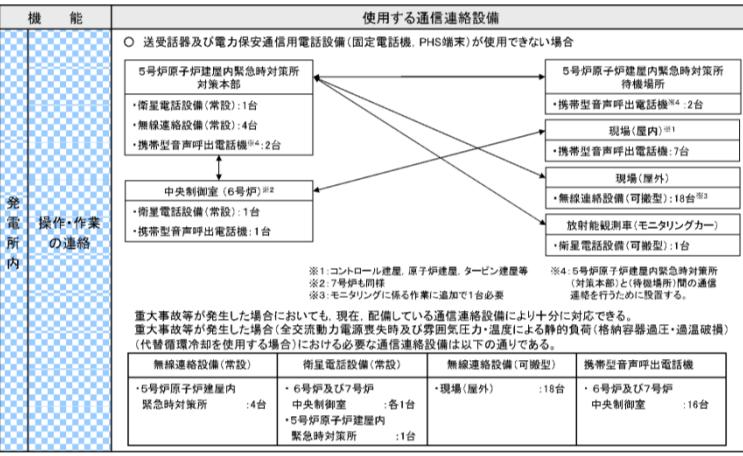
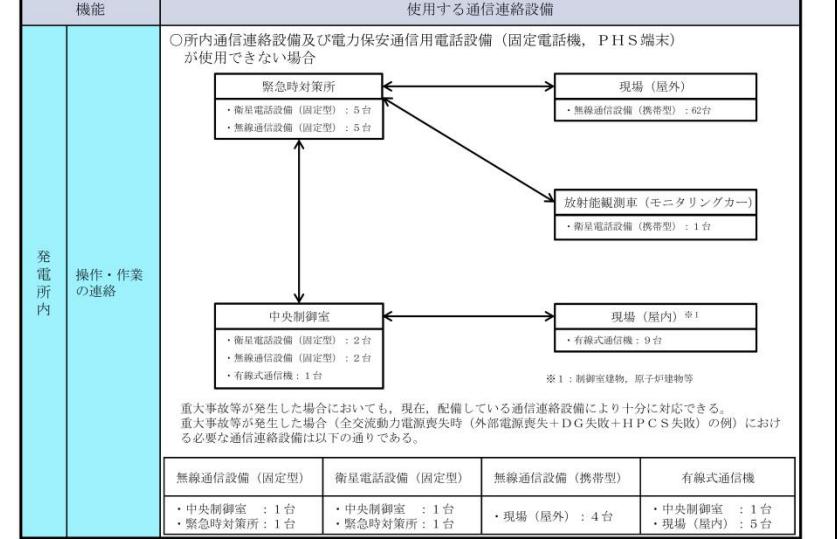
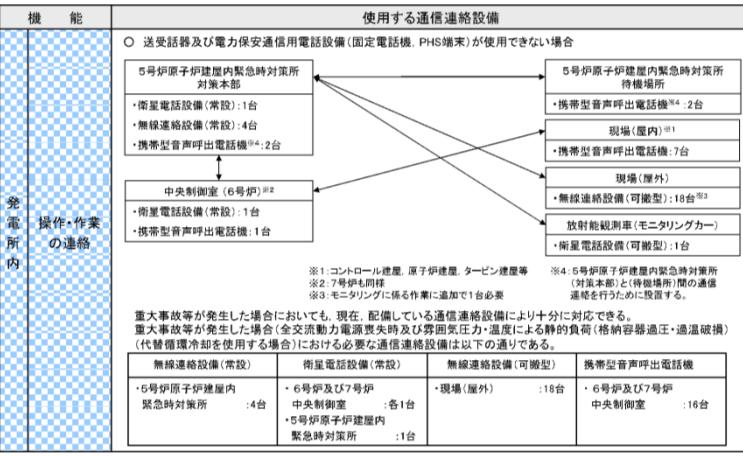
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
 <p>第 11 図 5 号炉原子炉建物屋内緊急時対策所の通信連絡設備に関する耐震措置の概要</p>	 <p>図 10 緊急時対策所の通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）に関する耐震措置の概要</p>	 <p>第10図 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b> ①, ⑥, ⑨, ⑪の相違</p> <p><b>【東海第二】</b> ④, ⑦の相違</p>

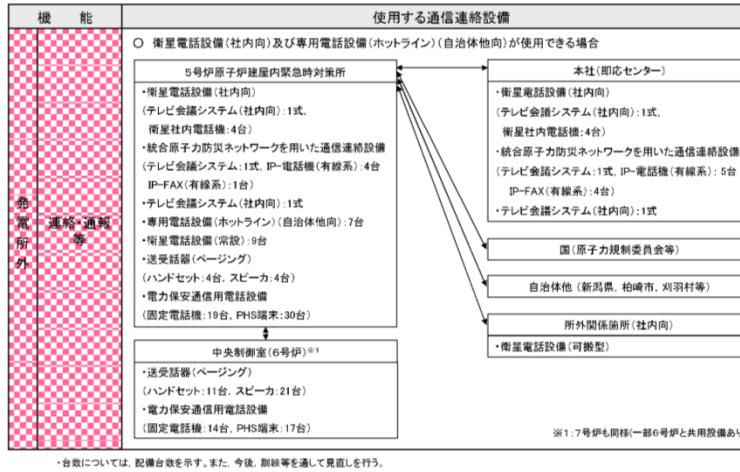


- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7】  
※1 は⑯の相違、※5 は⑰の相違
- ・設備の相違
- 【東海第二】  
⑤の相違
- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7, 東海第二】  
設備構成の相違

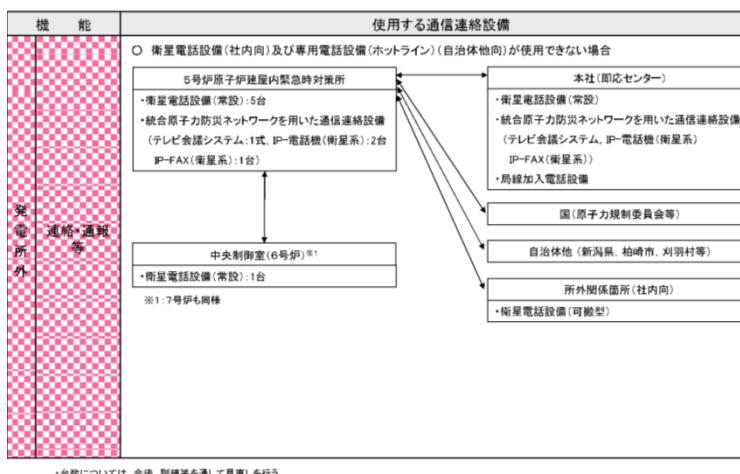
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>添付資料 1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」、「操作・作業の連絡」及び「<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>」、発電所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を第13図、第14図、第15図、<u>第16図</u>、第17図及び第18図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（自治体その他関係機関）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を配備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>5. 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「避難の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統図を図12、図13、図14に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（<u>地方公共団体</u>、その他関係機関等）に、よりすみやかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合もすみやかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<p>添付資料 1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を第12図、第13図、第14図、<u>第15図</u>及び<u>第16図</u>に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（<u>自治体</u>、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①の相違</li> </ul>



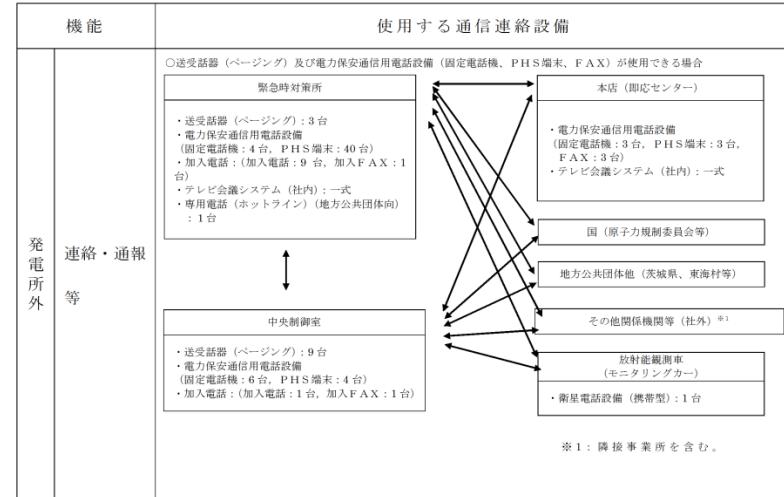
<p>柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)</p>  <p>第 15 図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統 (2/2)</p>	<p>東海第二発電所(2018.9.12 版)</p> 	<p>島根原子力発電所 2 号炉</p>  <p>第 14 図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑯の相違</li> <li>・設備、運用の相違</li> <li>【柏崎 6/7、東海第二】</li> <li>重大事故等は「添付資料 1. 19. 10」から引用、⑪、⑯、㉑の相違</li> </ul>
 <p>第 16 図 「5号炉屋外緊急連絡用インターフォン」における通信連絡の指揮系統図</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>①の相違</li> </ul>



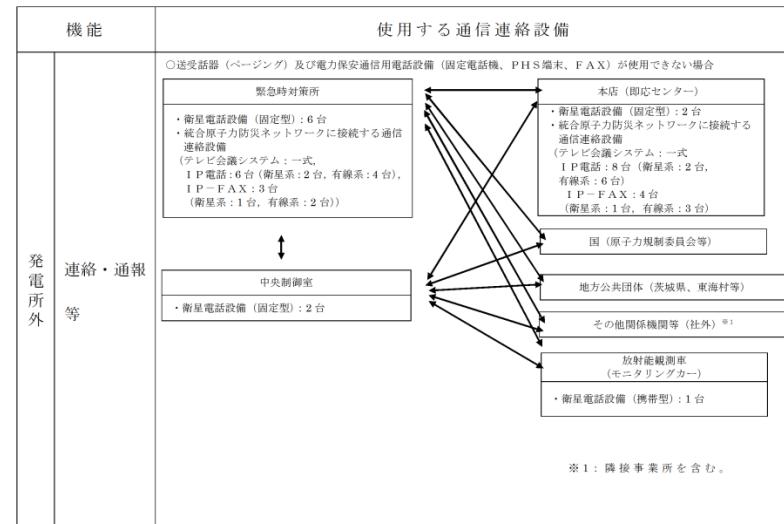
第17図 「連絡・通報の連絡」における通信連絡の指揮系統図(1/2)



第18図 「連絡・通報の連絡」における通信連絡の指揮系統図(2/2)

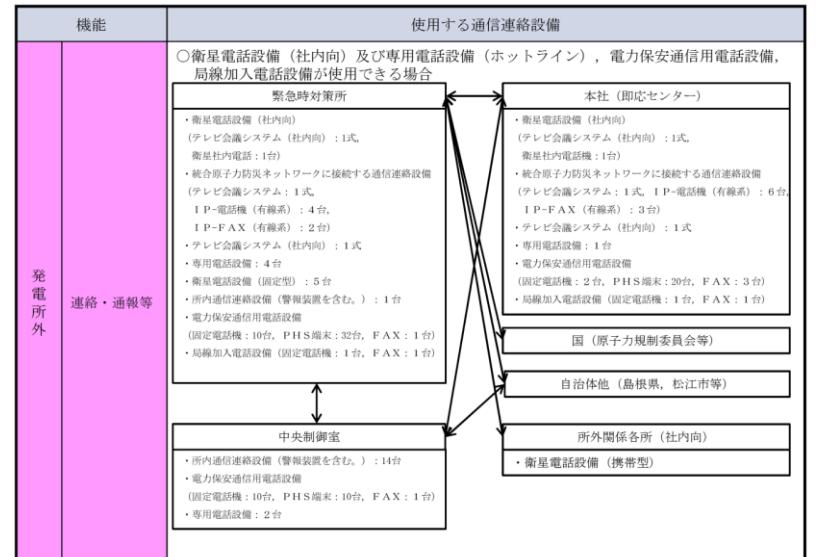


台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

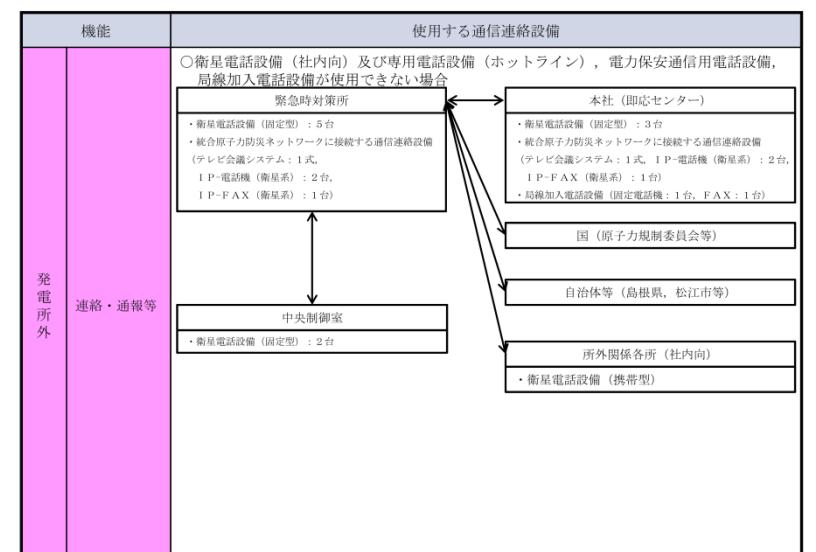


台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

図14 「連絡、通報等」における指揮系統図



第15図 「連絡、通報等」における通信連絡の指揮系統図(1/2)



第16図 「連絡、通報等」における通信連絡の指揮系統図(2/2)

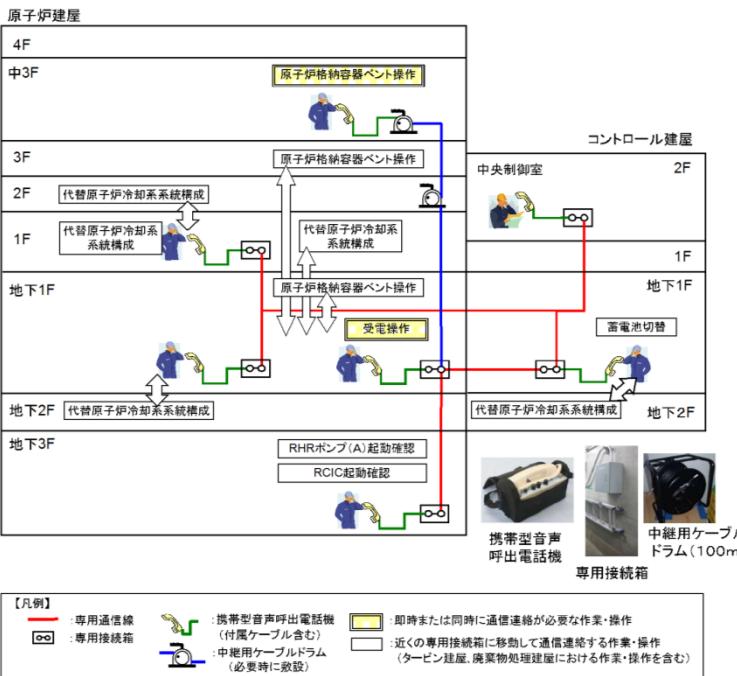
- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7】
- ⑥, ⑯の相違
- ・設備の相違
- 【東海第二】
- ⑦の相違
- ・設備、運用の相違
- 【柏崎 6/7, 東海第二】
- ⑫, ⑭, ⑯, ㉑の相違

- ・設備の相違
- 【柏崎 6/7】
- ⑯の相違
- ・設備、運用の相違
- 【柏崎 6/7, 東海第二】
- ㉑, ㉒の相違

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>添付資料 1.19.10 携帯型音声呼出電話設備等の使用方法及び使用場所</p> <p><u>中央制御室</u>に保管する<u>携帯型音声呼出電話設備</u>は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、6号及び7号炉中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、<u>携帯型音声呼出電話機</u>を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とする。</p>	<p>6. 携行型有線通話装置等の使用方法及び使用場所について</p> <p>通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の通信連絡設備を使用する。</p> <p>○<u>携行型有線通話装置</u></p> <p><u>中央制御室</u>に保管する<u>携行型有線通話装置</u>は、中央制御室と各現場（屋内）間に布設している専用通信線を用い、<u>携行型有線通話装置</u>を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを布設することにより<u>中央制御室</u>と各現場（屋内）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>なお、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置しており、溢水時においても使用できる。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とし、中央制御室及び現場（屋内）にて対応する災害対策要員は各自 1 台を携行し使用する。なお、屋外より合流する災害対策要員が使用的する携行型有線通話装置は、合流する運転員が中央制御室より携行する。</p> <p>○<u>衛星電話設備（固定型）</u></p> <p><u>中央制御室</u>及び緊急時対策所に設置する<u>衛星電話設備（固定型）</u>は、中央制御室と緊急時対策所間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また、屋外の災害対策要員は<u>衛星電話設備（携帯型）</u>を使用することにより緊急時対策所と現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とし、中央制御室と緊急時対策所間として各 1 台、緊急時対策所と現場（屋外）間として緊急時対策所に作業ごとに各 1 台使用する。</p> <p>○<u>衛星電話設備（携帯型）</u></p>	<p>添付資料 1.19.10 有線式通信設備等の使用方法及び使用場所</p> <p>通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の通信連絡設備を使用する。</p> <p>○<u>有線式通信設備</u></p> <p><u>中央制御室</u>付近の廃棄物処理建物に保管する<u>有線式通信設備</u>は、<u>中央制御室</u>と各現場（屋内）間に敷設している専用通信線を用い、<u>有線式通信機</u>を専用接続端子に接続するとともに、必要時に中継コードを敷設することにより<u>中央制御室</u>と各現場（屋内）間の必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、専用接続端子については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>有線式通信機の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、<u>現場（屋内）</u>にて対応する緊急時対策要員は各現場に 1 台を携行し使用する。なお、<u>有線式通信設備</u>は、廃棄物処理建物（中央制御室付近）の保管場所より緊急時対策要員が取り出し携行する。</p> <p>中継コードは、有効性評価で抽出された作業で使用する 100m 卷 3 台が必要であり、余裕を考慮した計 6 台を配備する。</p> <p>○<u>無線通信設備（固定型）</u></p> <p><u>中央制御室</u>及び緊急時対策所に設置する<u>無線通信設備（固定型）</u>は、中央制御室と緊急時対策所間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また、屋外の緊急時対策要員は<u>無線通信設備（携帯型）</u>を使用することにより緊急時対策所と現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、中央制御室と緊急時対策所間として各 1 台、緊急時対策所と現場（屋外）間として緊急時対策所に作業ごとに各 1 台使用する。</p> <p>○<u>無線連絡設備（携帯型）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化、設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、東海第二と同様に記載、各重要事故シーケンスで使用する設備は無線通信設備及び有線式通信設備である（以下、㉓の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>保管場所の相違、仕様の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、東海第二と同様に保管場所から携行し使用することを記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、操作場所毎に 1 台携行するため、各現場に 1 台を携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、中継コードの必要台数を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>㉓の相違</p>

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>携帯型音声呼出電話機を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、第 19 図に示す。また、各重大事故シーケンスで使用する携帯型音声呼出電話機を使用する通話場所の例を第 6 表に示す。</p>	<p>緊急時対策所に保管する衛星電話設備（携帯型）は、現場（屋外）と緊急時対策所間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とし、現場（屋外）と緊急時対策所間連絡用として屋外の災害対策要員の作業ごとに各 1 台を携行し使用する。</p> <p>○無線連絡設備（携帯型） 緊急時対策所に保管する無線連絡設備（携帯型）は、現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とし、現場（屋外）間連絡用として屋外の災害対策要員はツーマンルールであるため 2 名ごとに 1 台を携行し使用する。</p> <p>携行型有線通話装置を用いた通信連絡の概要及び衛星電話設備（固定型）等を用いた通信連絡の概要について、図 1.5 及び図 1.9 に示す。また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型有線通話装置を使用する通話場所の例を表 5、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型有線通話装置及び衛星電話設備等の台数を表 6、表 7 に示す。</p>	<p>緊急時対策所に保管する無線通信設備（携帯型）は、中央制御室又は緊急時対策所と現場（屋外）間、現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、現場（屋外）と緊急時対策所間連絡用として建物外の緊急時対策要員の作業ごとに各現場に 1 台を携行し使用する。</p> <p>有線式通信設備を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要及び無線通信設備等を用いた通信連絡の概要について、第 17 図及び第 18 図に示す。また、各重要事故シーケンスで使用する有線式通信設備の通話場所例を第 6 表、第 7 表、各重要事故シーケンスで使用する有線式通信設備及び無線通信設備等の台数を第 8 表、第 9 表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】 ②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【東海第二】 ②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】 ②の相違</p>

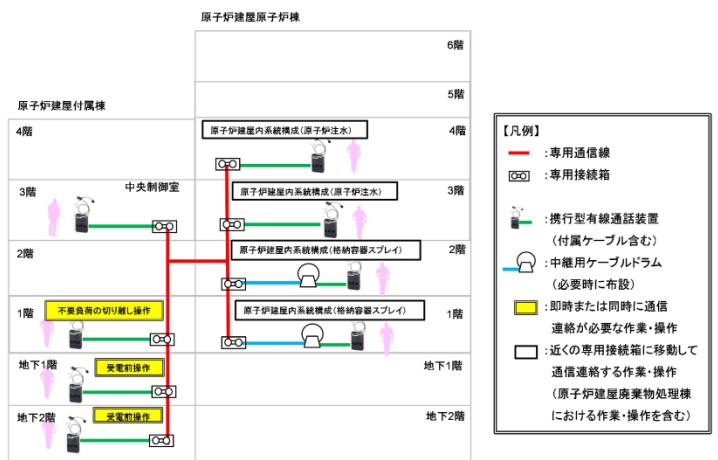
柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)



第 19 図 携帯型音声呼出電話機を用いた通信連絡の概要

(重大事故シーケンス 全交流動力電源喪失時 (7号炉) の例)

東海第二発電所(2018.9.12 版)

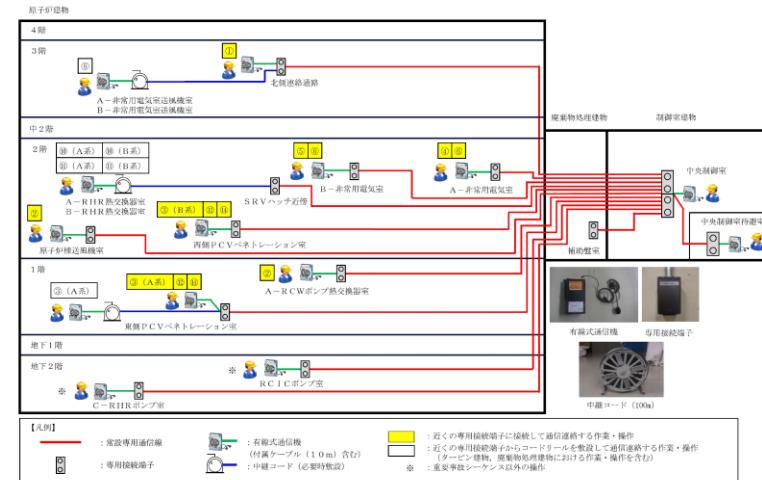


保管場所	操作	数量	中継用ケーブルドラム
中央制御室	原子炉建屋内各操作時の連絡手段	2	100m×1本
原子炉建屋付属棟地下 2階		1	50m×1本
原子炉建屋付属棟地下 1階		1	100m×2本
原子炉建屋付属棟 1階		1	100m×1本
原子炉建屋付属棟 4階	エンジニアリングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止	1	50m×1本
原子炉建屋付属棟屋上	耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	1	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟地下 2階	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)への系統構成他	2	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟地下 1階	原子炉水位の制御他	2	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟 1階	原子炉建屋内系統構成(格納容器スプレイ)他	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟 2階	原子炉建屋原子炉棟 3階	1	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟 4階	原子炉建屋内系統構成(原子炉注水)	3	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟 5階	原子炉建屋原子炉棟 4階	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟 6階	ほう酸注入系による原子炉注水他	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟 6階	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系を使用した使用済燃料ブルースプレイ他	1	100m×1本
原子炉建屋廃棄物処理棟 1階	可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電他	1	100m×1本
原子炉建屋廃棄物処理棟 3階	格納容器圧力逃し装置第二弁の現場操作他	1	20m×1本
緊急時対策所	緊急時対策所内各操作時の連絡手段確保	3	100m×4本
緊急時対策所建屋 1階	予備	1	200m×15本

図 15 携行型有線通話装置を用いた通信連絡の概要

(重要事故シーケンス 全交流動力電源喪失時の例)

島根原子力発電所 2号炉



図中の番号は、第 6 表の作業内容を示す。  
使用方法については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

第 17 図 有線式通信設備を用いた通信連絡の概要

第 6 表 有効性評価から抽出した有線式通信設備を用いる屋内作業一覧

No.	作業内容 <sup>①</sup>	作業場所	有線式通信設備専用接続端子場所	有線式通信機数 <sup>②</sup>	中継コード数 <sup>③</sup>
①	格納容器ベント準備操作	原子炉建物地上 3 階	原子炉建物地上 3 階	1	—
②	格納容器ベント操作	原子炉建物地上 1, 2 階	原子炉建物地上 1, 2 階	1	—
③	低圧原子炉代替注水系(可搬型) 系統構成	原子炉建物地上 1, 2 階	原子炉建物地上 1, 2 階	1	100m×1台
④	C 系非常用高圧母線受電操作	原子炉建物地上 2 階	原子炉建物地上 2 階	1	—
⑤	D 系非常用高圧母線受電操作	原子炉建物地上 2 階	原子炉建物地上 2 階	1	—
⑥	電源切替操作(注水弁電源切替操作)	原子炉建物地上 2, 3 階	原子炉建物地上 2, 3 階	1	100m×1台
⑦	電源切替操作(逃がし安全弁用電源切替操作)	廃棄物処理建物地上 1 階 <sup>④</sup>	廃棄物処理建物地上 1 階 <sup>④</sup>	— <sup>③</sup>	—
⑧	所内用蓄電池切替操作 (負荷切り離し／所内用蓄電池切替操作)	廃棄物処理建物地上 1 <sup>④</sup> , 地下 1 階 <sup>④</sup>	廃棄物処理建物地上 1 階 <sup>④</sup>	— <sup>③</sup>	—
⑨	原子炉補機代替冷却系準備操作 (電源ケーブル接続、受電)	原子炉建物地上 2 階 <sup>④</sup>	原子炉建物地上 2 階 <sup>④</sup>	1	—
⑩	原子炉補機代替冷却系準備操作 (原子炉補機代替冷却系、系統構成)	原子炉建物地上 1 <sup>④</sup> , 2, 3 階 <sup>④</sup> , 地下 2 階 <sup>④</sup>	原子炉建物地上 1, 2 階	3	100m×1 台
⑪	原子炉補機代替冷却系準備操作 (原子炉補機代替冷却系、系統構成) (全交流動力喪失(停止時))	廃棄物処理建物地上 2 階 <sup>④</sup>	廃棄物処理建物地上 1 階		
⑫	残留熱除去系からの漏えい停止操作(現場操作)	原子炉建物地上 1, 2 階	原子炉建物地上 1, 2 階	1	—
⑬	残留熱除去系からの漏えい停止準備操作	原子炉建物地上 2 <sup>④</sup> , 中 2 階 <sup>④</sup>	原子炉建物地上 2 <sup>④</sup> , 中 2 階 <sup>④</sup>	1	—
⑭	原子炉水位回復操作 (残留熱除去系漏洩箇所隔離準備操作)	原子炉建物地上 1, 2, 中 2 階 <sup>④</sup>	原子炉建物地上 1, 2, 中 2 階 <sup>④</sup>	2	—

\*1 : 作業内容は有効性評価の「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対応設備保管場所及びア

クセスルートについて 第5-4表 屋内作業の成立性評価結果」より引用。

\*2 : 有線式通信機、中継コードの保管場所は廃棄物処理建物地上 1 階。

\*3 : 中央制御室近傍のため使用しない。

\*4 : 技術的能力において、作業時に通信連絡を必要としない現場。

備考

・記載内容の相違

【柏崎 6/7, 東海第二】

島根 2 号炉は、第 6

表の作業内容を第 17 図に記載

・記載内容の相違

【柏崎 6/7】

島根 2 号炉は、有線式通信設備の操作場所毎の数量等を記載した表を記載

・設備の相違

【東海第二】

重要事故シーケンスにおける必要台数等の相違

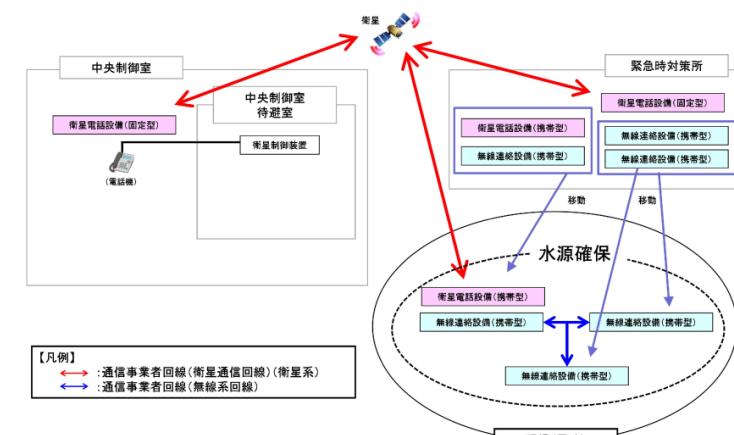
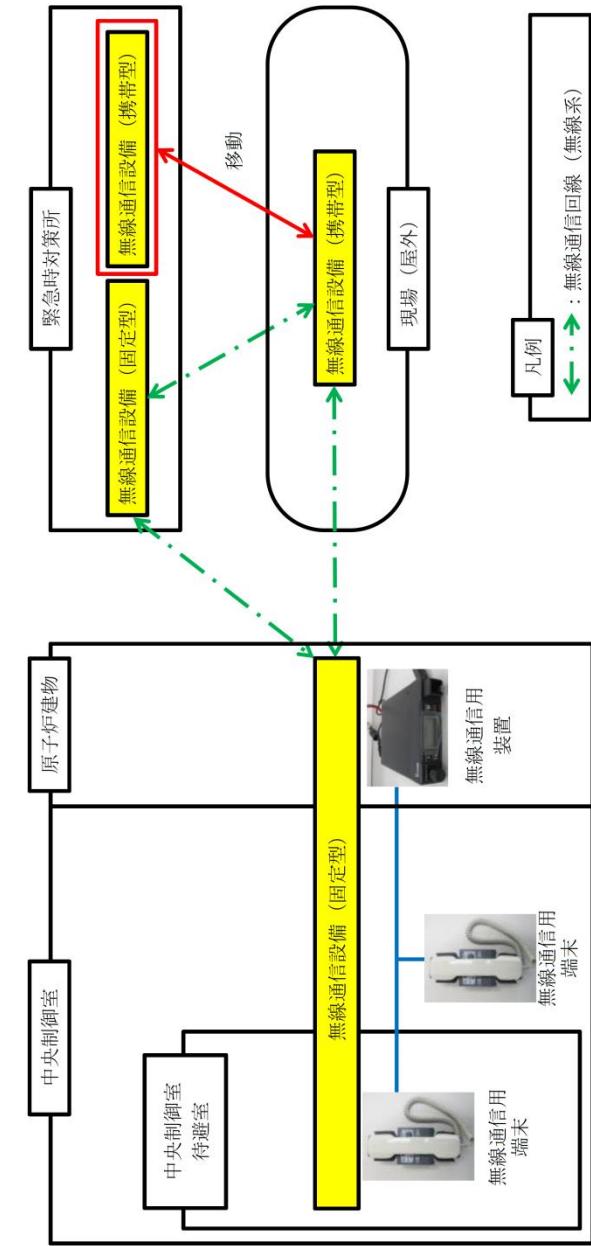


図 19 衛星電話設備（固定型）等を用いた通信連絡の概要



第 18 図 無線通信設備を用いた通信連絡の概要

- ・設備の相違  
【柏崎 6/7、東海第二】  
②③の相違

<p>柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)</p> <p><u>第 6 表 携帯型音声呼出電話機を使用する通話場所の例</u>  <u>(重大事故シーケンス 全交流動力電源喪失時 (7 号炉) の例)</u></p>	<p>東海第二発電所(2018. 9. 12 版)</p> <p><u>表 5 携行型有線通話装置を使用する通話場所の例</u>  <u>(重要事故シーケンス 全交流動力電源喪失時の例)</u></p>	<p>島根原子力発電所 2 号炉</p> <p><u>第 7 表 有線式通信設備を使用する通話場所の例</u>  <u>(重要事故シーケンス 全交流動力電源喪失時 (外部電源喪失+DG 失敗+HPCS 失敗) の例)</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>第 8 表の抽出結果による記載内容の相違</p>																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業・操作内容</th> <th colspan="2">作業・操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池切替</td> <td>コントロール建屋 地下 1 階</td> <td>計測制御電源盤室</td> </tr> <tr> <td>受電操作</td> <td>原子炉建屋 地下 1 階</td> <td>非常用電気品室</td> </tr> <tr> <td>MUWC 弁操作</td> <td>原子炉建屋 地下 3 階</td> <td>MUWC ポンプ室</td> </tr> <tr> <td>MUWC ポンプ起動確認</td> <td>原子炉建屋 地下 2 階</td> <td>通路</td> </tr> <tr> <td>代替原子炉冷却系 系統構成</td> <td>原子炉建屋 1 階</td> <td>通路, 非常用 D/G 室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋 2 階</td> <td>FPC 熱交換器室近傍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コントロール建屋 地下 2 階</td> <td>HECW 室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービン建屋 1 階</td> <td>CWP レイダウンエリア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービン建屋 地下 1 階</td> <td>RCW 熱交換器室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 ベント操作(S/C 側)</td> <td>原子炉建屋 中 3 階</td> <td>非常用 D/G(B) 送風機室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋 3 階</td> <td>通路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋 地下 1 階</td> <td>通路</td> </tr> <tr> <td>RCIC 起動確認</td> <td>原子炉建屋 地下 3 階</td> <td>RCIC ポンプ室</td> </tr> <tr> <td>RHR ポンプ(A) 起動確認</td> <td>原子炉建屋 地下 3 階</td> <td>RHR ポンプ(A) 室</td> </tr> </tbody> </table>	作業・操作内容	作業・操作場所		蓄電池切替	コントロール建屋 地下 1 階	計測制御電源盤室	受電操作	原子炉建屋 地下 1 階	非常用電気品室	MUWC 弁操作	原子炉建屋 地下 3 階	MUWC ポンプ室	MUWC ポンプ起動確認	原子炉建屋 地下 2 階	通路	代替原子炉冷却系 系統構成	原子炉建屋 1 階	通路, 非常用 D/G 室		原子炉建屋 2 階	FPC 熱交換器室近傍		コントロール建屋 地下 2 階	HECW 室		タービン建屋 1 階	CWP レイダウンエリア		タービン建屋 地下 1 階	RCW 熱交換器室	原子炉格納容器 ベント操作(S/C 側)	原子炉建屋 中 3 階	非常用 D/G(B) 送風機室		原子炉建屋 3 階	通路		原子炉建屋 地下 1 階	通路	RCIC 起動確認	原子炉建屋 地下 3 階	RCIC ポンプ室	RHR ポンプ(A) 起動確認	原子炉建屋 地下 3 階	RHR ポンプ(A) 室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業・操作内容</th> <th colspan="2">作業・操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不要負荷の切り離し操作</td> <td>原子炉建屋付属棟 1 階</td> <td>C/S 電気室</td> </tr> <tr> <td>受電前準備</td> <td>原子炉建屋付属棟 地下 1, 2 階</td> <td>C/S 電気室</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 4 階</td> <td>北西通路</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 3 階</td> <td>M S I V 保修室</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 2 階</td> <td>南側通路</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 1 階</td> <td>南側通路</td> </tr> </tbody> </table>	作業・操作内容	作業・操作場所		不要負荷の切り離し操作	原子炉建屋付属棟 1 階	C/S 電気室	受電前準備	原子炉建屋付属棟 地下 1, 2 階	C/S 電気室	原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 4 階	北西通路	原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 3 階	M S I V 保修室	原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 2 階	南側通路	原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 1 階	南側通路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業・操作内容</th> <th colspan="2">作業・操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用高圧母線受電操作</td> <td>原子炉建物 2 階</td> <td>A, B - 非常用電気室</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水系 (可搬型) 系統構成</td> <td>原子炉建物 2 階</td> <td>西側 P C V ペネトレーション室</td> </tr> <tr> <td>格納容器ベント準備操作</td> <td>原子炉建物 3 階</td> <td>北側連絡通路</td> </tr> <tr> <td>格納容器ベント操作 (ウェットウェルベントの場合)</td> <td>原子炉建物 1 階</td> <td>A - R C W ポンプ 熱交換器室</td> </tr> </tbody> </table>	作業・操作内容	作業・操作場所		非常用高圧母線受電操作	原子炉建物 2 階	A, B - 非常用電気室	低圧原子炉代替注水系 (可搬型) 系統構成	原子炉建物 2 階	西側 P C V ペネトレーション室	格納容器ベント準備操作	原子炉建物 3 階	北側連絡通路	格納容器ベント操作 (ウェットウェルベントの場合)	原子炉建物 1 階	A - R C W ポンプ 熱交換器室	
作業・操作内容	作業・操作場所																																																																																			
蓄電池切替	コントロール建屋 地下 1 階	計測制御電源盤室																																																																																		
受電操作	原子炉建屋 地下 1 階	非常用電気品室																																																																																		
MUWC 弁操作	原子炉建屋 地下 3 階	MUWC ポンプ室																																																																																		
MUWC ポンプ起動確認	原子炉建屋 地下 2 階	通路																																																																																		
代替原子炉冷却系 系統構成	原子炉建屋 1 階	通路, 非常用 D/G 室																																																																																		
	原子炉建屋 2 階	FPC 熱交換器室近傍																																																																																		
	コントロール建屋 地下 2 階	HECW 室																																																																																		
	タービン建屋 1 階	CWP レイダウンエリア																																																																																		
	タービン建屋 地下 1 階	RCW 熱交換器室																																																																																		
原子炉格納容器 ベント操作(S/C 側)	原子炉建屋 中 3 階	非常用 D/G(B) 送風機室																																																																																		
	原子炉建屋 3 階	通路																																																																																		
	原子炉建屋 地下 1 階	通路																																																																																		
RCIC 起動確認	原子炉建屋 地下 3 階	RCIC ポンプ室																																																																																		
RHR ポンプ(A) 起動確認	原子炉建屋 地下 3 階	RHR ポンプ(A) 室																																																																																		
作業・操作内容	作業・操作場所																																																																																			
不要負荷の切り離し操作	原子炉建屋付属棟 1 階	C/S 電気室																																																																																		
受電前準備	原子炉建屋付属棟 地下 1, 2 階	C/S 電気室																																																																																		
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 4 階	北西通路																																																																																		
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 3 階	M S I V 保修室																																																																																		
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 2 階	南側通路																																																																																		
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 1 階	南側通路																																																																																		
作業・操作内容	作業・操作場所																																																																																			
非常用高圧母線受電操作	原子炉建物 2 階	A, B - 非常用電気室																																																																																		
低圧原子炉代替注水系 (可搬型) 系統構成	原子炉建物 2 階	西側 P C V ペネトレーション室																																																																																		
格納容器ベント準備操作	原子炉建物 3 階	北側連絡通路																																																																																		
格納容器ベント操作 (ウェットウェルベントの場合)	原子炉建物 1 階	A - R C W ポンプ 熱交換器室																																																																																		



携行型有線通話装置



中継用ケーブルドラム

・写真については、一部イメージを含む。

第7表 各重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数（携帯型音声呼出電話設備）

柏崎 6／7号炉 (2017年12月20日版)		東海第二発電所(2018.9.12版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
各重大事故シーケンス						添付資料 1.19.11	
		コントロール建屋 使用場所		廃棄物 処理建屋		タービン 建屋	
①-1 高圧・低圧注水機能喪失		6号 号炉	6号 6号	7号 7号	6号 7号	6号 7号	6号 7号
①-2 高圧注水・減圧機能喪失		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
①-3-1 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG喪失)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-3-2 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)-RCIC失敗)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-3-3 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)-SRV再開失敗)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-3-4 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)-SRV再開失敗)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-4-1 断熱熱除却機能喪失 (残留熱除却系が故障した場合)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-4-2 制御熱除却機能喪失 (低水機能喪失した場合)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-5 原子炉停止機能喪失		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
①-6 LOCA時注水機能喪失		1 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
①-7 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)		1 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
②-1-1 代替熱除却切替機能を使用する場合		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
②-1-2 代替熱除却切替機能を使用しない場合		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
②-2 高圧溶融物放出/格納容器旁通気直接加熱		1 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
②-3 原子炉停止機能外の溶融燃料一冷却材相互作用		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
②-4 水素燃焼		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
②-5 滲漏炉心・コンクリート相互作用		1 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
重大事故 (格納容器破損防止)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
使用済燃料ブールにおける重大事故に至るおそれがある事故 (SPP破損防止)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
運転停止中の原子炉における重大事故に至る恐れがある事故 (炉心の着い損傷防止)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
運転停止中の原子炉に於ける重大事故に至るおそれがある事故 (停止中原子炉の燃料損傷防止)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
③-1 想定事故1		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
③-2 想定事故2		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
③-3 (サイフォン)事象等により使用済燃料ブール水の小規模な喪失		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
③-4 制御熱除却機能喪失 (RHR故障による停止時冷却機能喪失)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
④-1 全交流動力電源喪失		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
④-2 全交流動力電源喪失 (ROH故障による静的負荷)		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
④-3 原子炉冷却材の流出		1 <sup>b</sup>	1 <sup>b</sup>	-	-	-	6 <sup>b</sup>
④-4 反応度の誤投入		1 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-	-	6 <sup>b</sup>
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							
*台数については、今後、訓練等にて見直しを行ふ。必要台数は、各重大事故シーケンスで必要となる台数を示す。							

第8表 各重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数（無線連絡設備等）

第8表 各重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数

各重大事故シーケンス	使用場所	屋内		屋外
		(緊急時対策所及び中央制御室(6号及び7号炉))	無線連絡設備等(常設)	
①-1 高圧・低圧注水機能喪失	設備	7	3	7
①-2 高圧注水・減圧機能喪失		7	7	14
①-3-1 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)+FCIC喪失)		7	7	14
①-3-2 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)+直流水源喪失)		7	7	14
①-3-3 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)+SRV再閉失敗)		7	7	14
①-3-4 全交流動力電源喪失 ((外部電源喪失+DG喪失)+SRR再閉失敗)		7	7	14
①-4-1 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)		7	7	14
①-4-2 崩壊熱除去機能喪失 (吸水機能が喪失した場合)		7	7	14
①-5 原子炉停止機能喪失		3	3	-
①-6 LOCA時注水機能喪失		7	7	7
①-7 格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)		3	-	-
②-1-1 代替循環冷却・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)		7	18	18
②-1-2 代替循環冷却を使用しない場合		7	8	8
②-2 高圧溶融燃料放出/格納容器零間隔直接加熱		3	-	-
②-3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用		3	-	-
②-4 水素燃焼		7	14	14
②-5 溶融炉心・コンクリート相互作用		3	-	-
③-1 (使用済燃料ブールの冷却機能又は注水機能が喪失)		7	11	11
③-2 (サイフォン現象等による使用済燃料ブール水の小規模な喪失)		7	11	11
④-1 崩壊熱除去機能喪失 (RHR放電による停止時冷却機能喪失)		7	9	9
④-2 全交流動力電源喪失		7	12	12
④-3 原子炉冷却材の流出		7	9	9
④-4 反応度の誤投入		-	-	-

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。  
・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

表7 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備等の台数

各事故シーケンスグループ等	使用場所	台数: 台		
		屋内 (中央制御室) - 1件受取 留置電話設備 (固定型)	屋内 (緊急時対策所) - 1件受取 留置電話設備 (固定型)	屋外 無線電話設備 (携帯型)
①-1 高圧・低圧注水機能喪失		1	3	2
①-2 高圧注水・減圧機能喪失		-	-	-
①-3-1 全交流動力電源喪失 (TBD, TBU)		1	3	2
①-3-2 全交流動力電源喪失 (TBD, TBU)		1	3	2
①-3-3 全交流動力電源喪失 (TBD, TBU)		1	3	2
①-4-1 崩壊熱除去機能喪失 (吸水機能が喪失した場合)		-	-	-
①-4-2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が喪失した場合)		1	3	2
①-5 原子炉冷却材の流出		-	-	-
①-6 LOCA時注水機能喪失		1	3	2
①-7 格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)		-	-	-
②-1 伴流海水による塗装ヒートシングル		1	3	2
②-2 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+使用する場合)		-	-	-
②-3-1 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止しない場合)		1	3	2
②-3-2 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止する場合)		-	-	-
②-3-3 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止しない場合)		-	-	-
②-3-4 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止する場合)		-	-	-
②-4-1 崩壊熱除去機能喪失 (吸水機能が喪失した場合)		-	-	-
②-4-2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が喪失した場合)		-	-	-
②-5 原子炉停止機能喪失		-	-	-
②-6 LOCA時注水機能喪失		-	-	-
②-7 格納容器バイパス (インターフェイス (システム LOCA))		-	-	-
③-1-1 伴流海水による塗装ヒートシングル		1	3	2
③-1-2 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止しない場合)		-	-	-
③-2 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止する場合)		-	-	-
③-3-1 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止しない場合)		-	-	-
③-3-2 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止する場合)		-	-	-
③-3-3 伴流海水による塗装ヒートシングル (代替循環冷却+過温保護) (代替循環冷却を停止しない場合)		-	-	-
③-3-4 水素燃焼		-	-	-
③-5 溶融炉心・コンクリート相互作用		-	-	-
④-1 想定事故 1 (燃料ブールの冷却機能及び注水機能喪失)		4	2	2
④-2 想定事故 2 (サイフォン現象等によるブール水の小規模な喪失)		2	2	2
⑤-1 停止中の崩壊熱除去機能喪失		2	2	3
⑤-2 全交流動力電源喪失		2	2	—
⑤-3 原子炉冷却材の流出		2	2	—
⑤-4 反応度の誤投入		2	2	—

第9表 各重要事故シーケンスで使用する通信連絡設備の台数  
(無線通信設備)

各重要事故シーケンス	使用場所	台数: 台	
		屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)	屋外
②-1 高圧・低圧注水機能喪失		2	2
②-2 高圧注水・減圧機能喪失		2	—
②-3-1 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG失敗)+HPCS失敗		2	2
②-3-2 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG失敗)+高圧炉心冷却失敗		2	2
②-3-3 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG失敗)+直流水源喪失		2	2
②-3-4 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG失敗)+S R V再閉失敗+H P C S失敗		2	2
②-4-1 崩壊熱除去機能喪失 (吸水機能が喪失した場合)		2	2
②-4-2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が喪失した場合)		2	2
②-5 原子炉停止機能喪失		2	—
②-6 LOCA時注水機能喪失		2	2
②-7 格納容器バイパス (インターフェイス (システム LOCA))		2	—
③-1-1 密閉気圧力・温度による静的負荷 (大LOCA (RHAR))		2	4
③-1-2 密閉気圧力・温度による静的負荷 (大LOCA (フィルタベント))		2	2
③-2 高圧溶融物放出/格納容器密閉直接加熱 (D C H)		2	4
③-3 溶融燃料冷却相互作用 (F C I)		2	—
③-4 水素燃焼		2	—
③-5 溶融炉心・コンクリート相互作用 (M C C I)		2	—
④-1 想定事故 1 (燃料ブールの冷却機能及び注水機能喪失)		2	2
④-2 想定事故 2 (サイフォン現象等によるブール水の小規模な喪失)		2	2
⑤-1 停止中の崩壊熱除去機能喪失		2	—
⑤-2 全交流動力電源喪失		2	3
⑤-3 原子炉冷却材の流出		2	—
⑤-4 反応度の誤投入		2	—

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。  
・無線通信設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

島根原子力発電所 2号炉

備考

・設備の相違

【柏崎 6/7, 東海第二】  
重要事故シーケンスにおける必要台数等の相違、㉓の相違

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																																																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.12</p> <p><u>機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）の優先順位及び設備種別</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="4">通信実施場所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備 (発電所内)</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備 (発電所内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室<sup>※1</sup></td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋内)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 携帯型音声呼出電話設備</td> <td style="text-align: center;">② 携帯型音声呼出電話設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室<sup>※1</sup></td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所<sup>※2</sup></td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (常設)</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (常設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室待避室<sup>※1</sup></td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (常設)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所<sup>※2</sup></td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (常設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (常設)</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (常設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所<sup>※2</sup></td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (常設)</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (可搬型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所<sup>※2</sup> 対策本部</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">待機場所</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 携帯型音声呼出電話設備</td> <td style="text-align: center;">② 携帯型音声呼出電話設備</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所<sup>※2</sup></td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">① 衛星電話設備 (常設)</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">放射能観測車 (モニタリングカー)</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">① 衛星電話設備 (可搬型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 6 号及び 7 号炉 ※2: 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>凡例 丸数字 : 優先順位 ■ : 重大事故等対処設備 ■ : 自主対策設備</p>	機能	通信実施場所				場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)	場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)	操作・作業の連絡	中央制御室 <sup>※1</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	② 携帯型音声呼出電話設備	② 携帯型音声呼出電話設備	中央制御室 <sup>※1</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	② 衛星電話設備 (常設)	② 衛星電話設備 (常設)	中央制御室待避室 <sup>※1</sup>	① 衛星電話設備 (常設)	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 衛星電話設備 (常設)	② 無線連絡設備 (常設)	② 無線連絡設備 (常設)	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	② 無線連絡設備 (常設)	② 無線連絡設備 (可搬型)	緊急時対策所 <sup>※2</sup> 対策本部	待機場所	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (固定型)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	① 送受話器 (警報装置を含む。)	② 携帯型音声呼出電話設備	② 携帯型音声呼出電話設備	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 衛星電話設備 (常設)	放射能観測車 (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (可搬型)	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.6</p> <p><u>機能毎に必要な通信設備（発電所内）の優先順位及び設備種別</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="4">通信実施場所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備 (発電所内)</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋内)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室</td> <td style="text-align: center;">② 携帯型有線通話装置</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">② 携帯型有線通話装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (固定型)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋内)</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (携帯型)</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> <td style="text-align: center;">① 送受話器 (ベーピング)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">② 無線連絡設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (可搬型)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (可搬型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">凡例</td> <td style="text-align: center;">丸数字 : 優先順位</td> </tr> </tbody> </table>	機能	通信実施場所				場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)	場所	使用する通信連絡設備	操作・作業の連絡	中央制御室	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	① 送受話器 (ベーピング)	① 送受話器 (ベーピング)	中央制御室	② 携帯型有線通話装置	緊急時対策所	② 携帯型有線通話装置	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	① 送受話器 (ベーピング)	① 送受話器 (ベーピング)	操作・作業の連絡	② 無線連絡設備 (固定型)	現場 (屋内)	② 無線連絡設備 (固定型)	② 衛星電話設備 (固定型)	② 衛星電話設備 (固定型)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	操作・作業の連絡	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	① 送受話器 (ベーピング)	① 送受話器 (ベーピング)	② 無線連絡設備 (携帯型)	② 無線連絡設備 (携帯型)	操作・作業の連絡	緊急時対策所	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	① 送受話器 (ベーピング)	① 送受話器 (ベーピング)	② 無線連絡設備 (固定型)	② 無線連絡設備 (固定型)	操作・作業の連絡	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (固定型)	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (携帯型)	① 衛星電話設備 (可搬型)	① 衛星電話設備 (可搬型)	凡例	丸数字 : 優先順位	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.6</p> <p><u>機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）の優先順位及び設備種別</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="4">通信実施箇所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">操作・作業の連絡</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋内)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 有線式通信設備</td> <td style="text-align: center;">② 有線式通信設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室待避室</td> <td style="text-align: center;">① 有線式通信設備</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋内)</td> <td style="text-align: center;">① 有線式通信設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線通信設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">② 無線通信設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">中央制御室待避室</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 無線通信設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">① 無線通信設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (携帯型)</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">現場 (屋外)</td> <td style="text-align: center;">① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> <td style="text-align: center;">① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (携帯型)</td> <td style="text-align: center;">② 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急時対策所</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">放射能観測車 (モニタリングカー)</td> <td style="text-align: center;">① 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 無線通信設備 (携帯型)</td> <td style="text-align: center;">② 無線通信設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 衛星電話設備 (固定型)</td> <td style="text-align: center;">③ 衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>凡例 丸数字 : 優先順位 ■ : 重大事故等対処設備 ■ : 自主対策設備</p>	機能	通信実施箇所				場所	使用する通信連絡設備	場所	使用する通信連絡設備	操作・作業の連絡	中央制御室	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	② 有線式通信設備	② 有線式通信設備	中央制御室待避室	① 有線式通信設備	現場 (屋内)	① 有線式通信設備	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	中央制御室	② 衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所	② 衛星電話設備 (固定型)	② 無線通信設備 (固定型)	② 無線通信設備 (固定型)	① 衛星電話設備 (固定型)	① 衛星電話設備 (固定型)	中央制御室待避室	① 衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所	① 衛星電話設備 (固定型)	① 無線通信設備 (固定型)	① 無線通信設備 (固定型)	② 衛星電話設備 (固定型)	② 衛星電話設備 (固定型)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	② 衛星電話設備 (携帯型)	② 衛星電話設備 (携帯型)	緊急時対策所	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)	② 衛星電話設備 (携帯型)	② 衛星電話設備 (携帯型)	緊急時対策所	① 衛星電話設備 (固定型)	放射能観測車 (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (携帯型)	② 無線通信設備 (携帯型)	② 無線通信設備 (携帯型)	③ 衛星電話設備 (固定型)	③ 衛星電話設備 (固定型)	<p style="text-align: center;">添付資料 1.19.12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容、設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b> 島根 2 号炉は現場 (屋外) 間の優先順位及び設備種別を記載、⑨、⑪、⑮の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容、設備の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b> 島根 2 号炉は、中央制御室待避室と緊急時対策所間の優先順位及び設備種別を記載、島根 2 号炉は、現場 (屋内) 間の通信に有線式通信設備を使用しない、④の相違</p>
機能		通信実施場所																																																																																																																																																																																						
	場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)	場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)																																																																																																																																																																																				
操作・作業の連絡	中央制御室 <sup>※1</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (警報装置を含む。)		① 送受話器 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																				
		② 携帯型音声呼出電話設備		② 携帯型音声呼出電話設備																																																																																																																																																																																				
	中央制御室 <sup>※1</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (警報装置を含む。)		① 送受話器 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																				
		② 衛星電話設備 (常設)		② 衛星電話設備 (常設)																																																																																																																																																																																				
	中央制御室待避室 <sup>※1</sup>	① 衛星電話設備 (常設)	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 衛星電話設備 (常設)																																																																																																																																																																																				
		② 無線連絡設備 (常設)		② 無線連絡設備 (常設)																																																																																																																																																																																				
	緊急時対策所 <sup>※2</sup>	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)																																																																																																																																																																																			
			① 送受話器 (警報装置を含む。)		① 送受話器 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																			
② 無線連絡設備 (常設)			② 無線連絡設備 (可搬型)																																																																																																																																																																																					
緊急時対策所 <sup>※2</sup> 対策本部	待機場所	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (警報装置を含む。)		① 送受話器 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																				
		② 携帯型音声呼出電話設備		② 携帯型音声呼出電話設備																																																																																																																																																																																				
緊急時対策所 <sup>※2</sup>	① 衛星電話設備 (常設)	放射能観測車 (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (可搬型)																																																																																																																																																																																					
機能	通信実施場所																																																																																																																																																																																							
	場所	使用する通信連絡設備 (発電所内)	場所	使用する通信連絡設備																																																																																																																																																																																				
操作・作業の連絡	中央制御室	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)																																																																																																																																																																																				
		① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)		① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (ベーピング)		① 送受話器 (ベーピング)																																																																																																																																																																																				
	中央制御室	② 携帯型有線通話装置	緊急時対策所	② 携帯型有線通話装置																																																																																																																																																																																				
		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (ベーピング)		① 送受話器 (ベーピング)																																																																																																																																																																																				
	操作・作業の連絡	② 無線連絡設備 (固定型)	現場 (屋内)	② 無線連絡設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
		② 衛星電話設備 (固定型)		② 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機)																																																																																																																																																																																				
	操作・作業の連絡	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)																																																																																																																																																																																			
① 送受話器 (ベーピング)			① 送受話器 (ベーピング)																																																																																																																																																																																					
② 無線連絡設備 (携帯型)			② 無線連絡設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																					
操作・作業の連絡	緊急時対策所	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信電話設備 (PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 送受話器 (ベーピング)		① 送受話器 (ベーピング)																																																																																																																																																																																				
		② 無線連絡設備 (固定型)		② 無線連絡設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
操作・作業の連絡	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (固定型)	モニタリング (放射能観測車) (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																				
		① 衛星電話設備 (可搬型)		① 衛星電話設備 (可搬型)																																																																																																																																																																																				
		凡例		丸数字 : 優先順位																																																																																																																																																																																				
機能	通信実施箇所																																																																																																																																																																																							
	場所	使用する通信連絡設備	場所	使用する通信連絡設備																																																																																																																																																																																				
操作・作業の連絡	中央制御室	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)	現場 (屋内)	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																				
		② 有線式通信設備		② 有線式通信設備																																																																																																																																																																																				
	中央制御室待避室	① 有線式通信設備	現場 (屋内)	① 有線式通信設備																																																																																																																																																																																				
		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)		① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末)																																																																																																																																																																																				
		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																				
	中央制御室	② 衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所	② 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
		② 無線通信設備 (固定型)		② 無線通信設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
		① 衛星電話設備 (固定型)		① 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
	中央制御室待避室	① 衛星電話設備 (固定型)	緊急時対策所	① 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																				
① 無線通信設備 (固定型)		① 無線通信設備 (固定型)																																																																																																																																																																																						
② 衛星電話設備 (固定型)		② 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																						
現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)																																																																																																																																																																																					
	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																					
	② 衛星電話設備 (携帯型)		② 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																					
緊急時対策所	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)	現場 (屋外)	① 電力保安通信用電話設備 (PHS 端末)																																																																																																																																																																																					
	① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)		① 所内通信連絡設備 (警報装置を含む。)																																																																																																																																																																																					
	② 衛星電話設備 (携帯型)		② 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																					
緊急時対策所	① 衛星電話設備 (固定型)	放射能観測車 (モニタリングカー)	① 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																					
	② 無線通信設備 (携帯型)		② 無線通信設備 (携帯型)																																																																																																																																																																																					
	③ 衛星電話設備 (固定型)		③ 衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																					

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																										
<p><b>機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所外）の優先順位及び設備種別</b></p> <table border="1" data-bbox="161 406 924 1381"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="4">通信実施場所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備（発電所外）</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備（発電所外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通報・連絡等</td> <td rowspan="3">テレビ会議</td> <td>① テレビ会議システム （テレビ会議システム（社内向））</td> <td rowspan="3">テレビ会議</td> <td>① テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向）） ② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向）） ③ テレビ会議システム<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向））</td> </tr> <tr> <td>③ テレビ会議システム<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電話</td> <td>① 衛星電話設備（社内向） （衛星社内電話機）</td> <td rowspan="4">電話</td> <td>① 衛星電話設備（常設） ② IP-電話機<sup>※2</sup>（有線系） ③ IP-電話機<sup>※2</sup>（衛星系） ④ IP-電話機<sup>※2</sup>（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>② 衛星電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td>③ IP-電話機<sup>※2</sup>（有線系） ④ IP-電話機<sup>※2</sup>（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>① IP-FAX<sup>※2</sup>（有線系） ② IP-FAX<sup>※2</sup>（衛星系）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">FAX</td> <td>—</td> <td rowspan="3">FAX</td> <td>① IP-FAX<sup>※2</sup>（有線系） ② IP-FAX<sup>※2</sup>（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">緊急時対策所<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">テレビ会議</td> <td>① テレビ会議システム<sup>※2</sup></td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>① IP-電話機<sup>※2</sup>（有線系） ② IP-電話機<sup>※2</sup>（衛星系） ③ 衛星電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話</td> <td>① IP-FAX<sup>※2</sup>（有線系） ② IP-FAX<sup>※2</sup>（衛星系）</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 ※2：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td><td>凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備</td><td>※1：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</td><td>凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備</td></tr> </tbody> </table> <p>・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	機能	通信実施場所				場所	使用する通信連絡設備（発電所外）	場所	使用する通信連絡設備（発電所外）	通報・連絡等	テレビ会議	① テレビ会議システム （テレビ会議システム（社内向））	テレビ会議	① テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向）） ② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向）） ③ テレビ会議システム <sup>※2</sup>	② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向））	③ テレビ会議システム <sup>※2</sup>	電話	① 衛星電話設備（社内向） （衛星社内電話機）	電話	① 衛星電話設備（常設） ② IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ③ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系） ④ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系）	② 衛星電話設備（常設）	③ IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ④ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系）	① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）	FAX	—	FAX	① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）	—	—	緊急時対策所 <sup>※1</sup>	テレビ会議	① テレビ会議システム <sup>※2</sup>	—	① IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系） ③ 衛星電話設備（常設）	電話	① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）	—	—	—	—	※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 ※2：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備	※1：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現、設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b> 島根 2 号炉は、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所との優先順位及び設備種別は機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所外）の優先順位及び設備種別（2/2）にて記載、⑥の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b> ⑦の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7、東海第二】</b> 優先順位、⑭の相違</p>
機能		通信実施場所																																											
	場所	使用する通信連絡設備（発電所外）	場所	使用する通信連絡設備（発電所外）																																									
通報・連絡等	テレビ会議	① テレビ会議システム （テレビ会議システム（社内向））	テレビ会議	① テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向）） ② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向）） ③ テレビ会議システム <sup>※2</sup>																																									
		② 衛星電話設備（社内向） （テレビ会議システム（社内向））																																											
		③ テレビ会議システム <sup>※2</sup>																																											
	電話	① 衛星電話設備（社内向） （衛星社内電話機）	電話	① 衛星電話設備（常設） ② IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ③ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系） ④ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系）																																									
		② 衛星電話設備（常設）																																											
		③ IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ④ IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系）																																											
		① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）																																											
	FAX	—	FAX	① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）																																									
		—																																											
		—																																											
緊急時対策所 <sup>※1</sup>	テレビ会議	① テレビ会議システム <sup>※2</sup>	—																																										
		① IP-電話機 <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-電話機 <sup>※2</sup> （衛星系） ③ 衛星電話設備（常設）																																											
	電話	① IP-FAX <sup>※2</sup> （有線系） ② IP-FAX <sup>※2</sup> （衛星系）	—																																										
		—																																											
	—	—																																											
※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 ※2：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備	※1：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	凡例 丸数字：優先順位 ■：重大事故等対処設備 ■：自主対策設備																																										

柏崎 6／7 号炉 (2017 年 12 月 20 日版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考																																																																			
	<p><u>機能毎に必要な通信設備（発電所外）の優先順位及び設備種別（2／2）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="3">通信実施箇所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備 (発電所外)</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備 (発電所外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通報、 連絡等</td> <td rowspan="2">緊急時 対策所</td> <td>電話</td> <td> <table border="1"> <tr><td>① I P 電話<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）</td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入電話)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))</td></tr> <tr><td>③ 衛星電話設備 (固定型)</td></tr> </table> </td> <td>地 方 公 共 團 體 、 そ れ か ら の 開 機 關 等</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td> <table border="1"> <tr><td>① I P - F A X<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（F A X）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入F A X)</td></tr> </table> </td> <td></td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>緊急時 対策所</td> <td>電話</td> <td>① 衛星電話設備 (固定型)</td> <td>モニタリング (放 射 能 観 測 車)</td> <td>電話</td> <td>① 衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <p>凡例</p> <p>丸数字 : 優先順位</p> <p>■ : 重大事故等対処設備</p> <p>■ : 自主対策設備</p>	機能	通信実施箇所			場所	使用する通信連絡設備 (発電所外)	場所	使用する通信連絡設備 (発電所外)	通報、 連絡等	緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① I P 電話<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）</td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入電話)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))</td></tr> <tr><td>③ 衛星電話設備 (固定型)</td></tr> </table>	① I P 電話 <sup>*1</sup>	① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）	① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）	② 加入電話設備 (加入電話)	② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))	③ 衛星電話設備 (固定型)	地 方 公 共 團 體 、 そ れ か ら の 開 機 關 等	電話	F A X	<table border="1"> <tr><td>① I P - F A X<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（F A X）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入F A X)</td></tr> </table>	① I P - F A X <sup>*1</sup>	① 電力保安通信用 電話設備（F A X）	② 加入電話設備 (加入F A X)		F A X	緊急時 対策所	電話	① 衛星電話設備 (固定型)	モニタリング (放 射 能 観 測 車)	電話	① 衛星電話設備（携帯型）	<p><u>機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所外）の優先順位及び設備種別（2／2）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="3">通信実施箇所</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備</th> <th>場所</th> <th>使用する通信連絡設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急時 対策所</td> <td>電話</td> <td> <table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備</td></tr> <tr><td>③ I P - 電話機<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>④ I P - 電話機<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> <tr><td>⑤ 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table> </td> <td>自治体、 その他の 関係機 関等</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td> <table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>② I P - F A X<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>③ I P - F A X<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> </table> </td> <td></td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>緊急時 対策所</td> <td>電話</td> <td> <table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table> </td> <td>所外開 係箇所</td> <td>電話</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <p>・優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>凡例</p> <p>丸数字 : 優先順位</p> <p>■ : 重大事故等対処設備</p> <p>■ : 自主対策設備</p>	機能	通信実施箇所			場所	使用する通信連絡設備	場所	使用する通信連絡設備	緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備</td></tr> <tr><td>③ I P - 電話機<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>④ I P - 電話機<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> <tr><td>⑤ 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)	① 局線加入電話設備 (固定電話機)	② 専用電話設備	③ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (有線系)	④ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (衛星系)	⑤ 衛星電話設備（固定型）	自治体、 その他の 関係機 関等	電話	F A X	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>② I P - F A X<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>③ I P - F A X<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (F A X)	① 局線加入電話設備 (F A X)	② I P - F A X <sup>*1</sup> (有線系)	③ I P - F A X <sup>*1</sup> (衛星系)		F A X	緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)	① 局線加入電話設備 (固定電話機)	② 衛星電話設備（固定型）	所外開 係箇所	電話
機能	通信実施箇所																																																																					
	場所	使用する通信連絡設備 (発電所外)	場所	使用する通信連絡設備 (発電所外)																																																																		
通報、 連絡等	緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① I P 電話<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）</td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入電話)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))</td></tr> <tr><td>③ 衛星電話設備 (固定型)</td></tr> </table>	① I P 電話 <sup>*1</sup>	① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）	① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）	② 加入電話設備 (加入電話)	② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))	③ 衛星電話設備 (固定型)	地 方 公 共 團 體 、 そ れ か ら の 開 機 關 等	電話																																																											
		① I P 電話 <sup>*1</sup>																																																																				
	① 電力保安通信用 電話設備（固定 電話機）																																																																					
① 電力保安通信用 電話設備（P H S 端末）																																																																						
② 加入電話設備 (加入電話)																																																																						
② 専用電話設備 (専用電話（ホ ットライン）(地 方公共団体向))																																																																						
③ 衛星電話設備 (固定型)																																																																						
F A X	<table border="1"> <tr><td>① I P - F A X<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>① 電力保安通信用 電話設備（F A X）</td></tr> <tr><td>② 加入電話設備 (加入F A X)</td></tr> </table>	① I P - F A X <sup>*1</sup>	① 電力保安通信用 電話設備（F A X）	② 加入電話設備 (加入F A X)		F A X																																																																
① I P - F A X <sup>*1</sup>																																																																						
① 電力保安通信用 電話設備（F A X）																																																																						
② 加入電話設備 (加入F A X)																																																																						
緊急時 対策所	電話	① 衛星電話設備 (固定型)	モニタリング (放 射 能 観 測 車)	電話	① 衛星電話設備（携帯型）																																																																	
機能	通信実施箇所																																																																					
	場所	使用する通信連絡設備	場所	使用する通信連絡設備																																																																		
緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 専用電話設備</td></tr> <tr><td>③ I P - 電話機<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>④ I P - 電話機<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> <tr><td>⑤ 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)	① 局線加入電話設備 (固定電話機)	② 専用電話設備	③ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (有線系)	④ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (衛星系)	⑤ 衛星電話設備（固定型）	自治体、 その他の 関係機 関等	電話																																																												
	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)																																																																					
	① 局線加入電話設備 (固定電話機)																																																																					
② 専用電話設備																																																																						
③ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (有線系)																																																																						
④ I P - 電話機 <sup>*1</sup> (衛星系)																																																																						
⑤ 衛星電話設備（固定型）																																																																						
F A X	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (F A X)</td></tr> <tr><td>② I P - F A X<sup>*1</sup> (有線系)</td></tr> <tr><td>③ I P - F A X<sup>*1</sup> (衛星系)</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (F A X)	① 局線加入電話設備 (F A X)	② I P - F A X <sup>*1</sup> (有線系)	③ I P - F A X <sup>*1</sup> (衛星系)		F A X																																																															
① 電力保安通信用電話設備 (F A X)																																																																						
① 局線加入電話設備 (F A X)																																																																						
② I P - F A X <sup>*1</sup> (有線系)																																																																						
③ I P - F A X <sup>*1</sup> (衛星系)																																																																						
緊急時 対策所	電話	<table border="1"> <tr><td>① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)</td></tr> <tr><td>① 局線加入電話設備 (固定電話機)</td></tr> <tr><td>② 衛星電話設備（固定型）</td></tr> </table>	① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)	① 局線加入電話設備 (固定電話機)	② 衛星電話設備（固定型）	所外開 係箇所	電話																																																															
① 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末)																																																																						
① 局線加入電話設備 (固定電話機)																																																																						
② 衛星電話設備（固定型）																																																																						

柏崎 6／7号炉（2017年12月20日版）	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付資料 1.19.13 手順のリンク先について</p> <p>通信連絡に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.19.2.1(1)(d)iii <u>SPDS表示装置</u> &lt;リンク先&gt; 1.18.2.2(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>2. 1.19.2.1(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>3. 1.19.2.2(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>4. 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.14.2.1 交流電源喪失時の対応手順 1.18.2.4(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電</p>	<p>添付資料 1.19.7 手順のリンク先について</p> <p>通信連絡設備に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.19.2.1(1)(f) <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> &lt;リンク先&gt; 1.18.2.2(1) <u>緊急時対策所データ伝送設備</u>によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>2. 1.19.2.1(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>3. 1.19.2.2(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>4. 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.14.2.1 <u>交流電源喪失時の対応手順</u> 1.18.2.4 緊急時対策所用発電機による給電</p>	<p>添付資料 1.19.13 手順のリンク先について</p> <p>通信連絡に関する手順等について、手順のリンク先を以下にまとめる。</p> <p>1. 1.19.2.1(1)(d)ii <u>SPDSデータ表示装置</u> &lt;リンク先&gt; 1.18.2.2(1) <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>2. 1.19.2.1(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>3. 1.19.2.2(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>4. 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 &lt;リンク先&gt; 1.14.2.1 <u>代替電源（交流）による対応手順</u> 1.18.2.4(1) <u>緊急時対策所用発電機による給電</u></p>	